

第七十二回 参議院 商工委員会、物価等対策特別委員会、地方行政委員会、建設委員会連合審査会 會議録第一号

昭和四十八年十二月二十日(木曜日)
午前十時十六分開会

委員氏名

商工委員

委員長 柳木 亨弘君
理事 佐田 一郎君
理事 竹内 藤男君
理事 大矢 正君
理事 栗林 卓司君
理事 稲嶺 一郎君
理事 植木 光教君
理事 大谷藤之助君
理事 佐藤 隆君
理事 寺下 岩藏君
理事 林田悠紀夫君
理事 星野 重次君
理事 細川 護熙君
理事 安田 隆明君
理事 小野 明君
理事 沢田 政治君
理事 竹田 現照君
理事 林 虎雄君
理事 中尾 辰義君
理事 峯山 昭範君
理事 須藤 五郎君

物価等対策特別委員

委員長

理事 小笠 公韶君
理事 佐藤 一郎君
理事 棚田 四郎君
理事 竹田 四郎君
理事 田代富士男君
理事 中沢伊登子君
理事 上原 正吉君

地方行政委員

委員長

理事 久保田藤麿君
理事 原 文兵衛君
理事 占部 秀男君
理事 河田 賢治君
理事 鬼丸 勝之君
理事 片山 正英君
理事 斎藤 寿夫君
理事 柴立 芳文君
理事 高橋 邦雄君
理事 鍋島 直紹君
理事 増田 盛君
理事 安井 謙君
理事 若林 正武君
理事 秋山 長造君
理事 神沢 淨君
理事 戸叶 武君
理事 和田 静夫君
理事 上林繁次郎君
理事 藤原 房雄君
理事 村尾 重雄君

委員長

理事 土屋 義彦君
理事 河本嘉久蔵君
理事 藤田 正明君
理事 成瀬 橋治君
理事 多田 省吾君
理事 青木 一男君
理事 柴田 榮君
理事 嶋崎 均君
理事 高田 浩連君
理事 玉置 猛夫君
理事 中西 一郎君
理事 西田 信一君
理事 松垣徳太郎君
理事 船田 謙君
理事 山崎 五郎君
理事 川村 清一君
理事 竹田 四郎君
理事 戸田 菊雄君
理事 西村 関一君
理事 山崎 昇君
理事 山田 徹一君
理事 中村 利次君
理事 渡辺 武君
理事 野末 和彦君

農林水産委員

委員長

理事 初村麗一郎君
理事 梶木 又三君
理事 高橋雄之助君
理事 工藤 良平君
理事 中村 波男君
理事 亀井 善彰君
理事 河口 陽一君
理事 久次米健太郎君
理事 小林 国司君
理事 佐藤 隆君

運輸委員

委員長 宮崎 正雄君
理事 黒住 忠行君
理事 菅野 儀作君
理事 山崎 竜男君
理事 小柳 政一君
理事 岩本 智君
理事 江藤 智君
理事 木村 睦男君
理事 橋 直治君
理事 前田佳都男君
理事 松平 勇雄君
理事 渡辺一太郎君
理事 杉山善太郎君
理事 瀬谷 英行君
理事 森中 守義君
理事 阿部 憲一君
理事 三木 忠雄君
理事 田淵 哲也君
理事 山田 勇君

[illegible]

公正取引委員会 事務局長	吉田 文剛君
経済企画政務次 官	竹内 黎一君
経済企画庁調整 局長	青木 慎三君
経済企画庁国民 生活局長	喜多村治雄君
経済企画庁物価 局長	小島 英敏君
科学技術庁原子 力局長	田宮 茂文君
環境庁長官官房 長	信澤 清君
環境庁大気保全 局長	春日 齊君
外務省中近東ア フリカ局長	田中 秀穂君
外務省経済局長	宮崎 弘道君
大蔵政務次官	柳田桃太郎君
厚生省社会局長	高木 玄君
厚生省児童家庭 局長	翁 久次郎君
農林大臣官房長 官	三善 信二君
農林省農蚕園芸 局長	岡安 誠君
農林省畜産局長	大河原太一郎君
農林省食品流通 局長	池田 正範君
食糧庁長官	中野 和仁君
水産庁長官	荒勝 巖君
通商産業政務次 官	楠 正俊君
通商産業審議官	森口 八郎君
通商産業省基礎 産業局長	飯塚 史郎君
通商産業省生活 産業局長	橋本 利一君
資源エネルギー 庁長官	山形 榮治君
資源エネルギー 庁公益事業部長	岸田 文武君
中小企業庁長官	外山 弘君
運輸大臣官房審 議官	原田昇左右君

事務局側

運輸省自動車局 長	中村 大造君
運輸省航空局長	寺井 久美君
建設省計画局長	大塩洋一郎君
常任委員会専門 員	伊藤 保君
常任委員会専門 員	杉本 金馬君
常任委員会専門 員	富田 秀雄君
常任委員会専門 員	菊地 拓君
常任委員会専門 員	池部 幸雄君
常任委員会専門 員	村田 育二君

本日の会議に付した案件

- 石油需給適正化法案（内閣提出、衆議院送付）
- 石油需給適正化法案（内閣提出、衆議院送付）
- 国民生活安定緊急措置法案（内閣提出、衆議院送付）

〔商工委員長鈴木孝弘君委員長席に着く〕

○委員長（鈴木孝弘君） ただいまから商工委員会、物価等対策特別委員会、地方行政委員会、大蔵委員会、農林水産委員会、運輸委員会、建設委員会の連合審査会を開会いたします。

先例によりまして、商工委員長及び物価等対策特別委員長が交代して連合審査会の会議を主宰いたします。

石油需給適正化法案及び国民生活安定緊急措置法案を一括して議題といたします。

両案についての趣旨説明は、お手元に配付してあります資料により御了承願うこととし、これより直ちに質疑に入ります。

この際政府側にお願ひいたしますが、質疑者の持ち時間は答弁時間を含めた時間でありまして、簡潔適切な御答弁を賜りますようお願いしておきます。神沢浄君。

○神沢浄君 私は、地方行政の立場から両法案に対して質問を行なうわけなんです、その前にちょっと伺ひしておきたいと思ひますのは、国民生活安定緊急措置法案については、提案理由説明というのと趣旨説明というのと二様に出ているわけでありまして、これは当局のほうへ聞いてみましたら、提案理由説明のほうは初め出して、衆議院でこれは委員会へ説明したものである、趣旨説明のほうは、参議院は本会議での質疑があったから、その際提出したものである、こういうふうに言っておられるわけなんですけれども、内容を見ますと、どう違うかという、最初出したのと、あとから出した趣旨説明では、いわゆる物価高騰等の背景の説明部分がなくなっているわけなんです。私はそれを見まして、衆議院に提案理由を説明したときと参議院の本会議とのわずかの期間の間に、もはや物価の高騰の背景として外圧だとか、あるいは国内の需要の急速な拡大だとかなどというふうなことをもう白々しく言っておられるような情勢では——わがらの期間であるけれども、非常に急激な変化をしておることが、いままでも提案理由の説明等が二様になされたというふうなことはないように承るのですけれども、したがって、そのような例のないようなことをなされた理由になつておるんではないか。総理大臣が国会の論議の中であつてインフレという言い方を執拗に避けられる。ところが建設省ではもうすでにインフレ条項を適用しておる。こういうような状態自体がきわめてインフレの急激な推移というものを証明をしておると思ひますし、そういう事態自身がいわゆる提案理由説明が趣旨説明にかわるようなこと、理由になつておるんではないかというふうには私は解釈をするわけなんです、そこでひとつこれは経企庁の長官にお伺ひしたいと思ひますけれども、閣内の意見が私に触れたような、いわゆる見解の修正変化というのか、そういうふうなものになされての上のことであるかどうか、この点をひとつお伺ひをいたしたいと思ひます。

○国務大臣（内田常雄君） 神沢さんからのお尋ねでございますが、本会議における趣旨説明と、また委員会における提案理由の説明とは、本会議のほうをこれはなるべく簡単にせよというふうな御注意も私に対してございましたので、やや簡単にしたというだけでございます、その間に物価の上昇についての原因の解明とか、あるいはいま仰せられましたインフレについての考え方が変わってきたということでは全くございません。この法律案の第一条にございまして「異常な事態に対処する」の他「わが国における「異常な事態に対処する」これは法律案でございまして、私の認識ではそれをインフレということばであらわすかどうかは別といたしまして、きょう現在が物価の高騰の状況は私は異常な状態と判断をいたしております、この法律案第一条の状態がすでにあらわれて、したがっていま、この法律案は最後の条項にございまして、国会で御可決をいただきます、たならば、国会法の規定によりましてすみやかにその公布をいたしまして、第一条の状態に対処をいたしてまいりたい、こういうことに全く変わりはないと思ひます。

○神沢浄君 執拗にインフレという言い方を避けられる内閣のもとで、もういよいよインフレ条項の適用をしなかならぬというふうなことに矛盾が生まれる点の論争はしたいところですが、時間も時間の関係がありますから、私は、地方行政にかかわる質問を進めてまいりたいと思ひます。

さて、私もいよいよ地方の住民の立場からいたしますと、これは率直に言つて、この法律ができたところでもつてはたして不安が解消され得るかどうかというふうな点に多大な疑問と不信を持っておるのが実態のようであります。たとえば政府は、灯油の価格を三百八十円と指示をいたしました。地方へ参りまして三百八十円でもって灯油を売っておるのは大体農協くらいのものであります。ところが、その農協はもうほとんど品不足でありまして、なかなか円滑な取得ができない

いわけであります。それでは他の小売りなどにおいてはどうかという、値段は三百八十円です。と。しかし、それに運搬費だとか、あるいは容器代だとかいうようなものを加えておられる四百五十円くらいの方がいま私の郷里などにおきましてもそういう現状になっておられるようであります。

そこで、大体私も驚いたんですが、塩が値上がりをしていくわけがあります。私は、塩というのはこれは政府が責任を持つ専売のものであるから、まさか塩の小売りが値上がりをするなどということがあるはずはないというように、このことを言ったんですけれども、実際には塩が値上がりをしていくと、こういう状況であります。この法律が成立したときにも、ときによれば立ち入り検査等を行なう国民の生活の安定をはかっていたかなやなぬと思うのですが、一つさだかであるのは、この法律の中でもってそれをだれがやるのか。まさか大臣が出てやるか、それともあるまいやなぬ、本省の役人が出かけてやることもこれはできないでしょう。

なぜそういうようなことを心配するかと言いますと、例の買い占め・売り惜しみの法律がもうすでに出ておられるのが、あの実施に対して東京通産局の管内だけでもわざわざ調査官が二名しか置かれていないという実態のようであります。どうにもならない、そういう実態を見ておるからこそ、地方におきましてはこの法律が出たところでもって、はたしてこれでどうなるだろうというふうな不安と疑問の点をこれは隠しきれません。したがって、これはだれが実際にはやるのかという点をひとつ明らかにしていただきたいと思うのです。

○国務大臣(内田常雄君) この国民生活安定法の執行をいたしますのは主務大臣、それに私も総理大臣の補佐役が協力をして、その法律の適正な執行をいたすわけでございますが、それを監視、監督するのはその主務省の職員というこ

とになっております。しかし、それだけではいまい神沢さんのおおげになりましたように、当然監視機能の限界があると考えますので、国の職員もふやしたりあるいはまた配置転換等もいたしまして、極力この仕事に動員はいたしますが、やはり何と言いましてもこの法律を完全に執行いたしてまいりますためには、神沢さんのお話のように、地方公共団体の協力を得る以外にないと考えます。そこで、この法律におきましては主務大臣は当該職員のみなならず、主務大臣の権限を地方公共団体の長に委任することができると、こういう規定を置いてございまして、したがって、この法律の執行の、あるいは監視の仕事は全国的規模においてきめなければならぬようなものは主務大臣がいたしますけれども、地方的な監視とか、立ち入り検査等までも含めまして公共団体にお願いをいたすと、こういうたてまえてございまして、

またそればかりではなしに、各省とも民間の方々に御依頼をしてモニター制度というふうなものをもってございまして、そういう制度も充実をいたしまして、これは当該職員の権限を執行するということにはまいりませんけれども、一般的な標準価格の公示の監視とか、あるいは違反についての情報とかというふうなことにございまして、そういう方々の御協力もさらに得てまいると、かようにいたしております。

さらに、神沢さん御指摘になりました買い占め防止法における価格調査官というのは、これはもうこの法律ができて以来二百数十名にわづかの該当職員をふやしまして、現在でも三百六人しかおりません。これではどうにもならない。これはどうにもなりませんので、今度この国民生活安定緊急措置法のほうで買い占め防止法のほうの条項も改正をいたしまして、やはり価格調査官の職務は地方公共団体の長に委任をすることができると、こういうことにいたしまして、これらも買い占め・売り惜しみの防止に対する監視業務も地方公共団体の職員の御協力のもとに、いままでもは違つた姿で遺憾なきを期したいと考えております。

ります。

○神沢浄君 その点を私伺いをしたいと思つていた点なんです、法文の中でもって、地方公共団体に権限の委任が規定されるようでありまして、そこで、私もつい先ごろ帰りましたときに、関心がありますから、私の県の状況などを聞いてみますと、国よりかむしろ地方のほうが、目の前に問題を控えておりますから真剣でありまして、もし法律がきまつて流れてきた場合にはどうというところで準備的に考えておつて、新しい課くらいは設置をしなければならぬのじゃないかというふうなことをもうすでにやっておるようでありまして、ところが、そのいわゆる権限の委任の内容、細目の問題ですけれども、いまだに何か法律がまだきまつてないのだからということも言われるのかもしれないんですが、国会の議論などの上においてはどうもまだ十分に明らかでない、こういうふうなことが指摘をされております。そこでひとつ、できましてはこれは経企、通産両大臣から、国として地方への権限委任の内容と内容というのは大体どういうふうな考えでおるというふうな点について明らかにひとつお聞きをしておきたい、私はこう思うわけなんです。

○国務大臣(内田常雄君) まことにごもつものお尋ねと思つて、これはしかし、神沢さんに御理解をいただきたいことは、私のほうの国民生活安定緊急措置法のほうは、これが可決されましても、全条文また全条文に基づく措置が同時に発動するという仕組みになっておりません。状況によりまして、まず一番最初は、物資を指定して標準価格をつくるというふうなことで、物価が際限なしに上がるような状態を一応とどめて、それを公示をさせたり、また監視をさせたりというところから進めまして、事態によつてはそれは特定標準価格というふうなものをつくりまして、課徴金を取るというふうな事態が生ずるかもしれない。そういうことは私も期待をいたしておりますが、しかし価格を抑えるということとは、同時に物の流れがうまくいきませんと価格だけで

はどうにもなりませんので、物が足りない場合には生産の指示とか、出荷の指示とか、輸送の指示とかというふうなものを動かすような条項もございまして、あるいはこれはやりたくはございませんが、どうしてもやむを得ない場合には、それは配給とか、割り当てとかいうような仕事も出てくるかもしれない。しかし、それは一べんに発動するわけではございませんので、したがって、すべての条項を全部発動する、最後には物統令によるマル公制度の援用までもできる仕組みになっておりますが、そういうことはなるべくしたくないというところでございまして、初めから全条項に基づく権限が発動されるとして地方公共団体にそれらをお願いしておく必要もない面がございまして、しかし、標準価格に基づく制度は、これはもう最初からできるだけやるべきものはやろうと思つたので、まずそういう点を出発させることとして、自治大臣また大蔵省とも打ち合わせをいたしまして、地方のそういう新しい仕事に対する財政的な要望もあれば、そういう面にも十分対応をせよしていただきたいということをお自治大臣、大蔵大臣のほうにも申し入れてあると、こういうわけでございまして。

○神沢浄君 依然としてあまり明確ではないようでありますけれども、私はさっきも申し上げたように、地方のほうがあつたと真剣に取り組んでおるような実態でもありますが、やはりこの権限の委任の考え方の内容というふうなものは、大体、地方との間に早くこれは意思疎通がはかることが必要だろうというふうな考えでいるからであります。

そこで、権限委任の考え方も明らかにされておるわけですから、そうなりますと、当然これは地方の公共団体では人も必要になります、金も必要になりますと思つておられるわけでありまして、そういうふうな点につきましては、どんなふうな考えでおられるか、まさか地方に背負わせるようなことでもないと思つておられるが、委託費的な措置あるいは地財計画の中でもって交付税等の扱いなどを

通じて考えていくのか、これはやっぱりそういうふうな点も国側の考え方というものが明らかに示さるべき問題だと思ふんですけれども、その点いかでしようか。これはひとつ自治大臣も含めてお尋ねをしておきたいと思ふんです。

○国務大臣(町村金五) この二法案の権限が地方団体に委任されるという場合には、委任に伴う必要な経費につきましても、地方公共団体の負担になりませんように国において全額措置をしていくべきものと、かように考えており、そういった点では大蔵当局とも十分話し合いをつけておるところでございます。

○神沢清君 いまの点ですけれども、できたらどんな形を考へておられるのか、そういうことも含めて御説明がいただければたいへんありがたいです。この点については、ひとつ大蔵の關係の方がおいでになっておりましたら御答弁を聞かしていただきたいと思ふんですが。

○政府委員(柳田桃太郎) お答えいたします。

地方団体の固有事務のうち消費保護に關する件というのが、地方自治法の二条の三項にあることは御承知のとおりであります。したがって、地方団体ではかねてから消費者保護の組織、陣容、機構を持ってやっておるのでございまして、今回の二法案の権限が委任された場合には、この組織でやれない範囲の事業量あるいは事務量あるいはその範囲でありますならば、過重負担にならないように予算の要求をしていただきます。大蔵省におきましてはこの予算措置をする用意をいたしております。しかしながら、その範囲がいわゆる国の委任事務になるのか、あるいは固有の事務の拡大になるのかということがまだ政令の範囲がきまつておりませんので、いまはつきりとしてこの費用を申し上げることは困難でございます。いづれにしても地方団体の負担にならないように善処するというのを御答弁申し上げておきます。

○神沢清君 地方団体の負担にはしないという点をお聞きしたわけでございますが、そこで話を

ちよつと戻すわけですけれども、地方の公共団体へ委任をする場合に、たとえばこの法文にありまして、売渡、搬送、保管の指示であるとか、あるいは報告徴収、立ち入り検査、言うなればGメンの職分みたいなものだと思ふんですが、大体こういうふうなもののが公共団体に委任されていくことになるでしょうか。

○国務大臣(内田常雄) 状況によつてそういうことになると思いますが、当初は先ほども述べましたように、標準価格順守についての監視業務あるいはそれに關連する立ち入り検査というふうなことが多からうと思ひます。

なお、自治大臣から経費のことについてもお答えをいたしました。これはどういふ形になるかはまだ決着をいたしていませんが、私の考えとしては、私どもの要求をいたしましては、たとえば交付税の中で対処しようというふうなことにしないではつきりとして委託費——仕事をとにかく委任するわけでありまして、それに伴う委託費というふうな形、あるいは補助金というふうな形で大蔵省から自治省を通じて経費を出してもらふように、そういう筋で要望をいたして、考えております。こともあわせて申し上げておきます。

○神沢清君 時間がたいへん窮屈です。先へ進みたいと思ひますが、きょうの新聞でも、昨日の参議院の商工委員会の中の当面する情勢に對しての中小企業への対策の考え方が報道されておりますが、現に地方におきましては、ことに歳末にかかつておりますので、この経済情勢のもとでもって放置できないような事態というものがかなり出てきておるようであります。私は山梨ですが、山梨のあの小さな県の場合におきましても、金融などに対する対策上の措置などを中心にして、県自体でもって約十億圓に近いようなものを年末の県会でもってきめておるようであり、これはしかし目前の問題ですから、もう地方団体としては当然緊急な措置をやつていかなきゃならぬと思ふんですが、私は、やっぱり本来

は国が責任を持つてやるべき性格のことであり、したがつて、地方の団体の措置はいま目の前ではありまして、これはもうもとより国がその始末をつけていってやらなきゃならぬ問題だと、こう思ふんですが、そういうような点について、国ではどのように考へておられるのか、通産大臣の御意見を聞かしていただきたいと思います。

○国務大臣(中曾根康弘) お示しのとおりであると思ひます。ドル・ショックのときと比べまして中小企業の苦難は質的にもさらに深刻なものであるように思ひます。金の問題のみならず資材の手当てができない、そういうような問題が深刻に出てくる危険性がございまして、それで、金の面につきましては、この年末にかけまして政府関係機関で約三千四百億圓の特別のワクをつくりまして、こういう情勢にかんがみまして、短期的な資金を二、三百億圓追加しようと思つております。それから物の面につきましては、とりあえず十七日から各県の石商連の中にあつてせん所をつくりまして、県及び市等と連絡をし、通産局指導のもとにやつておりますが、十七、十八、十九の三日間の実績を見ますと、東京通産局管内で約千九百四十件のあつせん行為をやつております。大部分は農林関係のビニールハウスやその他、あとはおふろ屋さんというふうなものがありまして、わりあい順調に推移しておるようであります。こういうふうなものにあつせんにつぎまして、将来ほかのものも出てくるかもしれないが、通産省としては遺憾なきを期してやつていくつもりでございます。

○神沢清君 私は、この際際連をして、政府の行政上の姿勢に關してちよつとお伺いをしておきたいと思ふんですが、これは自治大臣にまずお伺いをいたします。たしか十一月の末でありまして、地方債の関連事業の繰り延べの指示を財政局長名でもってなされておるわけでありまして、内容的には未契約のものはそのままこの段階において差しとめるべき内容をもつて指示されておるわけなんです。それとあわせて今度は財政課長名を

もちましてそれらの措置から除外をするものの内容を持った通達が発せられておるわけでありまして、これによりまして、これは時間がありませんから内容的には私は全部にわたつて触れられませんが、特徴的な面だけについて触れたいと思ひますが、いわゆる繰り延べのための報告を必要としない事業というもののうち、消防施設、公害対策、これはわれわれが十分理解ができるものが列挙をされておりますが、その中に基地対策事業というのが入つております。

そういたしますと、御承知のとおり、私の出身県は北富士という演習場を持つておるわけでありまして、目下あの北富士の演習場につきましましては、いわゆる基地周辺の整備事業というのが計画をされておるわけでありまして、財政局長名をもつていわゆる未契約のものにつぎましてはこの段階において押える。もしそれをやろうと思つても、これは地方債が許さないと、こうなつておりますものの中に、厚生福祉施設整備事業というものも入つておる。これは厚生福祉関係などというものは、地方におきましては非常にいま緊急を要するものなんですけれども、それもこの当面の対策上入つておる。その中には会館、体育館その他これに類する施設というふうにはなつておるわけでありまして、ところが、除外される分の基地対策事業というもののうち、いま私の県などにおきまして計画をされておるものは、これは防衛施設広報の発表しておるところであります。これは、コミュニティ共用施設が二カ所、それから学習等共用施設が六カ所というふうな、これはまあすべてみなコミュニティセンターなどと同様な会館的建物なんです。これは全くほとんど実質的には変わらないものだけなんです。あの小さな県のあの行政の分野の上においでですね、一方、地方の住民が期待をしております厚生福祉の施設についてはこれをストップ。ところが基地関係のその事業については、同じものが全然制限なしに除外をされていくという、これは私は大きな矛盾だと思ふわけでありまして、言うなれ

したいと、こう考えます。どうも……。

○委員長(柳本幸弘君) 初村君。

○初村君 一郎君 私は、自由民主党に割り当てられました十五分の時間をもって質問を終了し、付託された議案の審議促進に協力するものであります。よって、関係大臣は簡明なる御答弁をお願いしたいと思います。

政府は、さきに、去る十一月十六日、わが国経済の混乱防止と国民生活への影響を最小限度にとどめるために、石油緊急対策要綱を閣議決定され、その中で、特に一般家庭用をはじめ、農林漁業用、鉄道、病院等の石油等についてはその適正な必要量の確保につとめることをきめていただいております。その後石油関係二法が近頃成立する運びになっているが、これらの法律の実施を通して、先の閣議決定の趣旨を具体的にどのように実行し、確保してまいる考えであるか、通商産業大臣並びに経済企画庁長官の決意のほどをお伺いしたいと思います。

○国務大臣(中曾根康弘君) 十一月十六日の緊急対策要綱で、特に農林漁業というものが重要な優先配給の方面として指定され、また、今回の二法案におきましても同じように特に明示されておるわけでご覧になって、通商産業省としてもこの線に沿ひまして鋭意努力しておるところでございます。とりあえず、先般米ビニールハウスやあるいは場所によっては漁業用の軽油、あるいはコンニャクやノリの乾燥用の重油、いろんなそういう問題が起りまして、農林省とも相談をし、農林政務次官と通商産業政務次官との間で覚え書きをつくりまして、農林省より原案を出してもらいまして、各項目項目についてチェックし、そのチェックした結果を石油連盟の中の、今度は農林漁業部会というのでございまして、その農林漁業部会と三者で話し合ひまして、確実にそちらのほうに融通するような手当てをしております。大体の油につきましてもその話し合ひが成立いたしました。一部、一部の希少の油についてはまだ妥結していないところもございます。これもしかし近日中に妥結いたしました。一月もその方向に沿って同じ

ようにやっていくようにつとめたいと思ひます。

○国務大臣(内田常雄君) 十一月十六日に、初村さんから仰せられましたような石油緊急対策要綱というものが閣議決定されたわけでありまして、これはあなたもよく御承知のように、そのとき私はまだ入閣をしておらず、一自民党員としてあなたとともにこのことを党内において主張した一人でございますので、たまたま私が入閣することになりましたから、このことにつきましましてはぜひそうしたいという努力を中曾根通産大臣と続けたいと思ひます。現にござんたさいますように、この石油につきましても石油需給適正化法案の第九条あるいは第十條というところをお読みいただければわかりますように、そのためにはいま通産大臣が言われましたとおり、このことをこの法文の中にも入れまして、遺憾なきように期すると、こういう姿勢をもって臨んでおることを御承知いただきたいと思います。

○初村君 一郎君 それでは、農林漁業及び中小企業用の石油確保について御質問をいたしますが、時間の関係がございまして、きょうは答弁を要りませんが、後刻親切なる詳しい回答を文書でお願いしますと思ひます。

まず、農林漁業用石油の確保についてお尋ねをいたします。昭和四十八年度における農林水産関係の石油製品の需要見込みは、農林省の試算によれば、農林業用五百三十九万キロリッター、水産用が五百八十六万キロリッター、合計千二百二十五万キロリッターであります。需要量の総額一億九千九百九十二万キロリッターのわずかに五・六%でございます。農林水産関連企業用を加えた需要見込みにおいても、千六百九十六万キロリッターで、総需要量の八・五%にすぎません。しかし、農林漁業が国民生活に不可欠な生鮮食品の生産を行なっているために、石油の供給が円滑を欠いた場合に直ちに国民生活を脅かす結果を生むことになると思ひます。石油危機が対策いかんによつては、食

糧危機を招来することが懸念されると思ひますが、次の諸点について回答をお願いいたします。

まず第一に、十一月十六日の閣議決定では、農林漁業用は必要量を確保することになっているが、現実には石油の元売りから大幅カットを受けている一例があります。その一例をあげてみますと、以西底びき網漁船に燃料を供給している長崎県の一石油小売り業者は、十二月分としてメーターから予定量の五〇%以上減という驚くべき削減率の割り当てを受けた。このためにここから購入していた漁業者は、やむを得ず夜間操業を自粛するという結果になっております。これは水揚げの減少と漁業経営への打撃となつて結果してあらわれるでございましょう。ひいては漁獲物の価格騰貴につながっていくかも知れません。閣議決定を実現し得ないのはどのような理由によるのか了解に苦しみます。今後の必要量確保のための対策はどうか。

また、価格安定対策はどういうふうな考え方をいたしておるか。たとえば現在漁業用はその大部分がA重油であります。現にA重油のキロリッター当たり価格は二万円以上に高騰しております。漁業経営に及ぼす悪影響が憂慮されるのであります。去る十九日の日本経済新聞によると、国民生活安定緊急措置法案の成立を待つて、通産省はとりあえず、灯油、LPG、A重油、軽油、トイレットペーパーの五品目について、標準価格を設定する方針を固めているようであります。A重油等の価格安定対策はどういうふうな考え方をなさるか。

二番目に、石油の量不足と価格騰貴によつて農林漁業経営の悪化が予想されるが、その対策として長期低利融資制度を考へる必要があると思ひますが、また、既存の融資制度の拡充、既借り入れ金の償還猶予等の措置をとるべきと思ひますが、どうか。

三番目に、全農、全漁連、日経連等、農・漁協系統石油販売業者の現物確保のためにどのような指導・助成を行なうつもりなのか。

また、削減率の高い系統外の農林漁業用石油供給業者に対しては、どのような対策を講じるのか。

四番目に、ビニール、ナイロン、ポリエチレン等の農林漁業用の諸資材の確保と価格安定策はどうか。

五番目に、漁協系統では石油の需給逼迫の長期化に備えて備蓄用のタンクを新あるいは増設しようとしているが、政府は、これに対して長期低利融資あるいはまた国庫補助等の措置をとる考えはないかどうか。

六番目に、ビニールハウスの加温用重油、ノリの乾燥用重油の確保対策は先ほど説明を聞きましたが、これを格段の確保をしてもらいたいと思ひます。

また、海外に出漁している遠洋漁船の中には外国の給油カット、あるいは給油拒否によつて漂流するものすら始めておりますが、これが対策は緊急を要すると思ひますが、政府の考えはどうか。

次に、中小企業用石油の確保等についてお尋ねをいたします。

最近の石油危機及びこれに関連する諸物資の需給逼迫、価格上昇等により、中小企業経営は深刻な影響を受けるに至つております。そこで以下の点について回答をお願いいたします。

まず、早急に石油の需給見通しを公表し、中小企業が需給に見合った計画的、安定的な経営が行なえるようにすべきだと思ひますが、どうか。

二番目に、石油、電力の一律カットを競争力の弱い中小企業については緩和する必要があると思ひますが、どうか。

三番目に、需給逼迫と価格上昇の著しいセメント、鋼材等の物資を中小企業向けに確保するための具体的対策はどうか。

四番目に、大手メーカーの値上げについて監視体制を強化し、末端にも納得のいく価格設定をさせるべきではないか。

現状に対処するために長期低利融資制度の創

設、既借入れ金の償還猶予措置をとってはどうか。特に、県単の特別融資については、日銀融資規制のワケ外とすべきではないかと思ひます。

以上の諸点について、大蔵、通産、農林、企画、それぞれの関係大臣は、文書をもって詳しく御回答を本年内にお願いをいたします。

最後に私は、衆議院において修正議決されました本院に送付されております石油需給適正化法案の四ページ第三条「この法律に規定する措置を講ずるに当たっては、一般消費者、中小企業者及び農林漁業者並びに公益事業、通信事業」云々とあります。公益事業の中に通信事業が私が入ると解釈をしますが、なぜことさらに通信事業という項目を設けたのか、これをお聞きしたいと思ひます。

○国務大臣(中曾根康弘君) ただいま御質問の諸点につきましては、各省庁とも連絡いたしまして、文書をもって誠実にお答えいたしたいと思ひます。

なお、最後の点で、公益事業の中に通信事業は入るのではないかと御示しでございしますが、そのとおりでございします。ただ、公益事業という非常に概念が広くなりまして、たとえば離島との航路の問題とか、そういう問題も全部入るとわれわれは考えております。通信事業はその中でも特に重要な問題でもございしますので、衆議院におきまして特に例示としてあげたのであらうと思ひます。

○初村謙一郎君 それでは、この交通事業は公益事業の中に入らぬと思う。たとえば、電気、ガス、水道、こういうものと一緒に扱っていいと思うんだが、特にこの交通事業は、この公益事業の中に入らぬか、入るなら入ると、簡単に御回答をお願いしたい。

○国務大臣(中曾根康弘君) 入ります。
○初村謙一郎君 ありがとうございます。
以上をもって私の質問を終わります。

○委員長(初木幸弘君) 戸田君。

○戸田菊雄君 主として経済企画庁長官を中心に質問してまいりたいと思ひますが、国民生活安定緊急措置法案の内容について、大綱五点、質問してまいりたいと思ひます。

その第一点は、いま国民が一番望んでおるのは、私は、物価を引き下げると、こういうことではないかと思ひます。この法案で一体経企長官は物価を引き下げ得る自信ありますか。これをまづ冒頭に質問しておきます。

○国務大臣(内田常雄君) 率直にお答えを申し上げますと、この法律案のねらい、また法律案を離れまして、私も考えることは、これ以上物価が激しい上がり方をしないように何とか食い止めるということと第一の眼目といたしておるものでございします。現在、物によりましては物価が日々上がるような状態がございまして、国民の多くはそれの引き下げを期待をいたしておりますので、その場合におきまして私も引き下げるといふことと実体的には同じになるかもしませんが、標準価格などをつくり出す際には、先取り値上げや便乗値上げのようなものが今日行なわれておりまして、それは取り入れないで、あるべきほんとうの標準的な価格というものをつくる、こういうことをいたしますので、見方によりましては、そういう意味では引き下げにならうかと考えます。

○戸田菊雄君 経企長官、簡単に質問してまいりますから、簡単にひとつ結論だけ回答してください。でないと、長官非常に長いですからね。

いま長官がおっしゃられましたように、この法律の第一条、目的ですね、この目的にはそういった物価を引き下げるといふ意欲的なものは何も出てこない、一貫して調整ですよ、いつていることは、これではたして私は、この法案をもってしては、いまかりに百歩譲って長官の言われたように物価食いとめができるかどうか、これはどうですか、その点もう一度簡単に、できるのかできないのか。

○国務大臣(内田常雄君) ぜひ所期の効果をあげたいと考えております。

○戸田菊雄君 私は、これはもうこの法案では物価引き下げはできないと思ひます。それはなぜかという、一つは、いま一番国民が望む物価引き下げが最重点で本法案というものはほんとうはつくり上げられなければならないと思ひますが、そういうことはいつていないんです。つまり命令権限が全然出てこない。なぜ一体こういう、この目的でもいつていないように異常な事態、すなわちパニック状態でしょう、経済の大恐慌ですよ。こういう事態に対処するのに、そういう命令権というもので押さえたいかなければ、私はとても現下の異常な物価高騰に対応できないと思ひます。こういう命令権が全然出てこない。

それからもう一つは、不当な値上げあるいは物不足、カルテル行為、こういった各般に対するきめのこまかい物価抑制策というものが出てきていないわけですね、どういふわけか。こういうものに一体どう対処していくのか、その点の対処策についてひとつ。

○国務大臣(内田常雄君) 私どもは命令権を持つべきではないと考えます。しかし、最後にどうにもならないときは物統令にわたっていくことになるまして、物統令のマル公というものをきめましますことが万一ありとすれば、それは命令権になるかと思ひます。また、共同行為等による価格の引き上げにつきましては、これは独占禁止法をもって公取が対処をいたすべきものであり、また、私は公取の活動を期待いたしております。

○戸田菊雄君 たとえば異常な物価上昇あるいはカルテル行為、いろいろ不正行為があつて、それに対して公取委がいろいろの調査をやりましますね。しかし、いまの公取委の権限というのは、これまで単なる調整に終わつておるんですね。ですからこういう面での強化策も必要だと思ひのだけれども、その点についても全然触れられておらない、これはどういふふうに考えておられますか。

○国務大臣(内田常雄君) 私は公取の権限が弱いものとは思ひません。公取は共同行為等を取りやめさせる、取りやめない場合は告発までする権限を持つておることは御承知のとおりでございします。ただ、問題になつておりますのは、公取が共同行為をやめさせた場合に、それによつて生じた価格の引き下げ指示を公取はできないというところが、今日の独禁法の解釈になつておるようでございまして、この点は独禁法の中でこれにいかに対処すべきかということをお取が中心になつて検討いたしておりますことは御承知のとおりでございします。

○戸田菊雄君 独禁法の問題が出てきましたからちょっとここで質問しておきたいと思ひますが、いわゆる私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、すなわち独禁法、これは昭和二十八年に改正されましたね。そのときにむしろ私たちは改悪だと思ひますね、再販価格維持制度というものをつくられて、そして国民に密着した化粧品やあるいは歯みがき、こういった生活関連物資五千五百種ですよ、これが再販維持価格制度として制定をされた。これはむしろ独禁法を弱めた。国民の生活を——一方において物価を引き上げ、そういう役割りを果たしているんじゃないですか。こういうものを一方においては規制をして強めていく、こういうことが必要だと思ひます。その点はどうですか。

○国務大臣(内田常雄君) これは公取の委員長が事務局長からお答えすべきことかとも思ひますが、いま戸田さんが言われましたようなことを、これは公取が当然職務として研究をされること、私はよいことだと思ひます。

○戸田菊雄君 公取委員長が適当な方かもしれませんが、一応政府の考えとして私、聞いているので、そういう面では、この面の強化策をやつていく必要があるというふうに私は考えておるんですけれども、それはやはり十分今後、これは本題の質問じゃありませんから、別な質問にまゐりますけれども、ぜひひとつ強化策をは

かつていただきたい、私はこういうふうに考えます。

それで問題は、この安定法の中で、一つは、この標準価格を制定する、それで定めながら特定価格に持っていく、それで定めながら物統令に持っていく、こういう段階を経るようになっていきますね。しかし、私は、標準価格の決定でも、特定価格の決定でも、帰するところ、業界寄りの値段で定められていくんじゃないかと思うんです。そういうものに対する何かチェックするいわゆる強制力というか、あるいは政府の法律上から出てくる何かの対応措置がありますか、あつたらひとつ答えてください。

○国務大臣(内田常雄君) それは主務大臣並びに、またその間の調整をいたします私の姿勢の問題が第一でございますし、第二には、そういう共同行為によって価格を形成するという行為、それを政府にのまそうというような動きがありますならば、それは公取自体の決意の問題だと思いますが、私は少なくとも、公取が指摘する指摘しないにかかわらず、業界が共同行為をもって一つの価格づくりをして、それを私どもにのませようとしたとしても、それをのむつもりは全くございません。洗い直して、納得のいく合理的な価格を、それを標準価格として、あるいはまた特定標準価格としてきめてまいりたいと考えております。

○戸田菊雄君 それは長官、幾ら詭弁を弄してもだめなんです。これはいつかのNHKのテレビでもって中曽根通産大臣が出まして、いまの灯油の値上げについて——あるいは「こんにちには奥さん」か何かの番組だったと思う。灯油の引き上げがひどい、こういう話で、いや、それは三百八十円で押えますよと、こういう約束をしたのです。ところが、その次に今度配達料が出てきて、そしてこれが四百三十円になったとか。あるいはLPガスは八百円で押えますと——これは十キロボンベですね。それで押えますと、こう言った。しかし、それがそのあと千二百円、千三百円になっている。こういう状態なんですよ。それで、いま政

府はそういうものにこの標準価格というのを並べていつているんじゃないですか。結局は業界で言ったとおりの値段になっちゃう、つり上げられていく。こういうのが標準価格決定の実態じゃないかと思う。これは物価抑制にならぬじゃないですか。だから価格決定の前提がないんです。この法律には、そういう点はどうかお考えになるんですか。

○国務大臣(内田常雄君) とにかく物価を押え込む、安定させるということがこの法律の目的ですが、その手段といたしましては、これは三条とか七条辺に標準価格等のつくり方が書いてございまして、私は、繰り返して申し上げます、業界に操作される高値安定ということをやる考えは全くございせん。ですが、これは話しが長くなるとまたしかられますからやめますが、価格というものは決して一物一価ではございせん。その流通系路により、また品目により違ひますので、どの辺を標準価格とするかというところに問題があるうと思ひます。LPガスの千三百円にいたしまして、千三百円一本というのではございません。それより安く売っておつたものは、それより安く売らるような行政指導を通産大臣がおやりになつております。また北海道等におきましては、千三百円ではなしに、千五百円もやむを得ないというふうな指示も、上下両横の指示もあるわけでございます。そして、その辺は心得ておりながら、物価が、とにかく業界にあやつられて、上のはうで安定をするというふうなことののためにこの法律が動くことがないようにぜひいたしたいと考えるものでございせん。

○戸田菊雄君 それは全くざる法なんです。これは通産大臣にもあとで質問してまいりたいと思ひますが、長官、いま買い占めはどうして起きているのですか。結局、買い占めすることによつて消費者が得をするからでしょう、端的に言えば、だから買ひ込んで、これが損をするようになつたら、これは消費者は買い占めしないでしょう。

う。そういう心理状況にいま消費者は追いつ込まれておる、国民は。だから私は、いまのこのパニック状況、ことに生活関連物資についてそういう状況を排除していくためには、物の所在をはつきりさせること、政府が、たとえば石油にすれば、私、仙台ですけれども、仙台にいまどのくらい流通で品物を送つてますよ、石油は、仙台的在庫はこのくらいありますよ、したがって、通産大臣が言われるように、結果的に心配なさるなというところはつきります。そこをはつきりしないから、国民はちよつとした情報でダアッと買い占めにいつたりなんかするわけなんです。これを一体はつきりしなければ、私は国民の安定、生活の安定というものはできないと思ひますがね。その辺の考えはどういうふうにお考えしておりますか。これは流通内容における品物の所在や在庫を明確にして政府は公表する、責任ある情報で、そういうことが必要じゃないかと思ひますが、この点はどうですか。

○国務大臣(内田常雄君) 私も同感でございます。これまで私のほうも、また物資担当の各省も、ある程度物資流通情報のようなものをいろいろの手段で流しておるようでございますが、まだまだ十分でございまして、いま戸田さんのおっしゃるようなことは、いろいろの手を尽くしてでき得る限り各省にもやつていただきたいと思います。私どももつとめたいと思ひます。

○戸田菊雄君 これは政府として責任を持つてやりますか。

○国務大臣(内田常雄君) やりたいと思ひます。いまやつてゐることも、いま申し上げたいのですが、これまで長々となりますから、あるいは文書をもって、こういうこと、こういうことでやつてゐる、これ以上また研究してやるといふようなことをお答え申し上げたいと思ひます。

○戸田菊雄君 それはぜひやつていただきたいと思ひます。そういう角度からこの法律を見ますと、課徴金制度なんというのは私は意味をなさないと思ひます。

です。たとえば一定の標準価格で品物を買ひさばく場合、それが不当な価格でもって売りさばいた、不当利益を徴収した、そういう業者がいる。たとえば私がいまオイルスタンドに行つたとする。一日一人当たり二十リットルくらいの配給制度みたいになつてゐる。それを譲り受けた。そのときに、私が一リットル当たり八十円で買ひものを百円で買つて、その業者に二十円マージンを多くやつた。これを不当だからといって私が申告をしたら、私は石油を受けられないのです。買えない。業者は売らないでしよう、おそらく。そういうものを一つ一つチェックしてきて、どういう体制で一体この課徴金制度というものを運用されていくのですか。できつこないじゃないですか、現実からいって。これはどう一体考えるのですか。

○国務大臣(内田常雄君) これは国民の皆さま方に物価を安定させるための手段でございまして、監視制度とか、あるいはモニター制度とかいうものもできるだけ活用して、そうしてせつかく国がその特定標準価格をきめましたならば、それ以上高く売つたものについては、それは課徴金を取るというふうなことをぜひ徹底させるようにいたしてまいりたいと思ひますが、まあ戸田さんのように何もかもやつてもだめだとおっしゃられると、そういうことになつてしまつては困りますから、ぜひひとつせつかくの制度をつくりました場合には、それが生きるようにいろいろまた知恵もかしていただきたいと思ひます。

○戸田菊雄君 全く実行可能な制度じゃないんじゃないですかと私は指摘してゐるのです。できずか。具体的にどういふことですか。課徴金を取ることに成文上はなつてゐます。具体的にどういふことか、そういうことが、やり得る自信がありますか。もう少し詳しく言つてください。

○政府委員(小島英敏君) 何ぶんにも課徴金制度と申しますのは今度初めての制度でございまして、で、先生おっしゃいますように、たいへんむずかしい問題がいろいろあることは事実でござい

す。しかしながら、法律のたてまえといいたしまして特定標準価格というものを、これはかなり厳密に生産費その他の計算をいたしまして水準を出しまして、それをオーバーして——これは小売りに限りませず、生産者の蔵出し価格あるいは途中の卸売りの段階もいづれも定めていくわけですが、そこそこ、確かに末端の零細小売業に対しては非常にむずかしいかと思いますが、むしろこれは行政態勢が整備されていくにしたがってそういうところまでいけるかと思えますけれども、さしあたりはなかなか行政的な能力も手薄でございますから、どうしても上の段階と申しますか、生産者の段階とか、あるいは一次卸の段階とか、そういうところを重点的にやっていかなるを得ないと思います。それで、水準に対してオーバーいたしたものを差額として、数量を掛けた形で徴収いたします。

それからもう一つは、課徴金によって特定標準価格が守られることを担保するわけでございますけれども、もう一つの担保のしかたといいたしまして物統令というものが最後に控えておいて、これはマル公制度でございまして、マル公が定められない場合におきまして物統令の九条の二というのに、不当高値で売った場合には罰則がかかる規定がございます。その場合に、基準がないものですか、なかなか物統令の九条の二とか十条とかというのは発動できないわけでございます、いまのところ、たとえばダフ屋の取り締まりにこの九条の二が活用されております。今度はかりに特定標準価格がございまして、これはやはり政府として相当、マル公ではございませぬけれども、かなり正確なあるべき水準が出るわけでございますから、これは警察当局がそれを基準にして、これをさらに著しく上回って売ったような場合には九条の二によって摘発をいたす、それによっても特定標準価格を担保したい、こういうふうな考えておるわけでございます。

○戸田菊雄君 時間ないから詳しく入れませんが、じゃ、一つだけ聞きますけれども、この課徴金制度が発足して、これは参議院が終了したら発足していくわけですよ、直ちに実行されるわけですね、この法律は。そういうことになったら行政機関としてこれに対応措置、どういうふうにとっているのですか、各省庁は。どのくらいの陣容でやられているのですか、やるつもりなんですか。

○政府委員(小島英敏君) 先ほど大臣から御答弁申し上げましたように、現在、地方に対する権限委任の内容を詰めておりまして、まだ最終的なところまでいっておりません。しかしながら、やはりこれはかなり地方団体にお願いいたさないとおっしゃるようなチェックが十分でございませぬので、大幅な権限委任をお願いしたい。そのために人員の増加を含めまして、及びそれに要する費用を地方団体に迷惑かけないように国で手当ていたしたいということで、現在鋭意折衝いたしておる段階でございます。

○戸田菊雄君 これはあとで資料で出してください。地方自治体への権限委譲の問題で、要員はどのくらい充実をして、本省関係は各省どういう陣容でやっていくというやつ、全部詳細に出してください。これは要求しておきます。

○政府委員(小島英敏君) 政府案といたしまして大蔵省に折衝いたしてございまして、まだ政府案が固まりませんので、固まった段階ということではよろしければ提出させていただきます。

○戸田菊雄君 時期はいつごろですか、それだけばつきりしてください。

○政府委員(小島英敏君) 来年度予算でございまして、年内には固まる予定でございます。

○戸田菊雄君 企画庁長官に質問しますけれども、いま四十九年度の予算編成の作業を進めておられますね。来年度の物価上昇は大体どの辺に考えておられますか。

○国務大臣(内田常雄君) これは非常にむずかしい見方でございますが、来年の予算編成の基礎として、私どもは物価上昇よりも経済の実体成長というものを実はまず最初にはじめて固めております。これは簡単に一言で言えば、来年度の実質経済成長率は二・五％前後と、こういうことで大蔵省の公共事業の査定等もやっておりますおわけでございますが、これを卸売り物価あるいは消費者物価あるいはその他の要素をいろいろ総合的に調整をいたしたデフレターという数字で名目の成長率というものを示すわけでございますが、それは現在せつかく検討中でございまして、両三日のうちに私どもも結論を出さなければならぬかと思っております。

○戸田菊雄君 おそろしいままでの政府発表を総合しますと、一三％ないし一五％、四十八年度年度末でいきましてね、おおむねそのくらいの想定をされる。四十九年度はどのくらいかという、いま長官が答弁をされたとおりであります。この物価上昇の目安というものを国民に示さなければ、私は幾ら国民に協力を呼びかけて消費節約その他を叫んでみても、国民の協力を促す側から見れば目標値がないでしょう。これをばつきりさせるべきだと、政府はこの程度で四十九年度は押えますよと、こういう目安を示して国民に協力を要請するのが私は順当だと、それがいいんですからね。ですから、私は四十九年度の予算編成にあたって、経済成長率はもちろんですが、あるいは物価上昇率についても、政府はこれに押えますというき然たる態度を示すべきじゃないかと思うのですが、これはいつごろきまりますか。

○国務大臣(内田常雄君) 明年度予算の最終決定までにはこれはきまなければならない事柄でございます。

○戸田菊雄君 本問題はあとでまた触れますけれども、その前にもう一つは、この法律の欠陥として私考するのは、第五点で挙げても、政府の義務づけがないんですね。この法律を成立させて実行していったわ、しかし、パニック状況はやはり依然として続いている。過日の予算委員会でも田中総理が、この大恐慌招来をした事実、今後もしうことが引き続き実行された場合については、相

当な政治的な責任があるという答弁をされておるようでありませぬ、やはりそういうものについてこの法律を実行して、政府は失敗したというなら政府にそれは責任をとらせるとか、そういう偉大な決意でもってこの緊急事態を乗り切らない限り、国民は不信だわ、いままでの物価問題について国民が不満を持っているのはそのことなんです。政府の公約したことは何ら実行されない、ここに最大の政治不信もあるのです。ですから、今回緊急事態に対してこういう法律を制定して物価安定ないし抑制をする、こういう決意なら、この法律の中に私はやはり政府の政治的責任を明らかにすべきだと思うのです。その点はどうですか。

○国務大臣(内田常雄君) 法律の中におっしゃるような条文を入れることの形がありますかどうかわかりませんが、御承知のように、衆議院では、政府は、この法律によって国民生活安定を第一の重点として尽力する責任があるという意味の修正案をお入れになりましたこと、あるいは戸田さんのおっしゃることと同じ意味だろうと思いついて、私どもはつしんでその修正案を衆議院段階ではお受けをいたしてまいったわけでござい

ます。

ます、また四十六年の一〇・七、この二つをおいては大体一五以上、こういうことになっております。それから、実質成長率は、これも一〇％台をこえているという状況です。これより、五・八、三十八年八・四、三十七年度三・四、三十八年度五・二、三十九年度四・七、四十年五・二、以下ずっと五％台で続きます。四十二年が四・五、四十三年四・二、四十四年四・五、四十五年四・六、四十六年五・〇、四十七年五・九、政府が言ってきた経済社会発展計画等という物価上昇の五・五ないし五％台には、非離度が一一致をしておるわけです。

もちろん、これは物価上昇だけを意味するわけではなく、若干の別な要因というものも入っております。それが四十八年です。ね、おそろくこれは、年度末まだ来ませんけれども、名目成長率二・五です。実質成長率は六％です。非離度は一五％です。これがまさにいま指摘した一三から一五の物価上昇に該当する。田中内閣になってからです。四十九年度は、おそろく政府の言明でいくなら、名目成長一・五、実質二・五、それで非離度は一〇％をこえます。ですから、四十九年度の物価上昇は一〇％台でいくということになります。こういう状況の見通しというのについて、おそろく政府もいろいろ検討されておられるでしょうけれども、私は、まさに四十八年度以降スタグフレーションが進行しているということは言えると思う。だから通産大臣がいまいくも言われた、調整インフレ、これを実行しない、田中さんは口には言わなかったけれども、実際やっているんです、中曾根通産大臣が言ったことを実行したんです。

○国務大臣(中曾根康弘君) 私は言わない、新聞が書いてだけです。

○戸田菊雄君 いや、言いましたよ。そういう状況の中で、いま四十九年度の今後予算編成をやるというんですから、時間がありませんから、結論

だけ言えば、私はやっぱり一つは、田中総理が提唱する列島改造と縁を切ることだ。一つは調整インフレとやっぱり縁を切ることだ。もう一つは、海外調整ですよ、これと縁を切ることで、この三つを土台にして四十九年度の財政運営なり予算編成というものをやらなければ、政府が提唱してきた福祉転換という、発想の転換というところは、私はならないと思う。四十八、四十九年というのは、愛知大蔵大臣が、これはなくならぬ、したけれども、提唱したトリレンマの政策のまさに拙劣な状態が今日出てきているんです。私はそう思う。で、こういう問題について、一体経企庁長官はその担当所管の主務大臣として、どういうふうな今後予算編成その他の経済財政政策について持っていてこうとしているのか、その考えをひとつ伺いたい。

○国務大臣(中曾根康弘君) 私は参議院でもお答え申し上げましたが、その当時、調整インフレとか、何とかインフレとか、インフレということばを使った経済政策を申し上げたことは一回もございません。

○国務大臣(内田常雄君) 戸田さんが御指摘のように、まことにむずかしい経済社会情勢であり、それがまた、わが国ばかりの状況でいかんともなしがたいグローバルな地球的な要因もございまして、私は、このポストに就任をいたしました非常に苦しいところでおると思っておりますが、しかし、まず第一に、何とかして国民生活の安定のために、物価の上昇をこれ以上食い止めるということをやつてまいりたい。そのための総需要の調整、これは、いままでやってまいりましたが、そういうことを強化しなければなりません、また、いま御審議をお願いいたしておりますような二つの法律もぜひ通していただきまして、個別的な物資対策ということもやってまいりたいと思

います。しかも、このまま国民が奈落の底に落ち込むような気持ちにならないように、これは私は列島改造論をそのまま順奉するという意味では全くございせんけれども、やはり増加する人口、

お互いの生活水準や福祉を高め得る可能性というものを生み出し得るような、そういう中期、長期の経済計画というものを、見失わないような努力を、皆さま方の御支援や御協力をいただきながら、つくってまいりたいということを申すだけでござい

ます。

○戸田菊雄君 これは大蔵大臣と経企庁長官に――きょうは大臣出ないそうですから、政務次官でけっこうですが、なお大臣には十分趣旨をひとつ伝えておいていただきたい。

それは、総需要抑制で、各種公営事業等々の問題が非常に節約をして、約八％程度繰り越し体制をとると、こういうことですね。少なくとも私は総額において六兆九千億、約七兆円見当、財投で約七兆円見当ある。そういうものの八％と、実際に

ま地方自治体において学校や保育施設その他のものをつくるのが、資材の値上がりで四〇％、私の調査でいきますと、これが工事受け手がなくてそのままストップになっている。だから膨大なものに私はのぼるだろうと思う。この打開策もとらなくちゃいけないんですけれども、そうしますと、いまこの四十九年度予算編成で、一応四十八年と比較対照で、四十九年度二・五程度の伸び率でやつていくという――私は、いまこの伸び率がどうのこうのということを論議することは意味がないと思うのですが、そういう状況になっている。財投で一六％、繰り越し金を含めると、

やっぱり超大型予算になっていく状況にあるわけですね。こういう問題にどう一体対処するか、この点をひとつ。

もう一つは、福田大蔵大臣はだいたい国民に貯蓄奨励を要請しているんですね。私は、これは国民に損をかけることだと思ふんです。現在大体、国民一世帯当たり、これは政府統計でも百七十三万見当です、国民の貯蓄は、これは経済白書によりますと、約二兆八千億損を付けていると、こ

ういう指摘でしよう。そういうものにさらに貯蓄奨励でもって積ませようと思ったら、この物価変動の状況ですから、もつと国民に損をかけるというこ

とじゃないですか。だから一つは、物価抑制措置の目標をここに置いて、そしてなおかつ国民が協力できる体制を政府はびつと打ち出さなければいけないというのはいささかなんですね。これ以上貯蓄奨励をさせるといことは、国民に損をかけるというのだ、年金掛け金の皆さんもそうです。それから年金や一般政府の保護対象者、いろいろありますけれども、みんな損をしている。この損をどう一体食い止めるか、あるいは補償するか、逆にいって、大企業や大資本は、債務利益を膨大に取っているでしょう。これをどう抑制するかというところが私は両面の策として大事なことでないか。その債務利益をどう減少させますか。この点について、二点ひとつ回答していただきたい。

○政府委員(柳田桃太郎君) たいへんむずかしい問題でございますが、まず繰り越しの八％を上回せして来年度予算を編成した場合に、さらに財政の面から物価の押し上げになるのではないかと、御質問に対しては、こういうぐあいにお答えをいたしたいと思ひます。

大体、ただいま査定中の予算の概略を申し上げますと、事業量にいたしましては、昭和四十七年度の事業量にはほぼ匹敵するよう予算を組み、金額においては、昭和四十八年度ぐらゐの予算の見当にとどめたいということで査定中でございます。さ

ようにいたしまして、いま現実には八％の抑制ということは、政府予算におきまして約七千億、地方におきまして、はつきりいたして約七千億、地方三千五百億でありまして、一兆五百億ばかりの事業繰り延べが行なわれておりますが、その成果と、今度は金融面におきまして選別融資の行政指導を強化いたしております。民間投資も幾らか

いま抑圧をいたしております。結果が、新聞等にもごらんのとおり、鋼材、木材等の先が弱くなって、多少の値下がり傾向に向かつておるわけでありまして、物価をいかにして早期に抑制するかということが来年度予算の編成の眼目になってお

うことは申し上げるまでもございせん。

それから、貯蓄の問題につきまして御質問がございましたが、この貯蓄に対して特別な優遇措置を講じたらどうかという問題がありまして、大蔵省におきましても十分検討はいたしておりますが、これを減税の措置でやるうまいいたしますと、免税点以下の貯蓄者に対しては、国費をもつてその免税相当額を見てやらなければならぬという事になりますし、国費でその免税点以下の人にプレミアムをつけるという事は、また税からこれにつけるといふことでございまして、たいへんいろんな問題があるというので、いま戸田議員から御質問がございましたけれども、これを普遍的に貯蓄者を救う道は非常に困難であるといふことで、研究はいたしておりますけれども、直ちにこれが実施に向かうあれではございません。

ただ、賃金と物価と利潤と申しますか、配当と申しますか、それを総合的に考える必要はあるだろうと思ひますけれども、賃金、物価、配当、三つの面からこれを強くプッシュしていきまして、いわゆる所得政策につながるものでありまして、これは日本のいまの経済情勢にはなじまないといふことで、きわめて困難でありますので、金融政策の面と税の面と融資の面と公定歩合の引き上げ等の面から大企業の膨張していく利潤の抑圧を考へていまま案を進めておるのでございます。いずれにいたしましても、まず、当面早期に物価を引き下げるといふ政策にすべての力を集中して大蔵省としては作業をいたしておりますことを御報告申し上げて、答弁といたしたいと思います。

○戸田菊雄君 もうあと残り少ないですから通産大臣に……

最近、外貨準備高が非常に減少しております。四十八年の初頭で百九十億ドルくらい、この一年間で約百二十億ドルですから七十億ドル見当減つてゐる。そういう中で、さつき、調整インフレは私は言ったことではないと通産大臣言われたんですが、事実輸出関係ですね、輸出価格が非常に引き上げられた、たとえば自動車メーカーが自動車を

輸出する場合に相当価格のつり上げをやられていようです。そういうことになりまして、鉄も上がってくる、資材も上がるといふやうな、鉄も上から、それが国内需要に対してそういう波及効果というものは非常に広がっていく、こういう状況になつてゐるんですが、確かにこの輸入価格も漸次上昇傾向にあることはわかるのであります。もう少しこの輸出価格を総体的に規制をしていく必要があるんじゃないかと思ふんですが、そういう問題、この点について通産大臣、どういふふうにお考えになつておるか。

○国務大臣(中曾根康弘君) この時の輸出の傾向を見ますと、概して申し上げますと、金額は三割ぐらい上がつてゐるかもしれないが、量においては昨年と同じぐらいの横ばいのような傾向に推移しております。私、心配しておりますのは、石油がこういうふうな暴騰してまいりますと、日本の国際収支に非常に影響が出てまいります。今日すでにそれは出てきておりますけれども、石油の支払い代金だけでも八十億ドルとか、それぐらいの、あるいはそれをオーバーするぐらいの金額になる可能性が十分ございます。そうしますと、日本の国際収支に響き、それがひいては海外経済協力に響いてまいりまして、日本が国際社会に最も貢献すべき海外経済協力の力が弱くなつてくるという点を一番憂えておるのであります。これらにつきましましては、来年以降の国際経済の動向も見詰めて政策的に私たちも強化していく必要があるのではないかと、そう考へております。

○委員(鈴木孝弘君) 戸田君、時間が参りました。

○戸田菊雄君 この一点で終わります。

経企庁長官、最後に、政府が最近国鉄運賃なりあるいは二、三の公共料金の凍結をさらに期間的に延長しようであります。そういう事態が予想されるならば、前国会においてあれほどしやにむに力でもつて無理やり押し通さぬでもよかつたんじゃないか。社会党はじめ野党全体は、それは凍結をしない、こういう主張をしておつたん

です。こういうちぐはぐな政治行為というものが国民に対して非常に不信感を与えてゐる。そういう意味合いにおいて、これは半年ですか、幾ら国鉄運賃の場合凍結するんですか、その見通し、これを最後にひとつ質問しておきます。

○国務大臣(内田常雄君) 御審議をいただいておりますこの二法案を提出しなければならぬような事態のもとにおきましては、さきに決定をいたしました国鉄料金なり消費者米価の引き上げも、この際、政府は断固たる姿勢を示すという意味におきまして、当分の間凍結という方向で検討をすることをきめたわけでございまして、これをいつまで持つておくかといふことにつきましては、予算の關係もございまして、国鉄につきましましては法律修正の問題も当然起きるわけでございまして、一応私どもは明年の四月から半年といふことで検討することにいたしました。これは、予算、法律修正等の段階においていろいろまたもう一べんさらに周到な検討をしていただきたいと思つております。

○戸田菊雄君 参議院選挙対策じゃないですね。○国務大臣(内田常雄君) 全くさうではございません。

○戸田菊雄君 以上で終わります。

○委員(鈴木孝弘君) 三木君。

○三木忠雄君 私は、中小企業の物資供給の問題とLPガスの問題について、この二点にしばつて、時間の關係もございまして、質問したいと思ひます。

特に最初に、物資の需給の問題に關して、大企業と中小企業との差はあまりにもひどいものがあると思ひます。ここで、特に中小企業に対する資材の配分の問題について具体例をあげて私は質問いたしますので、明快なる答弁をお願いしたいと思ふんです。

たとえば、社団法人東京都中小建設業協会が東京都における生活関連公共工事の停滞あるいは遅延が社会問題化しつつある現状を何とか解決したいといふことで、中小建設業者を結集して、セメ

ントとかあるいは鋼材その他建設資材の入手に關して、現金を集めて共同購入まででもしようかと、こういうふうな計画を立ててゐるわけですが、これに対して政府はこういう問題に対する受け入れの体制はたしてあるのかどうか、この点についてまず最初に伺いたいと思ふんです。

○国務大臣(中曾根康弘君) 本年四月以降、セメントや小棒やあるいは主要鋼材、塩ビ電線、塩ビパイプ、紙、板ガラスあるいは石油製品等について、必要に応じてあつせん所をつくつてまいりました。近くLPガスについてもあつせん所を充足させます。これまでのあつせんの実績は約十二万件でございまして、小口需要家を中心にわりの関係の問題につきましても、これらのあつせん所を活用いたしまして、御要望に沿えるようにいたしたいと思ひます。

○三木忠雄君 これは具体的に、公共関係ですね、実際に道路とか下水道工事等が非常に遅延をしておるという問題で具体的な数量等が煮詰まつてくると思ふんですけれども、こういう公共関係の問題については特に解決できるという見通しがいらないと思いますか、通産大臣にお伺いします。

○国務大臣(中曾根康弘君) それぞれの物資につきましまして東京通産局に指示いたしましてあつせんさせるようにいたします。

○三木忠雄君 中小企業庁長官いらつしやっていますか。——これをたとえば購入するといふやうになつた場合に、実際に年末でもありますし、資金の問題が非常に問題になつてくると思ふんです。これに対する必要資金のあつせんをする意思があるかどうか、これについてお伺いします。

○政府委員(外山弘君) 年末に対しましては年末融資ワツクの増加ということで、ことしはまた物資不足の問題も含めまして、例年になく早期に大幅に追加ワツクを計上いたしました。しかし、もう一つ御指摘の、こういった際に中小業者が組合を結成して、そして共同購入の形式をとるといふこと

○三木忠雄君 運輸大臣に伺いますけれども、このLPガスがいまの長官のようなやはり削減をせざるを得ないような現況下に私はあると思うんです、正直言つて。これはもうどうだこうだと言つたつて現実的でないわけですから。この問題になつた場合に、タクシーは実際どこまで削減をするのかどうか、この点についての考え方を伺いた

いと思つてますよ。

○政府委員(中村大造君) お答え申し上げます。
タクシー用のＬＰガスにつきましては、十二月の予定といたしましては、十一月実績分の一割減というところで現在その配分を急いでおるわけでございます。私どもといたしましては、この量はタクシーの運行にとりましてはもう最低限度の量であるというふうに考えておるわけでございまして、したがいまして、一月以降につきましてもこの量というものはぜひ確保していただきたいというふうに考えておるわけでございます。

○三木忠雄君　そこで、十一万トンの確保の問題です。これは通産省としてタクシー用に十二月は十一万トン、これが実際どうなっていくかこれから煮詰めたいと私は思っておりますけれども、一月以降においても十一万トンのこのLPGガスがタクシー用として供給できる見通しがあるのかどうか、これについてお伺いしたいと思います。

○政府委員(山形栄治君) 原油の入着が最大の問題でございます。それからもう一つは、いまL.P.をつくっております精製段階で、これも若干自家でこれを燃焼いたしておる、これは必要やむを得ずやつておるのがありますけれども、これを私のほうとしては、約三十万トンぐらい年間であるわけでございますけれども、これは何らかのかつこうではかものに切りかえていただくということはいま各社別にこれは指示をいたしておるわけでございます。それから最終的には在庫をどこまで持ちこたえられるかという問題でございますが、もともとL.P.G.の在庫というのは非常に少ないかつこうで推移してきたわけでございますけれども、最低十五日といわれておるわけでございませ

す。現在、若干それよりも余裕もございますので、私といたしましてはいま申し上げましたような諸措置を講じ、かつできる限りスポットの輸入を督促することによりまして、一月以降におきましても、いまのタクシー業界の実情に応じた適正なる使用量の確保につきましては極力努力をいたしたいと、こう思うわけでございます。

○三木忠雄君　そればかり煮詰めていくわけに……時間がありませんので。実際にこういう問題を詰めていきますと、極力努力をされるというお考えでしようけれども、一生懸命通産省の方々が努力をしていることは私も理解をしております。しかし、実際足りないものは足りないという形で早目に指導をしつかりしませんが混乱を起こす、確かに配分の不公平というものがやはり大きな社会問題になってくるんじゃないかということを私は非常に憂うるわけです。こういう点について特に運輸省に伺いますけれども、十七日をめぐって実施するこの十二月度の十一万トンタクシーの割り当て計画ですね、この問題については具体的にどういうふうな進行状況になっているのか。いまだにこの十一万トンのタクシーの運輸省が発表した実施状況は皆無であるという実態なんです。これについてお伺いしたいと思います。

○政府委員(中村大造君) お答え申し上げます。
この問題につきましては去る十四日にタクシー業界と、運輸省もいろいろ指導いたしまして、御承知のような配分計画をきめたわけでございまして、この配分計画を実際に実施に移しますためには、各府県別に個人、法人のいわゆる供給量をきめましてそれを車両ごとに配分するというのと、それからそれを購入する場合のスタンドの登録をします、こういう作業がございました。で、その作業を現在スタンド協会とも協議をしながら鋭意進めておると、こういう段階でございまして、新聞紙上に十七日ということがございましたけれども、われわれといたしましては今週中にこれを軌道に乗せたいということで、もう現在鋭意努力いたしている次第でございます。

○三木忠雄君 この鋭意努力がいつも問題なんだよ、答弁が。実際に十四日に陸運局長を集めていろいろの通達し、個人タクシー、法人の割り当てをやったんですよ。もう二十日ですよ、きょうで。十一万トンの割り当ては十二月でしょう。あと十日間でしよう。きょうきまっても十日間でですよ、実際に。あすから買いにいらしても、個人タクシーの人は二十五リッター、あるいは中小の法人タクシーが買いにいらしても五十リッターもらうのはあしたから考えたって十日間しかないですよ。実際に十四日にやって、どこがおくれている原因のかそれをはつきりしてくださいよ。

○政府委員(中村大造君) ただいま御説明申し上げましたように、それを各車両ごとに配分いたしました。それから各事業者が自分の希望するスタンドに登録すると、こういう事務があるわけでございます。それで今日までその作業をやつてきておるわけでございまして、たとえば東京に例をとらしていただきますと、各車両ごとの割り当て量というものはこれはもう全部きまりました。それからそれぞれのスタンドへの登録希望、こういうものも全部きまりまして、それぞれ提示してご

ざいます。そしてそのうちで約九〇％は昨夜までの間にきまつております。あと一割程度がまだスタンダード側の折り合いがつかない点もございまして未決定でございますけれども、これにつきましては、タクシー業者とスタンダード協会との間で調整委員会をつくりまして、これは陸運局が指導いたしまして、そして昨夜からきょうにかかまして残り一割の張りつけに努力をいたしておりますので、おそらくきょうじゅうにはこれが結論が出る、こうなりますと全部びしっといわれる張りつけが終わりますので、十一万五千トンのいわゆる東京分につきましてルートに乗って末端まで配給ということが可能になるといふうに信じております。

○三木忠雄君　そんな簡単なものじゃないんですよ。

も、通産省との話し合いが全然行なわれていない。私のほうにきょう資料を提出してもらった。ゆうべ資料を要求したらなかなか出ない。きょう出てきたのは何かという個人タクシー用だけなんです。スタンドの割り振りをやっていると言うけれども、実際に大手メーカーあるいは大手自動車会社はこの張りつけをおくらしただけがうまくいくということ、法人タクシーの申請が非常におくれているという話を私聞くんです。実際にきょう現在法人タクシーのスタンドの割り当て計画が出たのかどうなのか、はつきりそれを出してもらいたい。

○政府委員(中村大造君) 東京について申し上げますと、先ほど申し上げましたように、法人、個人を通じて約九割がスタンダードといわゆる契約といえますか、張りつけが終わっております。で、あと一割、これは法人、個人大体半々ぐらいでございますけれども、それがまだ残っております。それをきょう鋭意張りつけの作業をやっておる、こういう状況でございます。したがって法人だけがおくれておると、こういうことはないというふうに信じております。

○三木忠雄君　それで私、きょうはこまかいことはあれですけれども、この法人タクシーをLPガススタンドとの間のどこへ配置をするかという割り振りの提出計画があつたはずなんです。個人タクシーは十二月十八日におたくから資料をもつたものでは出ています。きょう法人も一緒に持つてきてもらいたいと私約束したんです。法人の資料は提出されないんです。やはりおくらしている証拠なんです。何日に運輸省へ届いたか、どどの法人会社がいづ届けたか、その明細な資料を出してもらいたいと思うんです、どこが何日に届いたかということ。よろしいですか、出せますか。

○政府委員（中村大造君）　至急調査をいたしましたし

て提出申し上げます。

○三木忠雄君　これだから、幾らたつたつて個人タクシーあるいは中小タクシーが二十五リッター

いつくれるらうと。運輸省は十七日をめどだと新聞が報道したとか、いろんなこと言ってるけれども、みんな十七日ですよ、報道も。どこかにニュースソースがあったはずなんです。ちゃんと発表しているはずなんです。発表する、しないにかかわらず、十四日に決定したものが二十日に至ってもまだ——決して好ましくない配給制であつても、現実にはまだいいわけですよ、個人タクシーが二十五リッター。こういう問題に對して十二月がもう終わろうとしている。これに對する対策は全然考えられないという行政の怠慢というか、そういう点を運輸大臣、これどう考えますか。

○國務大臣(徳永正利君) ずっと経緯につきましては、私が御説明申し上げるまでもなく、よく御存じでございますが、私もその陣頭指揮をやっています、もう徹夜でもやれということでは実はやっております。それからまた、自動車局の一部には通産省とも徹夜でいろんな作業をやります、また業者間も、御存じのように、割り振りがきまつたといひますけれども、これは十三日の夜中でございます。そういうようなことで鋭意やっておりますが、なかなか初めてのことで、しかも多岐にわたった、いままでのいろんな業界の取引の關係やいろいろなことがあるようでございまして、まことにおしかりの点は私はいくらもだと思ひますけれども、今後ともなお一段の努力をして、御迷惑のかからないように努力してまいりたいと思ひます。

○三木忠雄君 通産省に伺ひますけれども、これは担当官でもけっこうです。

実際に運輸省がLPガススタンドとの割りつけを、まあきょう出したのか、ゆうべ出したのか知りませんが、それが出てから通産省との間の割り当て計画をつくるのではないかと思ひます。この計画は進んでいるのかどうか、具体的に、この点について伺ひます。

○政府委員(山形栄治君) この件につきましては、相前から具体的にやっておるわけでございます。

ます。結論から申し上げますと、運輸省の非常な御努力で割り振りがきまりましたら、一兩日にはすぐそのスタンドに所要のLPが確保できるような、そういうことは私のほうで十分な体制ができているわけでございます。

○三木忠雄君 そうしますと、チケットの販売とか具体的な問題は抜きにしまして、個人タクシーがこの十一万トンの割り当て、あるいはまた中小タクシー等がその張りつけられたスタンドに五十リッターあるいはまた二十五リッターを實際に買える日はいつと判断したらよろしいですか。

○政府委員(山形栄治君) 運輸省のほうの張りつけ作業が終りました一兩日後に完全に渡せると私は思ひます。

○三木忠雄君 運輸省、一兩日という通産省の見です。いつまでに張りつけが終わりますか。

○政府委員(中村大造君) 先ほど申し上げましたように、東京につきまして残り一割を夕べからきょうにかけまして鋭意作業をいたしておりますので、きょうじゅうに張りつけを完了したい。そうすれば、あとはもう量はきまつておるわけでございますから、もともと末端まで油が流れてくれば、それでも購入はできる、こういうことだと思ひます。

○三木忠雄君 それでは通産省に伺ひますけれども、個人タクシーの割り当てをしますね、この資料に基づいて、運輸省から出てきます。これを具体的に給油スタンドの個人タクシー用として設定するかどうか、この点についていかがでございますか。

○政府委員(山形栄治君) これは運輸省のほうの御答弁になるのかもしれませんが、運輸省でいまおやりになっていますのは、車の具体的なスタンドとのつなぎ合わせでございます。したがうして、個人タクシーが張りつけられたスタンドで法人系がまた同時に張りつけられておることもあるんではないかと思ひます。

○三木忠雄君 時間が限られておりますのであれすけれども、通産大臣に伺ひますけれども、こ

うい問題が、二十二日かあるいは二十三日になるかわかりませんが、実施されるとしましても、やはり中小タクシー会社とかまた個人タクシー、あるいは各民間の家庭等でLPガスを得ようとしてもなかなか得られないという問題が私は今後出てくるんじゃないかと思ひます。これに對してやはり緊急対策本部的なものを通産省としてここで設置をして、その不公平なる部分を補うという形をとるべきではないかと私は思ひます。けれども、この点についての通産大臣のお考え方を伺ひます。

○國務大臣(中曾根康弘君) LPガスにつきましてもあつせん所をいまつくらしてございまして、来週早々から開始できると思ひます。これは家庭、工業用その他の小口のLPガスにつきましてあつせん申し上げるということでは開始いたします。

○三木忠雄君 これはもう早急にやっていたきたいと思ひます。

それからもう一つ通産省に伺ひますけれども、LPガスのスタンドとタクシー業者との間に契約金問題が取りかわされていまして、こういう事実はお聞きになっていらつしやいますか。

○政府委員(山形栄治君) 契約金というのがどういふことかわかりませんが、私、前に聞きましたのは、こういうふうな非常にLPGが足りなくなりましたので、特に従来の固定客でない人に対して何か金を積まないと渡さないというふうな事例が一、二あつたということを聞いております。先生のおっしゃいますのはそれかどうか私わかりませんが、そういうことにつきましましては、これは非常におかしな、いけない行為でございますので、嚴重にその傘下の団体及びその支部につきまして、そういうことは絶対に行なわないうようにということを指示いたしておるわけでございます。

○三木忠雄君 とこがこれは實際に行なわれているんです。これは一つの例ですけれども、具体的な名前を商売のいろんな理由もあるから私はあげませんが、S産業のLPガススタンド

が、登録車両のみ充てんを行なう、登録の選定は当社の基準に従う、登録預かり金は三万円、こうなっているんです。預かり金納入期限十二月十五日限り、これを延ばすと権利を失いますというところ、充てんは一日三十リッターである、登録車には登録票を発行して、それがないとLPガスを売らない、こういうふうな預かり金を取っているLPガススタンドがあるんです。これは一社じゃないと思ひます。個人タクシー業界等も一千万も積んでいまして話もあるんです。そういうふうな契約金を取らないとLPガスがもらえないという、こういうふうな事情に對してどう考えますか。

○政府委員(山形栄治君) そういうことにつきましては、ただいま申し上げましたように絶対そういうことを行なわないうに指示をいたしておりますけれども、まあ、こまかく具体的にいまの先生のお話のような話、これはそれそれむしろ私のほうに御通知を願ひたいと思ひます。そういう具体的な問題としてそれを具体的に処理するほうが一番いいと思ひますので、ぜひ私書箱一号でも、直接われわれのほうでもけっこうでございますので、御連絡を願ひたいと思ひます。

○三木忠雄君 それでは次の問題で、このLPガス、これは家庭用プロパンのほうには指導価格千三百円というところで利用されているわけでありまして、この一兩日に法案が通過するとしましても、特にタクシー用のこのLPガスが、十月は大体二十二円程度だったのが十二月には四十五円です。これが先行しますLPガスが少なくなるとなれば、私は値段がもっと高騰してくるんじゃないかという、輸入が少なくなるとかいろいろうわさの域を出ない段階からもう値上げが始まっているというふうな實際から、やはり家庭プロパンの問題にあわせてやはりタクシー用のLPガス等についても価格を設定する考え方があるかどうかという点について、これは通産大臣のほうがいいかもしれません。

○政府委員(山形栄治君) タクシー用のLPGの

値段の問題でございます。先生の御指摘のとおりでございます。しかし、タクシー用と言いましても、これは非常に千差万別でございます。大都會それから地方都市、それから温泉場とかいろいろ非常に千差万別でございます。私のほうは妥協なる一つの考え方が出ますれば、当然これを検討するにやぶさかでないと思っております。むしろ運輸省のほうでどういふ実態としてこれをお考えくださるのか、その辺が一つの前提条件として大事だと思っております。運輸御当局と十分相談しましてそういう方向で考えたいと思っております。

○三木忠雄君 運輸当局、どう考えますか、この問題は。

○政府委員(中村大造君) 問題は、どの程度の価格に落ちつけられるかということが問題だと存じます。私もどなたもいたしましては、いままでの実績に徴しましては、とうとう適当なところでそういう価格が決定されれば、われわれとしては非常にありがたいというふうに思っております。

○三木忠雄君 だから運輸省としては適当な価格は大体幾らくらいを見ているんですか。やはり個人タクシーの料金値上げの問題とかいろいろな問題とからんでくるんじゃないかと私は思うんですけれども。

○政府委員(中村大造君) LPガスのいわゆる価格というものは、これはやはり現在のタクシーの運賃に相当影響を及ぼすわけでございます。したがって、ここで幾らがいいというところは直ちに申し上げられませんが、とにかくいままでの過去の実績に徴しまして、できるだけ低く押えていただくということが、これはもう量の確保とともに前提条件になるというふうに考えております。

○三木忠雄君 なかなかこれは言いづらい問題もいろいろあると思うんで、私、具体的にまたあとで伺いたいと思いますが、もう一つ運輸省に伺いますけれども、やはりLPガスが全体的に少なくなってきているという中であって、流しのタク

シーを削減していくという、こういう方針で進められているというふうには伺っておるわけでありまして、これについて、この考え方はどうです。

○政府委員(中村大造君) 先生御指摘のように、できるだけ燃料を節約して使う、こういう見地から大都市におきましても、たとえばタクシーの駐車場というものをできる限り増設いたしまして、それによりまして事実上流しをしなくても乗客が適当に乗り降りできるように、そういう措置を講ずるべく、これは警察庁等ともいろいろ関係がございますので、現在その方向で協議を進めておるということ、近いうちに成案を得たいというふうに考えております。

○三木忠雄君 この問題で具体的にもう少し伺いたいんですけれども、たとえばこの都心部についてはどういふふうにするのか、あるいは設置場所をどういふ形で置いていくのか、山手線内なら山手線内ですね。そういう考え方が大体もう煮詰まっているのじゃないかと私は思うんですけれども、その点について伺いたいと思います。

○政府委員(中村大造君) まだ、たとえば東京に例をとりますと、都内の何区何区何区というところまでの具体的な構想は煮詰めておりません。警察等においてもいろいろ計画もあるようでございます。現在警察庁といろいろ煮詰めておる段階でございます。まあ考え方としては、できる限り都心部で道路交通との関係も考慮しながらタクシーの駐車できる場所、これはいわゆる乗客の便利も考えてきめなきゃならぬと思いますので、そういうところをできるだけたくさんつくると、こういう方向で具体的に検討いたしております。

○三木忠雄君 それではもう時間がありませんので、最後に通産大臣に伺いたいんですけれども、この家庭の停電の問題ですね。これは何か最悪の場合に家庭を停電するという、そういう話をされておりますけれども、具体的に最悪時というのは、石油供給がどの程度になったときに最悪時として判断をされるのかどうか。この点について。

○國務大臣(中曾根康弘君) 予定よりも二〇%以上カットが現出するときには、遺憾ながらそういう措置も検討せざるを得ないと考えております。

○三木忠雄君 そうしますと、予定量二〇%という、具体的にいまの中東情勢等の見通しもしいろいろ問題あると思っております。通産大臣としては、いまのまあ特使も派遣していろいろな情報が入っていると思っておりますけれども、きょうの新聞等見ますと、それほどでもないという話もありまして、一部のいろいろな情報もありますけれども、最悪時は避けられる見通しになるのかどうか。こういう家庭停電まで踏み切らなくて済むのかどうか。この点についての御意見を伺って私の質問を終わりたいと思います。

○國務大臣(中曾根康弘君) 今日の時点ではすでに二〇%削減の情勢にあるので、家庭の問題も考慮せざるを得ない事態にあります。ただ、それに入るのはいろいろな事前の準備が要りまして、その周到な準備をいま検討しておるところであります。

三木特使が中東を訪問されました、その成果についてはまだ確かな話ではございませんし、あだ頼みしてもまだ望みがくずれるということもよくないですから、やっぱり悪い事態を想定して政策は進めていくつもりです。

○委員長(堀木幸弘君) 午前の質疑はこの程度とし、午後一時二十分まで休憩いたします。

午後一時三十八分休憩

午後一時三十六分開会

〔物価等対策特別委員長小笠公昭君委員長席に着く〕

○委員長(小笠公昭君) ただいまから商工委員会、物価等対策特別委員会、地方行政委員会、大蔵委員会、農林水産委員会、運輸委員会、建設委員会の連合審査会を開きます。

を行ないます。

この際申し上げます。

大蔵大臣がただいま出席されましたので、先ほど御了承をお願いいたしましたとおり、これより便宜大蔵大臣に対しての質疑を行なうことといたします。辻君。

○辻一彦君 私は、きょうは、大きく小麦粉の問題と、それから農産物の農業生産に必要な資材の確保の二点について質問したいと思っております。まず、経企庁長官にお伺いしますが、この国民生活安定緊急措置法案の第一条にある「異常な事態」とはどういう中身をいっているか、お伺いしたいと思っております。

○國務大臣(内田常雄君) 端的に申しますと、今日のような物価の上昇が激しくて国民の間にいろいろ経済上の不安が起きている状態、そういう事態であると考えております。

○辻一彦君 じゃ、国民の暮らしに必須の食料品が軒並みに二割、三割とか、こういうふうにならずと上がっていくとすれば、当然私は、異常な事態と、こう言えると思いますが、そうお考えになりますか。

○國務大臣(内田常雄君) そう言わざるを得ないと思っております。

○辻一彦君 きょう、私は、社会党のこの小麦の追跡調査に一日出ました。この十二月に政府が原麦を三五%値上げいたしました。一カ月置いて小麦粉が上がることになるわけですから、大体いま四〇%は上がると、こういうことになろうと思っております。そこで、日清という製粉のメーカー、第一次卸、第二次卸、それから製パン、製菓業と、こういう四つの段階を、きのうは夕方まで追跡調査を行なってみました。

実態を調べると、いずれもその値上げが必至と、こういう状況にあります。たとえば日清製粉で聞きますと、一月から小麦粉を、一等粉は千五百二十円、二十五キロ平均、大袋ですが、六百三十円ぐらい大体上げざるを得ないだろう。二等粉の場合には千二百五十円を五百七十円上げなく

ちやならぬだろう。それから三等粉の場合は九百四十三円、二十五キロ、これを三百七十五円上げなくちやいかならう。いづれも四〇%から四四%、この小麦粉が工場で上がるということになります。また、家庭で使われる小袋一キロ入りのこれを見ますと、一番高級なパイオレットというのが工場渡し六十八円で、また、普通品は一キロ入り一袋五十六円いたしております。これが三十四円アップせざるを得ないだろう。大体四〇%から五〇%、こういうことになりす。これは工場渡しですが、さらにパンを製パン業等で調べるとどうなるかといふと、一斤、一食分七十円が九十円と、二十円上げざるを得ない、これが三〇%値上げということになります。また、この中華まんじゅうの生産元でありましたが、これも五十円が七十円くらいになるだろうということ、四〇%。うどん、そばですね。軒並みにこういう小麦粉が上れば食料品が上がるという、こういうことになりすが、この具体的な事実は「異常な事態」に私は該当すると思ひますが、どうお思ひになりますか、重ねて。

○国務大臣(内田常雄君) 物価の高騰その他わが国の経済が異常の事態にある、「物価の高騰」ということをこの法律は先に述べておりますので、「異常な事態」に相違ないと思ひます。ただ、小麦粉につきましては、御承知のとおり、食糧管理法がございまして、価格操作もいたすわけでございますが、これは米も同じでございますけれども、小麦粉は、御承知のとおり、輸入小麦粉が多いわけでありまして、外国の小麦が非常に値上がりをしていまして、国内販売用渡し価格をどう操作するかということになりますと、必ずしも米と同じようには考えられない面がございます。ということとは、外国の小麦粉価格に対して国内で外国農業の補助をするというような形もございまして、したがって、食糧管理法の価格操作の過程におきましても、小麦そのものの売り渡し価格を十二月一日から若干上げました。しかし、幸い加工業者の小麦の手持ちが相当多量ございま

すし、いまお話しのような小麦粉ない小麦粉製品につきましても、私も経済企画庁のこれは机上の計算によりまして、おっしゃるような、はなはだしい値上がりはないと、こういう一応の計算はいたしておるわけでありす。しかも、その値上げの時期がありまして、小麦と同じ十二月一日から小麦粉製品の値上げをしない、年が変りましてから値上げを行なうような行政指導も農林省にお願ひをいたしておりますし、ことに、また学童給食用のものなどにつきましては、これは米と同じように、今年度中三月三十一日までには上げないと、こういうような措置もとっておりますのでございまして、その辺の事情は御了承いただけたらと思ひます。

○辻一彦君 私、輸入の麦の値段が上がったと、こういうことはわかります。しかし、それはあとで議論するとして、ともあれ小麦粉が上ればパンをはじめうどん、そば、めん類等に広範な影響が出る、こういうことは明らかであろうと思ひます。

そこで、主食の割合を見ると、パンとめん類を含めれば米に匹敵するような高い主食の率を示しておる、こういうふうに考えますが、これがこの製品が三〇%、四〇%、ずっと上がっていくということが起こり得るとすると、全体の消費者物価にはね返る影響は、言われるように簡単ではないと、かなり大きいと思ひますが、この点簡単でけつこうですか、どうお考えになりますか。

○国務大臣(内田常雄君) 私どものほうの机上の計算では、物価指数への影響は外食等への影響も含めまして、指数で言うところの一四%の上昇と、これもまあ年度が変わりましてからの話でございますが、また、絶対額におきまして、全世帯あるいは勤労者世帯の家計消費の中で、小麦が上がりまことに小麦粉製品等の上昇の金額は七十三円ないし七十四円、これは月でございすが、いう程度だと、こういう机上の計算はできておるわけでございます。

○辻一彦君 私は、机の上の計算はそうはいかれないけれども、米と並ぶ主食であるパン類、めん類がこういう形で上がるとすれば、この心理的影響も含めて、全体の消費者物価に及ぼす影響はかなり大きくなつていくと、こういうふうに考えます。

そこで、その机の上の計算ならば、消費者米価の場合も同じような計算がほぼできると思ふんですが、この消費者米価と国鉄の運賃、いわゆる公共料金の値上げを半年凍結したわけなんです、政府は。この小麦の値上げは、私は、同じ性格を持つておるのじゃないかと思ふんですよ。そういう意味において、当然消費者米価と同じように、小麦につきまして値上げを一時凍結すべきでないか、国民生活の安定のために、こう思ひますが、これについてどうお考えになつてゐるか、その点をお伺ひしたいと思ひます。

○国務大臣(福田赳夫君) まあ、米につきまして半年凍結をいたしたわけでございますが、同じことは麦についても言えると思ひます。ただ、小麦のほうは、これはもうすでに実行しちゃつたんです。その影響も、これが便乗値上げということにならぬように極力努力をしておるわけでありすが、とにかくもう十二月一日実行しちゃつたわけで、その影響ももうすでに出ておると、こういうふうにお思ひますので、これを適度してまたやり直すというわけにもいけません。あるいはこれから下げますと言ひましても、それがはたてこの消費者価格の引き下げというふうになつてあらわれてくるか、それも確保したい。そういうふうなことで、これはやむを得ないと、こういうふうに考えております。

○辻一彦君 十二月一日からすでに原麦値上げをしたということは、これはまあ既成の事実ですね。しかし、やろうと思へば、まだメーカー段階にとどまつておるんですね。実際の粉になつた製品が工場であらわれるのはおそろく一月からなんです。いま手を打てば、このメーカーに対していちか月の原麦の補償をするすれば、私は、

一時凍結ということは十分でございと思ふのです。今日のこの米として国鉄と、こういうものを一時凍結した同じ意味から、意義から、性格からしてですね、もう一度これをひとつ考え直して、そして一時このメーカーに補償してもこの小麦の一時凍結を行なうべきでないか、こういうふうに思ひますが、この点重ねてお伺ひしたいと思ひます。

○国務大臣(福田赳夫君) どうももう十二月一日に実行しちゃつて、その実行の影響というものが小売り価格となつてあらわれておる。こういう今日におきまして、このやり直しを元からやつてみるということをおしやして、これは私は効果はないんじゃないか、そういうふうにお考えまして、ただいま小麦の売り渡し価格につきまして、この一たんきめたものを撤回して新しい低い価格をきめると、こういう考えはございせんか。

○辻一彦君 重ねて伺ひますが、原麦が値上がりをしたのは、工場へ売る値段が上がつておるんです。しかし、その製品になつた小麦粉は、一か月の間を置いて、大体十二月の末といひますか、一月の上旬から大体上げよう、こういう動きですね。だから、いま手を打てば、製粉メーカーに対する原麦の手当てといひますか、補償、こういうことで解決ができる。もう小麦は値段も全部上げて、それが全部上がつてしまつたという段階であれば非常に問題はむづかしくなつてゐますが、いまならばその点はおそろくはないと思ひますが、その点対策は立ちませんか。

○国務大臣(福田赳夫君) もうすでに影響が出尽くしてゐるんじゃないかと、そういうふうにお思ひます。農林省、企画庁では、この便乗値上げ、これはないようにしようと思ひますが、いまだ努力をしたんですが、それにしてももう影響は出ておる。そういう際に原麦の価格の引き下げをするということになると、これはまあ利潤というやうな問題から見ましてもですね、これはなかなか問題も複雑になつてくるんじゃないか。もう小麦につきましてはやむを得ないんだと、まあこれ

からきめようという米についてひとつ半年引き延ばし、そういう措置を講じようと、こういう考えにしたいわけでございます。

○辻一彦君 大蔵大臣に対する質問、五十二分まで、もう二分しかないの、なかなかむずかしいんですが、しかし、いま大臣は、小麦の値上げの影響は出尽くしている、こう言われますけど、まだ製粉工場のもとにおいて、二十五キロ一袋千五百二十円というのはそのままになっておるんですね。来年の一月の上旬からいわれる六百三十円。一等、二等、三等、それぞれ変わりますが、値上げをするというので、これが値上げされれば、それに応じて今家庭用の小袋も上がっていくし、それをもとにするパンも、あるいはめん類も、どれも一連のものが上がっていくというところで、出尽くしているというんじゃないですか、これからですね、この影響は一月から出ようとしておるんですよ。だから、私は、一部は出ておったとしても、いま対策を打てばあと大きく出てくるこの影響を抑えることができる、こういうふうに思いますか、この点いかがですか。

○国務大臣(福田赳夫君) 最近の消費者物価の上がりを見ておられますと、これがコスト要因、こういう関係よりは、むしろ何かの理由づけをいたしまして、そしてコスト以上に引き上げる、こういう傾向である、こういうふうなふうに思っています。小麦の原麦の値段が上がった、さあひとつわれわれの小売りの価格も上げなきゃならぬ、こういうふうなことで、原麦値上げというのが理由づけにはなりませんけれども、それ以上にそれに便乗して値上げを行なう、こういう傾向が非常に顕著に最近の風潮としては出てきておるんじゃないか、もうすでに原麦の価格が上がりますよと、そういうようなことで、小売り商店等におきましてそういうことを織り込んだ価格改定が行なわれておるんじゃないか、そういうふうな思われるんです。そこへ原麦の値が下がりましたといえ、中間マージンといいますが、そういうものが予想以上に出てくるという問題もあるわけでありまし

て、これはにわかにいま十二月一日にもう引き上げを了したその価格をさらに引き下げるというようなことは、いろいろむずかしい問題ををはらむんじゃないか、さように考えます。

○辻一彦君 まあ、残念ながらこれで終わらなくちゃならぬんですが、その影響が出尽くしたというのはいへん甘い考えで、たとえば日清製粉の工場において一等粉は千五百二十円、二十五キロ、まだこの値段で出しておるんですね。来年から六百三十円は一袋について上げざるを得ないでしょうと、二等の場合は千二百五十円が五百七十円、三等は九百四十三円が三百七十五円、四〇、四三〇上げざるを得ないでしょうと、家庭用の一袋一キロは、これは六十八円だけれども、三十円ぐらい、だから四〇数%上げなくちゃならぬのでしょと、こう言っておるの、影響は一月からこの製粉の小麦として出て、これがさらに大きくなっていくと、こう考えざるを得ないんです。その出尽くしたというふうな認識は、たいへん私は物価を見る上において甘いと思いますが、最後にそれを伺って終わります。

○国務大臣(福田赳夫君) これからもいろいろ問題があると思います。いづれにいたしましても、便乗値上げに對しましては峻厳にこれを抑制すると、こういう方針で御質問の御趣旨にはおこたえ申し上げていきたい、かように存じます。

○委員(小笠原昭君) 森中君。

○森中守義君 十分間はど大蔵大臣にお尋ねをします。

○国務大臣(福田赳夫君) 来年の三、四月の候はなかなか経済のむずかしい時期である。そのとき、国鉄の運賃も上がりました、あるいは米の値

段も上がりましたと、こういうことでは、これはそういうむずかしい時期に適切な措置とは言えぬじゃないか、そういうので、まあ半年間一応繰り延べると、こういうふうにした次第でございます。

○森中守義君 これは国会の審議権の問題等もある運輸大臣に少しくたださなければいけませんけれどもね。御承知のように、佐藤内閣時代に目玉商品と言われ、しかも、二年がかりで政府自民党のほうでは異常な執念を燃やしてやってきたわけですね。私は、結果的にはその値上げを阻止する立場ですから、ちっとも異論はない。けれども手続的に、国会の審議がそのままで異常な高まりを見せながら一応落着いたものを、いとも簡単に大蔵大臣の一声でこういう凍結ということがきめられるという、そういう筋の問題としてはなだどるかと思うんですが、これはどうお考えですか。

○国務大臣(福田赳夫君) 政府としては、そういう意図であるということも表明しておるわけなんです。これはいづれにしても、国会の承認事項である、つまり法律案の改正という問題があるのです。その御議決を経ないとこれは現実のものとはならぬ、こういうふうな考えております。

○森中守義君 それまた当然なことです。ただ、問題はそういう意図を政府が持つことがどうかと聞いているのです。それは国会に施行日時の変更の法案が出ることから、その成否によつてきまるといふ、形式的にはそのとおりです。しかし、国会の審議というのをどう一体認識しているかという、意図と認識の問題ですが、形式はそのとおりです。

○国務大臣(福田赳夫君) 政府はこういうことを考えておる、それに基ついてこの法律案を提出したい、こういうことは幾らでもあることで、それがなければ政府としては行動が非常に制約されると思います。どこまでも国会の議決は尊重しなければならぬ、しかし、政府はこういう意図だと、こういうことは何ら支障はないことじゃないか、そういうふうな思っています。

○森中守義君 その辺のことは、いづれ法案が出された段階でもう少し問わなくちゃなりませんがね。そこで、大体大ざっぱに試算をしてみますと、凍結期間でおおむね一千億くらいの減収になるであらう、どうされますか。

○国務大臣(福田赳夫君) この処置をどうするか、いま非常に頭の痛いところなんです。一応ある程度はこれは資金運用部の資金をお貸したし、ましていうふうにも考えておりますけれども、何がしかこれは財政措置を講じなければならぬだろうと、明後日大蔵原案を内示するわけですが、その最終の詰めの一つの問題としてたゞいま検討中でございます。

○森中守義君 これはその財源上の問題では確かにそういう一つの方法もありましようがね。いまの国鉄の赤字の累積の状態あるいは再建計画の問題、こういうことを考えますと、財投にこれを依存するということになると、何といつても借財がふえるわけですから、かなり国鉄はきしんでくる、こういうことになるでしょうね。さて、そういうことではたして再建というものが期待できるかどうかということが第一点。

それからいま一つは、けさの新聞でしたか、新幹線も相当工事費が削減をされて二千八百億程度になって、四〇%減、こういうことなんですね。これは大蔵大臣になられる前は新幹線計画にかなり批判的な立場をとっておられたようですから、一つの見識だとは思ふ。しかし、国会で審議をする際に、一つの建設計画というものが出されておった。そういうものが包括をされて法案が成立したという経過を考えると、これはあれでしか、極めて約七千キロですね、これを見直すと意味になるのですか。長期的に見て十年計画というものはくずれない、こういう発想に立たざるを得ないのですが、そういう見解に対してはどういうふうにお考えですか。

○国務大臣(福田赳夫君) 国鉄に限らず、道路の問題、住宅の問題、いろいろ長期計画があるわけですが、その長期計画の変更ということは、こうい

う緊急時の際でありますので、できないのです。しかし、その長期計画の予想し得る年次計画、これを繰り延べると、こういう結果になろうと思ひます。

○森中守義君 いやいや、繰り延べると言われるのは、十年間という所定の中で年次を繰り下げるとのことですか、それとも十年の外に出るということですか。

○国務大臣(福田赳夫君) 一応既存の計画はそのままにしておく、しかし、四十九年度に予想される年次計画、これは繰り延べになると、ですから全体の計画はそのままにしておく、こういう考へでございます。

○森中守義君 それから閣議了解ということで前の国会で議論をした際に、五十一年度やはり実収一五%予定をして値上げになるんですね。そうなりますと、四十九年の九月までが凍結期間であり、十月から凍結が解除される、中一年間でまた一五%アップと、こういう実はコースになるんです。そうすると、一年をおいて一五%ですから、合わせて三〇%増と、こういうことになりませんか。その時点における物価をどういうふうにとらへるのか。凍結の六カ月間はよろしいとしても、解除とともに一五%アップ、一年おいて五十一年にはさらに一五%アップ、いまの政府の構想からいけばそういうことになる。ですから、来年の九月以降の物価事情と、一年おいて三〇%累増するといふ国鉄運賃の占める物価への寄与率といふものは、どういふようにお考えになるのですか。

○国務大臣(福田赳夫君) とにかく、さしあたり半年間延長すると、そして私どもの考へとして、半年間と、こういうことなんですか、かなりきつぱり引き締め政策をとるわけですか。その影響がもう端的に出てくるであらうと、まあ半年延ばすと十月一日実施と、こういうことになりませんが、そのころにはこの物価状態はかなり落ちついてまいると、そういう大体的見当のもとに半年延期

と、こういうふうにしたわけなんです。その結果長期計画にどういふふうに影響していくかと、こういうことにつきましては、さらに長期計画をどうするか、いま緊急の措置でありますから、そこまでは考へておりませんけれども、今後の検討課題である、かように御承知願ひます。

○森中守義君 いや、少し私の舌足らずの点もありますが、四十九年の十月一日から新料金になる、それでいままで示された考へからいけば五十一年に実収一五%また上げるんだと、こういう決定なんですか。そうすると、わずかに一年か一年半余りの間にまた国鉄が一五%上がれば、合わせて三〇%になる。いま福田さんの言われるように、まあ来年の三月以降凍結状態に入るであらうと、こう言われるんだが、運賃が一年おいてまた一五%ということになりますと、かなりこれは物価を陽動することになりはしませんか、物価つり上げをね。十月一日から一五%、一年そこいらおいてまた一五%ということになれば、あまりにも値上げの時期が接近し過ぎると、そういう長期的なものに対してはどうお考えなのかと、こう聞いておる。

○国務大臣(福田赳夫君) 私は、かねがね経済といふものは、その発展の速度、高さ、そういうものが物価、国際収支とも均衡のとれたものでなければならぬといふふうにお考へしておるんです。そういう見地でこれからの経済政策は運営されるべきものであると、こういうふうにお考へしておるわけでありまして、まあ国鉄の運賃が一五%上がりまして、そういうことがこの物価体系を乱れることのない、そういうふうにした、そういう意味から十月一日という時期を選定したと、こういうふうにお考へ願ひたいんです。その先の物価につきましてもお考へ願ひます。その先いつて、また五十一年の値上げができないと、非常にすることがむづかしい状態だといふことであらう、その際また考へなければならぬと、とにかく一応そういう長期計画につきましても、これは変更することはない、当面緊急の措置を講じたものである、こうい

うふうにお考へ願ひます。

○森中守義君 そうしますと、五十一年の一五%実収値上げという考へについては、不確定要素といふように受け取つてよろしいですね。そのときになつてみなければならぬ、こういうふうにお考へ願ひたいんです。

○国務大臣(福田赳夫君) しばしば申し上げておりますが、そういう長期的な展望を要するといふ意図はありせん。もしそういうことについてその時点になつて問題が起りますればその時点の問題である、そういうことでありまして、この長期計画はあくまでも長期計画である、こういう理解でございます。

○森中守義君 ですから、たてまへはたてまへ、その時点になつてみなければならぬといふ意味に受け取りますから、五十一年の一五%といふものは不確定要素が強い、こういうふうにお受け取つていいか、こう聞いています。

○国務大臣(福田赳夫君) 長期計画は長期計画である、こういうふうにお考へ願ひ申し上げま

す。

○森中守義君 これは先々非常に重要な問題ですから、もう一回念を押しますが、長期計画は長期計画だといふことは、原則、たてまへはたてまへなんだ、そのときになつてみなければならぬ、言いかえるならば不確定要素がある、こういうふうにお考へ願ひたいんです。

○国務大臣(福田赳夫君) それはすべての長期計画といふものにそういうことがあるんじゃないでしようか。そういう意味において、国鉄の五十年計画、十年計画、こういうものの先々について不確定要素がある、そういうならばそのとおりでございます。私は、長期計画は変更する意図はございません、こういうことを申し上げておるわけでございます。

○森中守義君 同じことを両方とも繰り返すわけですが、たてまへはたてまへ、しかし、それはくずさない、けれども不確定要素があるといふ意味のことだから、五十一年の値上げといふものはそ

のときになつてみなければならぬ、こういうふうにお考へ願ひたいんです。

○国務大臣(福田赳夫君) まあ言い回しの問題かもしれないけれども、その長期展望は、これは変えないんです。しかし、もう長期展望といふものは、あるいは長期計画といふものは、どの長期展望でも長期計画でも、そのときそのときの時点において多少の修正という、そういうものがあることは私は当然だと思ひます。そういう意味において、国鉄の十年計画につきましても、いま計画を変える考へはありせん。しかし、何かその十年計画の遂行に支障を来すといふような事情があらますればそのときの問題だ、こういうふうにお考へ願ひます。

○森中守義君 これは物価問題といふことと同時に、いろんな要素が出てきて始めている。いま福田さんの言われるように、一千億の歳入欠陥は財投に依存するんだ、裏返して言うならば、国鉄の重みになる、新幹線計画だつて七千億をこすのよきな状態にいけば、これもやっぱり変えざるを得ないでしよう。一体十兆五千億でとどまるものかどうかといふ問題もあらますから、きわめて不確定要素が強い。だから、いやおうなしに長期計画は変えざるを得ない。物価といふ観点からいっても、さて、中一年おいてさらに一五%ということになると、かなりこれは物価の上昇をリードすることになります。そういうことを考へれば、たてまへと實際は違ふんだといふ言ひ方もあながち理解なしに進まれぬのじゃないかと思ひます。そういう意味で、私は、不確定要素があるといふことを聞いておるんですが、もう一回どうぞ、そういう見解を。

○国務大臣(福田赳夫君) いま日本の経済全体として非常な転換期にあると思ひます。つまりこれからの日本経済は、これまでのような高度成長といふことは、これは不可能である、また適切でもない、こういうふうにお考へ願ひます。したがつて、これからの先々の経済につきましても、いろいろな計画もあるんです。ありますけれども、

一応、政府としては、その計画は変えない。変えませんが、とにかくそういう大きな転換という問題があるわけですから、自然私は見直しをしなきゃならぬ時期というものが国の諸計画全体についてあると思うんです。そういう意味において国鉄も例外ではない。こういう意味におきましては、私は、将来不確定的な要因もあると、こういうふうな御理解をされても一向抵抗を感じません。

○森中守義君 それで、これは最後にしますが、いま最後に言われたように、全体の長期計画の見直しというお話ですね、これはまさに私そのとおりだと思ふ。内田さんもおられますが、二月きめられた長期計画というものを、いやでもおもうでもこれは見直しをせざるを得ないでしょう。ですから、そういうものを全体を含めて、日本経済の方向というものをいづという方向で再検討されるのか。ただ個別的に、個別個別の長期計画をこれを通じして経済計画をどうするかというものをいづごう再検討されるお考えですか。

○國務大臣(福田赳夫君) いま非常な転換期である。その転換期に際しまして、非常に俗なことばで言えば、この石油問題とか、あるいは異常な物価問題という、火事でも始まっているというような様相なんです。いまその火事の火の手を消すということがこれは当面の国の大問題になってきておる。その消しとめた火事のおと日本の国の姿がどうなるかと、そういうものを見つめないで、それから先々の日本のあるべき姿というものは、これは想定できないんじゃないか、そういうふうな思ふんです。当面は、とにかくこの火事を消しとめる、これに全力を尽くす、先々のことはそう考えるといふものない、こういうのが現状でございます。率直なところでございます。

○森中守義君 それで、当面の対策ということで異論はありませんが、しかし、それだけに、いま日本の全体が非常に空転しているわけですから、いつ見通しを政府が持つのか、日本経済の将来にどういう時点で定見を確立するのか。これは一日も早いほうがいいですよ。さつきからいろいろお話があったけれども、政府の計画はいろいろ変わってくるわけだから、何を信用していいかわからぬというのを率直に言つて今日の物価を中心にした経済の状態じゃないですか。早く見通しをお立てになることを特にお願いいたしまして、時間が過ぎましたから、一応私の質問を終わります。

○委員長(小笠公昭君) 中村君。

○中村利次君 大蔵省では、六兆円にのぼると言われるボナナスの吸収策として定期預金の1%金利上積み、あるいはまた消費の抑制策としてプレミアム付の預金制度をとろうとなさつておるといふことが伝えられているわけですが、これは総需要の抑制という意味でこういうことをお考えになつておると思うんですけれども、事実かどうか。とすれば、具体的には大体どういう構想をお持ちなのか、お聞かせ願ひたい。

○國務大臣(福田赳夫君) 私は、いま当面のこの物価情勢というのを非常に心配しておるんです。こういう状態が長続きしたら一体どういう日本国になるんだらうと、こういうことで、どういふうちにこの問題に対処するか、これは苦慮しておるわけですが、結局、需給のバランスをとるほかはない。ところが供給力、これはいま物価の状態から見ましても、あるいは資源の、特に石油の点から見ましても、これは不可能です。そこで総需要のほうを抑制するほかはない、そういう基本的な考え方に基づいておるわけです。総需要とは一体何だといふまれば、国民の生活、消費である。それから政府の財政需要である。また民間の設備投資、需要である。こういうふうになるわけですが、いま、予算の編成を通じて、その財政需要につきましても思ひ切った抑制をいたしたい、こういうふうにお考えおるのです。

たとえば、物価に一番関係のある公共事業なんかにつきましても、その規模から見ますと、四十七年度ぐらいの水準、その辺まで持つていきた、これはかなりの圧縮になるわけなんです。それから金融政策を通じて民間の設備投資に對

してしましてもかなりの圧力をかけ、また、さらにこれを強化しようと、こういう考えです。そうすると、財政需要、民間需要というものがかなり鎮静してきます。そうすると、もう一つ残された最大の国民消費はどうだ、こういう問題ですが、これの抑制方法につきましても、あるいは賃金問題に波及する所得政策というふうな考え方もありますけれども、私は、そこまではとにかくいかせたくない。国民の御協力のもとにこの事態を解決する、そういう方向で臨みたいという考えであります。そのためには何よりも物価が先々おさまるという実感を国民に持つていただかなければならぬだろう。そのためには、政府がほんとうに今度目の色を変えたぞ、これじゃもう物価は先々低くなるにきまつているというふうな感じを国民に実感として持つていただかなければならぬ。その実感をいま持つていただくように努力しているのですが、これがかなり国民の消費態度あるいは企業の行動態度、そういうものにはね返ってくるんじゃないか、そこで総需要というものがずつと沈んで、そしてバランスもとれ、なお供給過剰というふうなことになるばいじゃないんです。そのうち、そういう状態になつて、私は、その遠くない時期に、そういう時間もかけずにそういう体制を実現したい、そういう考えなんです。

そういう中におきまして、貯蓄というものが非常に大事な使命を果たすわけで、暮れのボナナスにつきましてもいろいろうをしておる。これは御承知のとおりと思いますが、なお私は、これは臨時異例のこととして考えたいと思ふのです。が、国民の皆さんから御希望があるんです。割り増し金付の貯蓄というものを考えられないかというところでございます。私は、国民の中にいろいろ議論のあるこの問題でございまして、臨時増し金付貯蓄というのをやってみたらどうかかと、こういうふうにお考えまして、いまその具体案をどうするかということを事務当局で検討いたし

ておる最中なんです。固まりましたら国会に法律案として御審議をお願いしなければならぬ、そういう段階でございます。

○中村利次君 総需要の抑制策については、いろいろこれはやはり議論のあるところでありまして、うけれども、やはり行政府は行政府としてのやるべきことがございまして、いまお伺いをしたところでは、やはり緊急の事態として総需要の抑制をや、あるいは貯蓄もたいへんに大事である、こういう御答弁でございました。また、公定歩合も、これは質問に対して大蔵大臣は、日銀の所管であるからというお答えで、具体的なお答えはなかつたようでありまして、政府は、これが日銀のなわ張りであるということ、全くわれわれ聞かせんという立場はお取りにならないと思ひますが、とにかく昭和三十年以来の公定歩合の高水準になつて高金利時代を迎えているわけでありまして、大体今度の公定歩合の改定で9%程度になるということが言われておりますが、これは大体そういうぐあいに受け取つてよろしいですか。

○國務大臣(福田赳夫君) 総需要抑制という見地から見ますと、やっぱり財政と金融は車の両輪だと思ふんです。ですから、財政面ではかなりのことをします。それに対して金融面もこれに同調すべきであると、これは中村さんのお話のとおりでございます。そこで、政府が財政では非常な抑制政策をとるといふ以上、日本銀行その他金融機関におきましても同じ歩調で金融政策のかじとりを進めると、これはもう当然のことだと思ひます。ただ、その方法論として、公定歩合をどうするんだとか、一般の金利をどうするんだとかといふことになりまして、特に公定歩合につきましては、これは日本銀行の専管事項でありますので、私がとやかく言ひますことは慎みたい、こういうふうにお考えおるわけでありまして、

○中村利次君 政策としての大蔵大臣のお考えをお聞きしたかったですけれども、これはまあや

むを得ないでしょう。預金もたいへんに大事であるということ、私は、そのとおりであると思う。

ところで、高金利時代を迎えて、大体公定歩合では米、仏、英、西独等の大體中間ぐらゐに位置するんではないかと思ひますけれども、預金金利のはうは、これは比較にならないぐらゐです。

本会議あるいは予算委員会の大蔵大臣の御答弁によりますと、預金金利を、こゝういふ異常事態で預金を吸収する手法として、大幅に引き上げた場合には、これは貸し出し金利の問題もあるんだから、なかなかそうはいかないんだという御答弁でありましたけれども、しかし、たとえば三カ月ものの預金金利を例にとつてみても、英國の場合には、日本の三・六倍強というぐらゐですね、たいへんに高金利の政策をとつておる。一番低いアメリカでも日本の四・二五%の約二・三倍程度の金利です。

ですから、総需要を抑制し、預金を吸収したいということであり、そのことがたいへん大事だということになれば、諸外国の例をとるまでもなく、やっぱりこの預金金利そのものについても十分検討される、あるいは見直されるという必要があるんではないかと思ひますけれども、その点はいかがでしょう。

○國務大臣(福田赳夫君) 私我非常に熱心に貯蓄の問題を考えておるんです。そういう立場から考えますと、預貯金の金利をもう少し上げることができなかつたということも考へるわけですが、たまたま先ほどお話のような公定歩合の論議なんかもあるわけですが、これはまだどういうふうになるのか、私もまだかには承知しておりませんけれども、もし公定歩合の引き上げがある、そういうようなことになりましたら、これと関連を持ちながら預貯金金利の引き上げというものもやつてみたい、こゝういふ考えでございます。

○中村利次君 こゝういふやはり欧米諸國の事態等も勘案をして相当大幅な引き上げに踏み切る、こゝういふ検討をされるかと思ひます。

○國務大臣(福田赳夫君) いま中村さんが数字でおっしゃいましたが、それほどの開きは欧米と日本との間にはないわけなんです。しかし、日本のほうが預貯金金利の水準が低いというやうなことはあります。ありますが、こゝういふことを考え、その諸外國とわが國との金利水準の乖離ということを考へながら預貯金金利の引き上げをやる、こゝういふ考えは持つておりません。あくまでも公定歩合の変化に運動しといひます。これはたまたまながら預貯金金利の改定を行なう。これはどういふ意味かといひますと、預貯金金利は上げてみたいのです。ことにこゝういふ異常物価の際でございますから、それはしたいのですけれども、やはり預貯金金利の引き上げをしますれば貸し出しのほうの金利負担と、こゝういふことになるわけなんです。こゝういふことになりますれば、これは産業のコストに影響してくると、こゝういふことになり、物価問題から見ましてかなりこれは重大な問題になつてくるわけなんです。ですから、私は、まあその時間をかけない、もう非常にすみやかなる機会というか、時期をねらつて物価の引き下げ、これに全力を尽くすと、これが正道である、オーストリアな行き方でありまされるけれども、こゝういふ行き方をとることがむしろ健全である、こゝういふやうに考へております。

○中村利次君 これは外國の比較を出しますのも、石油危機で日本は非常に重大なこれは危機を迎えているわけですね。時間もありませんけれども、これは後ほどいろいろ關係大臣に聞いてみたいと思ひますけれども、英國では週休四日制にするとかしないとか、アメリカでは需要量のたつた一〇%にすぎない、輸入は、たいへんな強力な政策、対策を打ち出しています。日本の場合には、外國人が日本に来てびつくりするくらい何かのんびりムードである。すべてがそれで通れば非常につつこつてすけれども、やはり日本丸のかじとりをおやりになる責任のある立場からいいますと、やはり外國でできることがなげ日本にできないのか。それは日本人なんというものが優秀だから

劣等だか知りませんが、これはひとつ外國の事情等も十分勘案をされて積極的な思い切つた御検討をぜひお願いをしておきたいと思ひます。

時間がなくなつてしまふので……。原油高は、世界の石油専門家が想定をしたよりもはるかに早く、はるかに高く、中東戦争で石油が戦略的に使われたということがこれはもう直接のきつかけなり原因になつたことは間違いないと思ひます。けれども、私は、これはやはり日本の外交あるいは商社活動、こゝういふものもあわせて的確であつたかどうか。たとえばイランは關係ありませんよといつてイランの石油の競争入札に日本が——これは政府は關係ないとおっしゃつても、入つて、十何ドル何十セントという、こゝういふ競争入札の仲間に入つた。こゝういふのは、何といつたつてこれは原油高の原因をつくることは間違いない。政府が行政指導でこゝういふものややはり正常な商行為のあり方の指導ができなかつたのかどうか。これはまあ大蔵大臣にはよけいなこともかもしませんが、こゝういふことから考えますと、原油が十ドル、十五ドルあるいはそれ以上という、これはもう中期——長期の見通しじゃなくて、中期の見通しとしても、こゝういふことが考えられる。その場合、量と価格の問題があると思ひますが、これは總需要を幾ら押さへ、あるいは省エネルギー型産業構造に転換を果したと仮定しましても、たとえば数年前に三億キロリッターの、中東戦争がおさまつて原油輸入をやるといふことになれば、十五ドルあるいはそれ以上の原油価格であるとする、それに要する外貨は幾らであるか、こゝういふことを考えますと、私は、これは寒

けがする思いがするんですよ。こゝういふ意味で、國際収支の中期、長期に対する見通し及びその対策、これだけお伺いをして私の質問を終わります。

○國務大臣(福田赳夫君) まさに國際収支は非常に重大な局面に到達していると、私も中村さんと

全く同しような思いでございます。ことに、いま御指摘のように、油の値段がだんだんこれは國際的に上がつてくる傾向がある。これはいま、来年あたりは二億六千五百万トンぐらゐは輸入があるだらうといひますが、これはその量で、一ドル違ひますと十六億ドルというぐらゐに相当するわけなんです。それだけわが國の國際収支の負担がふえてくる、こゝういふことで、これはゆゆしい事態なんです。

こゝういふことを考えますと、わが國としては、この二、三年は國際収支の天井が高いといひますので、このことをあまり考へないで經濟の運営なんかできたんでございまして、こゝういふ時期はもう終わったと。やはり國際収支といふものを考へながら經濟のかじとりをしななければならぬ。こゝういふ立場からいひますと、どうしてもいままでの高い成長といふものはもうできません、これは。どうしても國內で消費する資源といふもの、これを押さへなければならぬ。つまり輸入量をそれだけ減らしていくといふ考へ方をとらなければならぬ。同時に、國內では、まあなかなか、高成長じゃありませんから、商品なんかできましてもさばけない。そこで海外に売ると、こゝういふやうなことになる。やっぱり非常に高い成長体制を國際水準ぐらゐを目安に置いた低目の成長です。ね、そこへもう徹底的に切りかえる必要に迫られておると、こゝういふやうに思ひます。それに成功いたしますれば、私は、油が多少高くなるといふやうな事態がありまして、これはわが日本に對する油の供給だけが高くなるわけじゃないんで、世界じゅうに對するその売り値が高くなるわけですから、わが國の商品が多少影響を受けまして高くなりまして、輸出競争力という点になりますと、こゝういふことはならぬといふやうに考へておりますので、活発な高い成長、こゝういふものから適正な低目の成長といふ經濟体制に移りますれば、私は、國際収支のほうは心配なく切り抜けられると、こゝういふやうに考へております。

二二

○委員(小笠公昭君) 加瀬君。

○加瀬完君 午前中、大蔵政務次官から、大蔵省は現在物価を引き下げることに努力を集中している、こういう御発言がありました。これはそのとおり受け取ってよろしいでしょうか。

○國務大臣(福田赳夫君) そのとおりでございます。

○加瀬完君 しかし、経済企画庁長官は、物価上昇を食い止めると、先取り値上げ、便乗値上げを押えることだと、こういう御発言がございました。必ずしも内容が一致しているとは思われませんが、政府の見解はどちらですか。

○國務大臣(内田常雄君) それは、一つのものの両面からの見方だと私は思いますが、いま毎月私どもがほんとうに悩んでおります消費者物価なり卸売り物価の上昇の傾向を見ますときに、その上昇をどう引き下げるといふことは言えませんが、絶対金額を引き下げるといふことは、なかなかこれ、あり得ない場合もございますので、そういうその物価の上昇を食い止める、上昇率を引き下げると、こういう意味に御理解をいただければ矛盾はないと思います。

○加瀬完君 上昇率を引き下げるといふことと現状の物価を引き下げるといふことは、内容が違います。

伺いたいのは、いまの御説明のとおりですと、物価高を固定するというような形にならざるを得ない。国民がいま要望しておりますのは、買い占め心理を解消して、ほんとうに物価を下げてもらいたいということが要望なんです。大蔵大臣の御説明はそういう受け取れますけれども、ただいまの経済企画庁長官の御説明はそれは受け取れません。

そこで、具体的に伺いますがね。不当価格であればこれを値下げさせる、そういう内容がたまたま提案されている法案の中にあるんですか。

○國務大臣(内田常雄君) 直接のこととしてはございませんが、標準価格をつくり出す際に、私がしばしば申し上げておりますように、先取り価

格的なもの、便乗価格の要素があるものは、それはそのまま認めない。それはその要素を摘除して、そして適正価格で、納得のできる価格で標準価格を定めるつもりでございます。そういうことから申しますと、現実に行なわれている悪弊の便乗価格というものは標準価格をつくり出す際に引き下げると、こういうことは条文の解釈としてもあり得ると思います。

○加瀬完君 それはあなたの解釈でそうしているだけで、じゃ、具体的にあの条文の中に、不当価格であれば不当価格は引き下げさせる、こういう命令権が何か持ったそういう条項や内容がござい

ますか。

○國務大臣(内田常雄君) 標準価格あるいは特定標準価格以上で売った場合にはそれは引き下げさせると、そういう指示をすると言っています。その標準価格、特定標準価格というように、悪弊の便乗価格が御指摘なさるような先取り、悪弊の便乗価格で業者が販売をしている場合には、それは標準価格を引き下げますので、同じことになろうかと思ひます。

○加瀬完君 それではそういう値下げ命令をする機関というものがございしますか。

○國務大臣(内田常雄君) 標準価格を公示しました場合に、標準価格以上で売っております場合には、その標準価格までの引き下げを指示し、あるいは監視するのは、中央官庁の職員のみならず、今度の法律では地方公共団体の職員にもそれを委任すると、こういうことになりますので、それが引き下げ指示、標準価格以上の現実の販売価格の引き下げ指示あるいは監視の機関になると思ひます。

○加瀬完君 監視機関あるいは指示機関というのができても、それで不当な価格が引き下げられると、こういう保証はどこにもないわけですね。どこにもございせんね。だから、なぜ公取なら公取というものに、公取の内容を法改正してそういう権限というものを与えて、不当価格であれば公取の指示に従って引き下げなければならない

し、引き下げさせる権利、こういうものを公取なら公取に与えないか、そういう法改正をあわせて加えなければ、おっしゃっているようなことは、実効はさっぱりあらわれてこないところ考えますか、違いますか。

○國務大臣(内田常雄君) これもしばしば委員会問題になっておるんでありますが、独禁法は公正取引委員会がそのカルテル結成を排除する機能を持つておる、必要ある場合には告発もすると。しかし、その場合、公取委員長の説明によりまして、カルテルを解かしても、そのカルテルで上がった価格の引き下げ指示が公取委員会というものはできないんだという解釈になっておるもので、そのカルテルを排除した場合には引き下げの指示もできるように改正を研究しているというところでございします。公取は政府の外にありません。私は干渉しませんが、期待を持って注視しておるということをお願いいたします。

○加瀬完君 大蔵大臣に質問をする時間でありまして、あとで伺ひします。でも、もとへ返して大蔵大臣に伺ひますが、法改正すれば公取はそういう権限を持つことができるわけですね。それで、大蔵大臣は先ほどから、物価を引き下げることと努力を集中しているとおっしゃるわけですが、これをとめることは可能であっても、値上がりしたものをぐんと落とすということには効力をさっぱり持たないわけですね。どうして公取なら公取、その他の機関ならその他の機関に、こういう権限を持たせるような法改正をあわせてしなかつたのか。ちよつとしり抜けの感じがしますが、この点は、財政担当の大蔵大臣としていかがですか。

○國務大臣(福田赳夫君) 私は、物価が値上がりする傾向にあるのを引き下げると、まあ正確に言えば物価を安定させると、こういうことを財政政策の主軸としておると、こういうことを申し上げておるんです。しかし、いま思惑相場といひますか、かなりコストの水準を離れた価格設定がされておるといふ向きも、私も一国民とい

たしまして、ずいぶん目につくわけでございます。そういうものに対しまして、いま企画庁長官から標準価格を設定すると、そういう道を通じまして何とかできるのじゃあるまいかと、こういうふうに申し上げておるわけでありまして、私も切にそういうふうになることを期待しております。

○加瀬完君 説明を伺つてまいりますと、両者の御意見は一致しております。その一致は、結局、不当価格が設定されておる、それを引きおろすだけのそういう法的効果というものは何にも現状の法案の中にはない、こういう御説明にもなるわけですね。なぜ、公取なりに法改正をしてそういう権限を持たせるといふ方向をおとりにならなかつたのですか。

○國務大臣(内田常雄君) これもたびたび申し上げておりますが、この法律は、個別物資対策として、著しく物価が上昇するものをとめさせるというところを第一義的に考えておりますが、加瀬さんも御承知のように、総需要抑制対策というものを財政金融面で非常にきつていこうと思ひます。そういう面から、たとえば生産資材の価格等が下がることを私は現実には期待をいたしております。

それから、公取の問題につきましては、先ほど申し述べたとおり、公取は国家行政組織法によつてできておりませんし、公取は独禁法の中に書いてある機関でございますから、逆の改正に私どもが干渉することもよくない。そういう見地から、公取の独禁法における作業を私は評価しつつ注視をいたしておると、こういうことでござい

ます。

○加瀬完君 政府がほんとうに物価を下げようと思へば公取を使う以外にいまの法律の体系の中ではないわけだ。あなたの御説明のようだと、この法案は物価を値下げするという法体系の中には入らない。国民が要望しておりますのは、生活安定法案ですから、思惑買いや買い占めなんかをしなくてもいいような、そういう政治条件なり、経済条件なりをつくつてもらいたいということが希

望なんです。その希望の一番のポイントは、不当な値段は法律で引きおろさずと、こういう効果が一番国民の希望しているところですよ。それはどんなに御説明になっても御説明の中には出てこない。しかも、政府で立案するわけですから、政府で立案の基礎を考へるわけですから、公取は公取です、政府は公取には干渉しませんという事で御説明にはなりません。

時間が過ぎましたから、このまま大蔵大臣に伺いましょう。じゃ、しり抜けになった場合はどうしてこれをとめますか。

○国務大臣(福田赳夫君) 私は、いま御設例のような場合には、標準価格の設定ということで対処できるんじゃないか、そういうふうな見解でございます。

○加瀬完君 標準価格といいますが、国民の希望している価格にはなりませんよ。業者と相談してきめるといふことですからね。現状の値段を固定させるだけで、現状の値段を引きおろす効果には一つもならない。これは御専門のあなた方に御説明する必要はない。時間が過ぎましたから、この問題はあしたもう少しやります。私としては納得できません。

○委員長(小笠原昭君) これにて大蔵大臣に対する質疑は終了することといたします。

それでは、これよりただいま質疑を残された方々から順次質疑をお願いいたします。辻君。

○辻一彦君 まあ、非常に質問が中途はんばになって、この重要な時期にたいへん私たちも残念に思います。やむを得ないから継続をいたしたいと思ひます。

かでないかと思ひますが、この点、内田長官の見解をお伺いいたします。

○国務大臣(内田常雄君) 多少大蔵大臣の誤解と申しますか、御説明の不足があったように私は聞いておりました。原麦は十二月一日から上げられましたけれども、その原麦を原料とする製品については、農林省の行政指導で一月以降ということになってあるはずでございますし、おおむねそれは守られておると思ひますので、その限りにおいては。したがって、今後一月以降のことを私どもは心配をいたしている点がいろいろございいます。

○辻一彦君 一国の財政をあずかってもらう大蔵大臣が、重要な国民の主食の実際の値上がりから年々具体的にあるんだということについて認識を十分持つておつてもらわないといふことは、私はたいへん残念に思ふ。この点はひとつ長官からよく伝えてもらいたいと思ひます。そういう甘い感覚では、なかなかこの物価対策は本物になっていかないと、こう思ひますから、しっかりとがんばつていただきたい。

そこで、すでにまあ時間的に、農産物の資材の確保、農用生産の資材確保の問題について触れたので、この問題はこれで切り上げて、通産大臣に二、三点伺いたいと思ひます。

一つは、農林漁業生産のために石油をどうして必要とするか、こういうことはもう言うまでもないことですが、優先確保ということが農林漁業用の石油について言われておりますが、具体的に一体どういうことを意味しておるのか、簡潔に御答弁をお願いいたします。

○国務大臣(中曾根康弘君) 具体的にどうした処置を申し上げますと、農林水産燃料確保を優先的に取り扱うために、今月六日、石連、全石商の支部長会議を開催して、この旨を特に指示してあります。そして十二月の緊急対策としては、石連農林部会と農林関係の中央会及び全農、それから石連水産部会と大日本水産会の間で具体的に対策を進めております。農林省との間では優先需要の部門

の確定、数量、供給システム等を十二月、一月以降について詰めております。数量の中の一部については、農林省、運輸省関係両方デブツている点もありまして、まだ確定してない点もあります。あつせん所は、先ほど申し上げましたように、月曜以来三日の間に千九百四件東京通産局管内だけでもあつせんしておりました。その中でビニールハウス等の農林関係物資が圧倒的に多い情勢であります。

○辻一彦君 いまあつせん所の問題が出ました。その中で、石油製品があつせん所が各県に指導課が優先順位を指示しているように思ひますが、あの項目の一から七までずっと並んでおりますが、これは一体優先の順位としてはどういうふうに考へておられるか、この点いかがでしょう。

○政府委員(山形栄治君) あつせん所につきましては、十七日から各府県にこれを設置いたしました。生産段階の人間と販売段階の人間と所長とが構成いたしました。当然のことでございますが、われわれが監督しつつ進めておるわけでございしますが、そのあつせん項目の中の優先の問題につきましては、先般、十一月十六日にきまりました閣議決定に基づきまして、農林、水産等も当然入つておるわけでございしますが、その他病院、公共事業等も含まれておりますので、その辺を例示としてあげまして、重点的にそこに手配するようという指示を指示しておるわけでございします。

○辻一彦君 項目がずつとあがっておりますが、これが競合する場合が当然出てくるんですが、その場合にその優先順位を具体的にどういうふうにしてきめられますか。

○政府委員(山形栄治君) 一応各府県のあつせん料もきまつておりますので、申請がございましたところで、これが中には転売等を行なう、簡単に言つと、悪い申し出もございします。これを県及び市町村、それから中小企業の団体中央会、商工会議所、商工会等の証明をもつて証明いたして

いただきまして行なうわけでございます。一応受け付けまして、いまそこに書いてあるようなものにつきましては、特別その中でまた優先度をつけるといふことは実際問題として無理ではないかと思ひますので、その範囲内で行なつております。現時点で、先ほど大臣からも申し上げましたように、東京通産局管内が千九百件、名古屋が千五百、大阪が二千と、三日間で相当程度のあつせん申し込みが出ておりますが、きょうの情報を入れますと、相当また申し込みの件数がふえておるようでございします。非常に多いのが農林関係、それからふる屋関係が非常に多いと、この聞いております。

○辻一彦君 通産大臣にお伺いしますが、各県の石油あつせん所ですね、これに協議会がつくられてメンバーが構成されておりますが、いま農林団体のほうでは、石油販売業者の代表として農協の経済連代表を加えるべきでないかと、こういう声が非常に強く出ておりますが、この点についてどう考へておられるか。

○国務大臣(中曾根康弘君) 大体通産局とそれから県の関係の者が中へ入つておりました。そして県の者の意見をよく聞いてやつておりました。病院関係もあれば、輸送関係もあれば、農林関係もあるわけで、全部網羅すると相当な人数になつてごつたがえすような情勢でもありますので、わりあい小人数でやつておりますが、情勢によつて、さばき切れないというふうなことになるれば、農林関係に協力を求めて、お手伝いした方が御参考の意見をいろいろ聞いて協力願うということも考へていいと思ひます。

○辻一彦君 具体的な事実として、たとえば愛知の経済連から県のほうに、入れてもらいたい、という要請があつたのをこれは入れられないという答えが出ています。それから石川県でも、県の商工部では、全国的に例がないから困ると。長崎県でも同じ回答が行なわれておりますが、こういう回答が出ていくということは、通産省としてこういうような指導をしているのじゃないかという

ことが一つと、それから十二月の十三日に衆議院の農林水産における渡辺政務次官の答弁において、経済連、ホクレン等は石油販売業者の代表として当然入るべきである、こういう答弁をいたしておりますが、この間の食い違いはどうか、この二点について伺いたいと思います。

○政府委員(山形栄治君) 先ほど大臣から答弁がありましたように、われわれのほうは、指導でそういうことをやっておるわけじゃございませんけれども、何ぶんにも制度の発足の最初でございますので、どういうあつせん申し込みが来るのかかわからない点もございました、それから対象が公共部門、交通関係、農業、その他非常に数が多い、病院等も入っておりますので、これを一々全部で構成いたしますと、むしろ事務の効率化の観点からも問題があるかという観点も含めまして、一応コンパクトな構成で機敏に動けるようにということで発足いたしましたわけでございます。大体数日間のこれからの動きも参考にいたしまして、各府県ごとの実態にに応じて一番いいかっこうをとるのがいいんじゃないかと考えております。

○辻一彦君 農林政務次官との答弁の若干の食い違いを感じますが、この点いかがですか。

○政府委員(山形栄治君) 私、詳細明確にわからないで恐縮でございますが、おそらく農協が販売部門としての活動をしておる場合ということの意味だと思ひますが、私の感じでは、そういうことで非常に明確に販売段階ということでございますれば、しかも、それが非常なウェイトを占めて重要なファンクションを営んでおるということでございしますれば、それは当然入ってよろしいんじゃないかと、なお実態を個別に具体的に検討いたしまして、先生のお考えのような方向で考えたいと思っております。

○辻一彦君 単位の農協の段階では、農村の使う油の半分を農協がやっぱり預っているという事実がありますから、これをひとつ頭に入れて考えていただきたいと思います。

そこで、次にハイオクタン燃料の確保について伺いたい。これは御存じのとおり、数年前からの始動性が非常にいいと、ガソリンの税金の問題もありますが、こういう点から灯油とガソリンをまぜた特殊燃料を石油メーカーが農機具メーカーと結んで開発をして、この油に合うところのエンジンを農機具メーカーがどんどんつくって、今日四十一年から四十八年まで五十七万四千六百台が生産されて、事実五十万台が動いている。ところが大手石油メーカーは、今日の状況の中でこのような特殊燃料をつくることはこれからむずかしいということ、その燃料の確保が非常に危ぶまれている。五十万台のエンジンに合う燃料が入らぬとすれば、非常に春先の春耕、これからの作業に大きな影響が出ると思ひますが、このハイオクタン燃料を大体年額十五万キロリットル、春作に四割ぐらい必要と言われますが、これを確保する見通しがあるかどうか、この点いかがですか。

○政府委員(山形栄治君) 農業機械用の特殊油の問題でございますが、これはいま先生の御指摘のとおり、灯油を主体としまして、これに工業用ガソリンを混合したものでございます。非常に始動性のいい油ということで農業用に使われて、一番最初は御存じの耕うん機に使われておりましたが、最近ではコンバインに使われておるものもございします。これはなかなか統計分類上正確な数字がつかみにくい点もありますけれども、いま御指摘のとおり、大体十五万または十万とか言われておりますが、何ぶんにも農業用の重要な油でございます。エンジン用油でございますので、家庭用灯油の生産とのバランス等も見なきゃいかぬわけでございますが、今後、農林御当局とも相談しまして、いろんな具体的なまぜ合わせの技術等もあるかと思ひますけれども、所要の適正なる油の何らかのかっこうでの確保につきまして、われわれとしては、優先的に配慮申し上げたいと思うわけであります。

○辻一彦君 これは石油メーカーにも責任があると思うんですよ。というのは、石油があつたときには、やはりその石油が売れるようにと、こういうことで農機具メーカーと結んで六社が新しいという特殊燃料を開発をして、それに合うエンジンをつくらして、そして五十万台も動いておるんですから、これが手当てがつかなかったら、ほかの軽油を使えばエンジンが焼けつく、こういう問題がありますから、いまの御答弁のとおり、きちんと対処したいと思ひます。

それから、時間がたいへん限られておるんですが、運輸大臣にお伺いしますが、青果物の輸送、魚や水産物の長距離輸送、こういうものが一回、十四日の予算案の関連でも私ちょっと御質問したんですが、片道しか油が入らないということが起ると、なかなか持っていけないということが起ると、年末に非常に懸念されておりますが、手は打たれておると思ひますが、その後具体的にかなり前進した対策が立っているかどうか、この点いかがですか。

○国務大臣(徳永正利君) 年末の生活必需品、野菜、生鮮食料品、それから魚等の輸送につきましては、いろいろ御指摘のような問題を起してまゐっております。しかし、この問題は、もう緊急に必要なものでございしますから、通産省にお願いしまして、いま二十四時間の、あるいは夜間、日曜日のスタンドの開設と申しますか、そういうことをお願いしまして、漸次その問題も解消しつつございします。まだしかし完べきなものではございしませんし、この確保につきましては、いま私のほうからも各方面に特段のお願いもし、またやっている最中でございます。

それから、その中でも特に緊急なものが出てこようと思ひます。そういう緊急輸送につきましては、農林省とよく御相談いたしまして、荷主が、どこからどこまで、どういうふうなものを送ってこれというところにつきましては、いまいつでも受けられる体制をとりつつ、トラックも千三百台を確保いたしますが、遊んでいるわけじゃございませ

せんけれども、いつでも動員できる体制を持っております。

なお、石油の給油でございますが、これは全国で約三百八十カ所ぐらいに、そういう終日あるいは日曜、土曜の開通をやつてもらえばいいんじゃないかということで、この点につきましても、通産省にいまお願いもし、いま前進をはかつておるところでございます。

○辻一彦君 こまかい点をお伺いしたい点もありますが、それはまたあとで運輸関係は御質問あると思ひますから、これをおいて、農林大臣に三点ほどまとめて生産資材の確保の点について伺いたいと思ひます。

一つは、これはよく出ておりますが、沿岸漁業はもちろんです、遠洋に船を出している遠洋漁業で燃料が十分手配ができずに非常に困っている、こういう状態が出ておりますが、これについての十分な対策が立てられておるかどうかが、それから二つ目は、農林省は、構造改善等で施設園芸というのをずいぶん力を入れて、そしていま進めてまいりましたですね。かなり大きな施設園芸の団地が各地につくられておりますが、これに対する暖房用の燃料というものが非常に危ぶまれている。特に、これは二割ぐらい施設園芸の面積が事実としてふえている。そうしますと、昨年の実績がないわけですね、新しい施設園芸でありますから。そういう場合に、昨年の実績がなくとも、このような重油等のいわゆる施設園芸暖房用燃料が確保できる見通しがあるのかどうか。

それから三つ目は、同様の問題がこのプロイラー養鶏等にも見られますが、これももう保温を始めて、入ってしまった途中で油がないから温度を下げるということではできないわけでありまして、これらのプロイラー養鶏等の対策も立てているかどうか。

もう一つは、油ではありませんが、高圧ポリエチレンの資材ですが、施設園芸並びに、東北、北海道、北陸のような東日本においては、いま水稲の苗代にこのポリエチレンのフィルムは欠くべから

ざる材料であつて、これが入手が十分でない、
こういう声があり、非常に農民の中に不安を与え
ておる。これが十分入手できないとすると、東日
本の米作、育苗に、水稻の苗代に大きい影響を与
えると思ひますが、これらについての対策が十分
立てられているか。

この四点について農林大臣に伺いたいと思ひま
す。

○國務大臣(倉石忠雄君) 遠洋漁業につきまして
お尋ねがございましたが、これは漁業はもろろん
国民生活に最も関係の深いものでございますが、
御存じのように、全世界にまたがって活動してお
りますので、場合によつては、行つた先で帰りの
油に支障を生ずるというふうなものもございま
す。そこで、そういうことにつきましては、私ど
ものほうで十分な手当てをするために、いま常に
どういふ船がどういふ地域におるかということは
全部把握しておりますので、一々そういう情報を
とりまして、それについてのそれぞれの手当てを
いたしておりますし、また、遠洋漁業の業界にお
きましては、石油連盟等もそういうことについて
自主的にもやつておるようでありますが、そうい
う状況をこちら把握いたしまして、もし途中で
帰る油がなくて緊急に困つておるようなものにつ
きましては、洋上補給という施策もやつておりま
すし、ことにマグロ漁業のような集中的に一カ所
に集まつて油がないというふうなところでは、用
船をいたしまして洋上補給を自主的にやつておる
組合もございいますが、万遺憾なきよういたした
と思つております。

それからハウス園芸であります、これはすで
に農林省から通産省に申し出まして御協議を願
つておりますのは、従来の既設のものはもちろん
入つておりますが、新設のもの、私どものほう
で情報を知つておりますので、それをも含めて通
産省と折衝をいたし、その確保に努力をいたして
おる次第であります。

それから塩化ビニールの製品につきましては、
これは各方面の用途が非常に広いものであります

ので、私どももいたしまして、農林関係用に大体
いまのところ八割は十分確保いたしてございま
すが、なお他の約二割分につきましては、極力これ
を確保するように援助をいたしておる次第であり
ます。

○辻一彦君 プロイラー燃料は。

○國務大臣(倉石忠雄君) 通産省と折衝いたして
おります中に全体の農林用のものも含めてござい
ますので、当然そういうものも計画の中に入れてお
るわけでありまして。

○辻一彦君 まあ、だいたいあふないような御答弁
もありましたが、これはひとつしつかり調べてぜ
ひ対策を早く立ててもらいたい、こういうように
思ひます。

最後に一つ、通産大臣に伺ひますが、肥料生産
が電力の不足の中でやはりいろいろと懸念される
こともあり得ると思ひますが、電力優先の場合で
すね、肥料の生産ではどうか。特に十二月の十二
日「日経」で、電力制限規則の中で第何種に入れ
るかということがかなり出て問題になってございま
すが、この困難な場合に、肥料生産の電力は一体
規制としては第何種に入れる考へであるか、この
点を伺ひたいと思ひます。

○政府委員(山形崇治君) 電力の分類といひます
か、いま先生の御指摘のものはまだ決定いたして
おりませんで、現在関係各省、内閣全体の問題と
して詰めておる段階でございまして。ただ、私の感
じでございしますけれども、肥料というのは農業の
基礎をなすものでございまして、優先度の高いもの
であらうと思ひます。当然のことだと思ひま
すから。ただ、一方、肥料生産というのは非常に
電力を食う産業でございまして、こういう情勢
の中で優先の配慮の問題とまた別に、企業といひ
しまして、当然むだ使いはしておらないと思ひ
ますけれども、使用の合理化ということにつきま
しては、事務所の電力等も含めてございまして
で、そういうことを含めまして一その使用の合
理化にはつとめていただかなきやいかぬのじやな
いかと思ひます。

○辻一彦君 具体的に少し伺ひたいこともありま
すが、時間が終わつておりますから、これでとめ
たいと思ひます。

いま農村では石油危機を中心に生産手段に対す
る不安がやはり非常に多い。どうしても国民生活
の基本というものが食糧の生産にありますので、
農民に不安を与えないように最大の努力を政府各
間でして、ぜひ対策を立てて手配をしていただき
たい。このことを強く要求して質問を終わります
す。

○委員長(小笠公昭君) 森中君。

○森中守義君 運輸大臣、十月の十二日に、社団
法人全国LPガススタンド協会の小山辰蔵という
人から、LPが非常に窮迫してきたと、ついでに
運輸省としてもこの操作に協力を願ひたいとい
う、こういう申し入れがあったはずで、これを
受けて運輸省では何か対策を立てられましたか。

○政府委員(中村大造君) お答え申し上げます。
この内容は、いわゆる値上げを要請することを
主としたものでございまして、私どももいたしま
しては、これは拒否いたしております。

○森中守義君 大臣、関係の業界では、運輸省の
対策が非常に手ぬるい、こういう批判があるん
です。どういふことかといへば、業界でも同様
のスタンド協会からの申し入れを受けた。それで
非常に心配のあまり当局に対してすみやかに措置
を要望した。ところが、いや油関係は運輸省のこ
とでないんだと、通産省だと、だから通産省に
行つてくれといふことであつたり、何か総量の確
保について必ずしも適切な対応性がなかった。そ
のことが漸次今日に至つて運輸関係が極度に油問
題に苦悩しているという、要するに油問題の発生
において立ちおくれたという感じを私は濃厚に持
つてございまして、適切な対応性をとつたと思われま
す。

○國務大臣(徳永正利君) 御指摘のように、油の
問題は全く手なれぬままのところに出てきた
問題でございまして、運輸省としてもいろいろ手
は尽くしたと思ひますけれども、御指摘のような

緊迫感がないじゃないか、運輸省としては何とか
にこれに立ち向かうという緊張感がみえなかつた
んじゃないかというおしかりは各方面で受けてい
るところでございまして、私どもも大いに反省し
なければならぬと思つております。今後もうい
う問題の御批判のないような、運輸省は、油はも
う通産省の問題だからというんじやなく、實際
に動かすのは運輸省でございまして、行政範囲の
監督下にあるわけでございますから、行政範囲の
届く範囲で、私どもも通産省ともどもそれらの問
題の解決に一緒になつて当たつていくという責任
を持たなければならぬと思つております。この点
につきましては、先日来、私も省内各員とともに
志を新たにやつておると思つてございまして。

○森中守義君 これは精神的なものだけじゃだめ
なんです。それで、いま軽油あるいはLPGと
もに大問題、それで通産省と話を進める、これは
メーカーを含めて何が最大のネックなんです。か
おそらくLPGについても、あるいは軽油につい
ても一とおりの運輸省として総量はこれだけ確保し
たいという考えをお持ちだと思ふ。それが実現を
しない、遅々として進まない最大のネックは何で
すか。具体的に端的に、時間がありませんから、
お示し願ひたい。

○政府委員(原田昇左右君) お答え申し上げます。
運輸省としましては、全体の運輸部門の必要量
につきましては通産省と協議いたしてございま
して、LPGをはじめ軽油関係、トラック、バスの燃
料、それから通運に使う燃料、それから鉄道の燃
料、それから外航船舶、内航船舶等の燃料につ
いての総量の確保については通産省と十分協議いた
してございまして。大体LPGについても、総量は通
産省との間に一致した数量になってございまして、
またバス、トラック等についても、ほぼ現在の状
況においては十月実績程度の数量は確保していた
だけに見通しがついておる次第でございまして。

○森中守義君 そこまではいいんです。あとが
問題なんです。私の調査では、LPのほうではお

おむね十一万五千トン確保された、これは在来の実績の一〇％カットという程度の方です。しかし問題は、メーカーと業界との話し合いがなかなかまとまらない、おそらくメーカーに対するまとまった総量の指示というものを通産省がしているかどうか。メーカーと運輸業界と話を言ってみても、なかなかまとまらないのではないか。したがって、行政上の指導、その数量というものがむしろ今日では私はネックになっていると思う。

通産大臣、総量は約束された、あと輸送確保のために政府が介入しなければならぬのじゃないですか。自主配分にまかせるということをやつて、さてはどのように問題が片づくかどうか。先般の百五十トンの出荷ですね、これも新聞でいふん騒がれておりますように、末端のスタンドでは依然として行列は続いております。営業タクシー、法人であらうと個人であらうと、その思惑に浴したところはないと、こういうのです。どこへ逃げちゃったのか。けさの新聞等では、大企業、大産業が公害防止という意味でもLPガスをそちらのほうに取つてしまつたんじゃないか、こういうことすらも言われている。目的外に使われたということになるのじゃないですか。したがって、この際は、総量は運輸、通産で話はまとまつた、あとがまずい。政府が介入しなければ、せつかくまとまつた量というものが実際に使えない。車が動けない。ことに年末始の緊急輸送等はどうするつもりですか。したがって、介入の意思があるかどうか。

○国務大臣(中曾根康弘君) 総量は、お説のとおりきまつておりますけれども、一番末端においてはスタンドとタクシーとの登録による連携、それが必ずしも全部まだできていないということではない。できにしよう、きょう、きょうできたという体系で、毛細管のところから元受けの、じゃ口の受け口の辺の連絡もまだ必ずしも実際うまくいっているとは思いません。しかし、順次体制は整えられてまいりましたから、そういう流通経

路が一貫して体系づけられてくれば、油はいつでもずつと流れるような体制にはいまっております。もうしばらくお待ちいただければ、運輸省のほうでそういう面は打開していただけるものと思っております。

○森中守義君 どう運輸省は打開できますか。いま通産大臣は、打開できると、こう言われております。政府委員(中村大造君) LPガスにつきましては、十四日に法人、個人分けまして配分量をきめ、それから順次各車両ごとの配分をきめまして、現在スタンドへの張りつけをいたしておりますので、大体九〇％のスタンドへのいわゆる登録行為が行なわれております。あと一割程度残っておりますけれども、これは今明日中に解決して、今週中には少なくとも東京については完全にLPガスの末端への配給が行なわれるように全力を尽くしております次第でございます。

○森中守義君 これはあしたからのようですが、LPの問題で、東京都内の清掃の運搬車が百二十台LPが入らないためにストップをする、こういう情報も入っております。それから尿尿運搬船、これも所定の法規に従って沖合まで行けば帰つてこない、こういう問題等もあるようですね。これはLPとはちょっと油の種類としては違ふかわかりませんが、何かこういつたように、非常に問題があるのです。したがって、いま言われる単なる法人、個人とかいう営業車以外のこういう問題についてはどうなのですか。

○政府委員(中村大造君) LPGを使っております清掃車の問題につきましては、確かにきのうちよつとそういう状況がございましたけれども、至急通産省にも御連絡いたしましたして、きょうはもうそういう事態は解消いたしておるはずでございます。

○森中守義君 これは東京都内の場合には、LPで動いているのが五百台という。全部だいじょうぶですか。

○政府委員(中村大造君) 私ども、当初から都民の生活に最も必要な清掃車の運行につきましては、これはもう最優先的に確保することでしたしております。ただ、末端のそういう配給につきまして、若干きのう手違いがございましたけれども、これは間違いない確保するようにいたしております。

○森中守義君 それから、LPGはそれでいいとして、軽油はどうなっているのですか。これも総量確保されておりますか。わかつておればちよつと数量を示してもらいたい。何％カットくらいになるのか。

○政府委員(中村大造君) 軽油につきましては、トラック、バスでございすけれども、トラックにつきましては、四十八年度の十月の使用実績でございますが、これが全量十二月分として確保されております。バスにつきましては、これはもう必要量が全額確保されるはずでございます。

○森中守義君 数量。政府委員(中村大造君) 数量は、トラックにつきましては営業用六万二千キロリッターでございます。それから自家用の分といたしまして四十五万三千キロリッター、バスにつきましては十一万一千キロリッターでございます。それから通運に使用します軽油でございますが、これは一万四千キロリッターで、いずれもこの程度の確保はだいじょうぶだという見通しでございます。これは十二月分でございます。

○森中守義君 いま自動車局長が示された数字は、在来のカットなしということですか、いままでの分に對しては。政府委員(中村大造君) トラックにつきましては、十月分の実績量ということでございます。当初たとえばトラックの営業用につきまして十二月のいわゆる見込み量、これはいろいろの推定ができるわけでございますけれども、そういう推定量、見込み量というものと比較いたしますと、約八万トン弱のカットになる、こういうことでございます。

○森中守義君 それで、さっき質問にもありましたが、年末の緊急物資輸送、これはおむね千七百台というふうになっているのですが、道路運送法の三十四条の発動によるものですか。そうしてこの分に充当する油はどうなっているのですか。

○政府委員(中村大造君) 現在の段階では、まだそこまでは考えておりません。行政指導によって十分やり得るものと、こういうふうな考えております。

○森中守義君 そうすると、トラック協会が予定をしているのが千七百台であつて、運輸省として、どのくらい年末始の緊急輸送のために必要かという数字は、自主的にはじき出してない、したがって、燃料の確保もできていないということだ。

○政府委員(中村大造君) これにつきましては、いろいろ物資官庁等にも資料をお願いいたしました。発地別、着地別、品目別等につきましていろいろの資料をお願いいたしております。そういうものをよく検討させていただきましてきめなければいけない、こういうふうな考えているわけでございます。

○森中守義君 要するに、年末始の緊急輸送については固まつていない、燃料の確保も含めてね、そういうふうな理解していいですね。それで、ちよつと時間がありませんから先を急ぎますが、いまガソリンスタンド等でやられているものは、営業用あるいは一般用というふうな、全く区別がない。要するに優先順位というものがどこにもないのです。それで適正化法案の中の六条によつて、一体優先順位というものが確立されるものかどうか。ここに、運輸省の緊急物資の輸送のために燃料の確保をするとか、どれにどういった順序で渡していくという、そういう原則が一つもない。企画庁長官、六条の中で、そういう意味合いで優先順位というものはきめられるものですか。政令に委任するんですか、どうですか。

大口の消費者を特定いたしましたので、その数量を一定のカットで押え込むというのが六条の趣旨でございます。ただ、先生のおっしゃいますように、小口等につきましては、六条の問題とは別に、いま運輸郵当局から御説明ございましたように、われわれといたしましたは、個別に、運輸省、

農林省等の部門別の優先の分類、目的的な配分をおきめくださいますれば、それに応じて、これは当然優先確保でございますので、所要の油は確保するようにいたしますと、こういうことで、いまも関係省庁間でいろいろな、これは厚生省の問題もございますし、詰めておる段階でございます。

○森中守義君 運輸大臣、時間がありませんが、要するに、運送部門の公共性の濃度の濃いもの、そうでないもの、おのずから運輸省ではつきりしますね。そうなれば、当然適正化法の中の政令委任があるわけですから、そういう委任事項の中に優先順位というものは当然挿入しておかなければ

ば、通産省と随時話してまとまったものを出しましょうということでは、非常に先々問題がある。そういう意味で、正確に適正化法案の中に、法律の中に優先順位を私は入れるべきだと思う。そのことが実際の輸送上の問題をやや解消する糸口になると思う。どういう見解ですか、関係の向きと相談されますか。

○国務大臣(徳永正利君) 公共輸送機関は、これはもう国民大衆に密着したものでございますか。それから、そういう点において優先するんだということとで、いま詰めを始めております。法律の中に書き込むかどうかということの御意見は、御意見として承っておきますけれども、そういうことで、明確な順位等につきましては詰めをやつてまいるつもりでございます。

○森中守義君 別に本法の修正でなくても、政令に委任しようとしているわけだから、その政令の中にでも確立するかどうかと聞いている。

時間がありませんから、ついでに聞いておきましょう。

もう一つ運輸大臣、航空燃料ですが、日本の飛行機が外に行った場合には、いま三十四カ所かどこかでかなり規制を受けているんです。日本に入ってくるものについては全然規制がない。さてジェット燃料というものがいつまでもてるのか、カットの必要がないものかどうなのか、これが一つ。

それから環境庁長官、通産省のほうでは、こういう燃料不足を理由にして、環境基準を緩和してほしい、すべきだという意見をしばしば中曽根さんにも出している。そういうようなことに對して環境庁ではどうお考えですか。私は、国有的意見としては、燃料の不足は燃料の不足、公害は公害、断じてこれは規制を緩和すべきでない、こういう見解を持っていますが、あわせて御答弁をいただきたいと思います。

それから運輸大臣、一月以降のLP及び軽油の
総量の確保はできるかどうか、これもあわせて御
答弁いただいて私の質問は終わります。

○國務大臣(徳永正利君) ジェット燃料のことではございますが、これは当面の問題は別としまして、必ずそういう時期が来ると思います。しかも、外国におきましては、御指摘のような削減を受けていることも事実でございますが、ただ、日本だけがというわけではございませんで、各国平均にやはり外国においては、これはもう国が関与しているのか、あるいはそのメジャーの關係がわかりませんけれども、まちまちでございますけれども、いろいろな問題があります。しかし、日本だけというような削減はないようでございます。したがって、日本におけるいまの給油事情から見まして、削減はやっておりませんけれども、当然御指摘のような事態が来ることを予想して、いまいろいろ検討を始めておる次第でございます。

それから、一月から以降のLPGガス、軽油等につきましてどうかということでございますが、これは私のところは、いま非常に心配をしつつ通産省等にお願いをしておる最中でございまして、ま

だ自信を持ってこういうふうな油を確保できるとか、あるいはこういうことができるというだけのか、答えができないことはまことに実は残念な次第でございます。

○國務大臣(保利茂君) 石油の供給が窮屈になっておりますために、いろいろ打開するために知恵を働かしていただく。いろいろ問題もあらうかと、思いますけれども、御指摘の環境基準の問題は、公害対策基本法に基づいて人の健康を維持していくために望ましい基準、それに基づいてまた各種の排出基準を定めておるわけでございます。人の

生命と健康に関する問題でございますから、次元と言えましょうかと思えますけれども、おのずからこの問題は厳格に守っていかねければならぬ。これはお考えのような考えを私も強く持っております。それは同時に政府の総理大臣も、この間、別席で申しております見解でございます。

○政府委員(原田昇左右君) お尋ねの運輸関係の公共性の強い輸送機関についての優先度の問題でございしますが、これは法案の第十条に、通産大臣は、鉄道事業、通信事業、医療事業その他の公益性の強い事業活動に対する石油の円滑な供給を確保するため必要があると認めるときは、あつせん。その他必要な措置を講ずるよう指導すると、これらに対して第二項で、関係行政機関の長、つまり運輸大臣は、通産大臣に対し、要請するということ

がございます。ここに明文で優先確保というのが出ておると私もは了解しております。

○森中守義君　いま十条がきてそれに正確に該当するかどうか、少し吟味を必要とすると思います。が、少なくとも運輸関係の公共性の順位ということは、きちんとこれは整備しておきまぜんといへんなことになる。

あと、国鉄関係なんかたくさんありますけれど

も、時間が来ましたから、これで私の質問を終わります。

○委員長（小笠公紹君） 中村君。

○中村利次君 エネルギイ危機の問題は、これは中東戦争によってせつな的にたいへんな危機が許

れているわけでありませうけれども、本質的には——私は、もう七十一国会の子算委員会以降、石油、電力危機を取り上げてまいりましたけれども、これはもうたいへんな憂うべき状態にあることは間違ひありません。中東戦争でアラブ産油国によって戦略目的に使われ、日本だけでなくたいへんなあおりを食つておるわけでございますけれども、まず最初に、来年の一月以降石油が大体何%ぐらい減る見込みか、あるいは電力を何%削減しなければならぬ見通しか、それから伺いたいと思います。

○国務大臣(中曾根康弘君) きわめて事態は流動的でありますけれども、石油も下半期全体として約二〇％、それ以上多少また深まるかもしれないかもしれませんが、現在のところでは一応二〇％と算定しておりますが、電力も一月以降二〇％減という程度の規制をしなければならぬのではないかと考えてお

ります。
○中村利次君 当面の見通しについてお答えをいただきたいんですが、一つには石油は原油価格の面でもうすでに中東戦争をきつかけとして異常なほどの原油価格の値上がりがしているわけですね。大体、世界の石油専門家の間では、去年からことしの初めごろにかけては、一九八〇年ごろバーレル当たり五ドルぐらいの原油になるんじゃないかと。とんでもない話で、一九八〇年にバーレル五

ドルとして、一九八〇年ごろには石油ダラーが中東産油国にはもう余つて余つてしょうがないくらいになつて、国際通貨の問題が危機に瀕するおそれがあるということがいわれていたんですが、これはもうそのころになると幾らになるかわからないうといふ、どえらい状態になりつつあると思いますが、そういう点の価格の見通しはいかがでしう。

○國務大臣(中根権康弘君) 最近、イランそのほかにおける値づけを見ますと十七ドル三十四セントとか、そういう高値のものがきておりますけれども、これはやはり中近東動乱の過程における現象であつて、こういう高い値がいつまで持

くか私は疑問に思います。その程度の値段が続くとすれば、オイルシェールとかタールサンドとかほかの代替エネルギーがペイするのではないかと、私はいままでの勉強ではそういう気がしております。

ただ、目前の問題として足りませんから、スポット買ひみたいにしてそういう高いものを手当ていたしますが、これが恒久的なものになるかという疑問の余地がございます。そのみならず北海の油田であるとかノーススロープの開発であるとか、あるいは東南アジア地域あるいはペネズラあるいはイラン、そういう地域における増産態勢も出てまいると私は思ひまして、石油の値段がいまのところこういう過程でありますから逆戻ししたいところがありますけれども、経済情勢が安定化していくにつれて、いまの十七ドル云々というような値段は漸次正常化した値段に戻っていくのではないかと、そういうふうに思ひます。

○中村利次君 代替エネルギーの開発ですね、これはやはり開発の技術及びその期間、こういうものが関連をしてくると思ひますけれども、いかがでしょうか。

○國務大臣(中曾根康弘君) この中でわりあいに関係されて有望だと思ひますのは石炭のガス化、液化であるかと思ひます。それからオイルシェール、タールサンドの石油化、それから原子力は今ですでに進行しております。そのほか各国が力を入れておりますのは水素の還元をやっているわけですね。H₂OのHとOを分離させる、これも実験的には成功しております、日本でも成功しております。しかし工業的にできるかどうかということが目下問題でございます、いずれこういうものも私は開発されていくだろうと思ひます。

そういう面において一番最も近いと思われる石炭のガス化、液化という面が対抗力として登場してくるのではないかと、そういう気がいたします。○中村利次君 石炭のガス化の問題は、これはアメリカなんかでは相当大規模な工場を五十年でつくっていくというすでに計画があつて着工し

ておるようですけれども、しかし、しよせんは私はこれは七〇年代あるいは八〇年代の前半あたりの石油の代替エネルギーとしての役割りを大きく果たす可能性はそれほど大きな期待ができないのじゃないかと思ひますし、大臣がおあげになった原子力にいたしまして、いま、これは冗談じゃありませんよ、日本の場合には立地問題で、それは政府が責任を持つと安全性についてはおっしゃるけれども、後ほど私は環境庁の長官にお伺いをしますが、何でも技術的な裏づけをもつてかくかくしかじかで責任を持ちますとおっしゃらない。これは私は言えるはずだと思ひますが、おっしゃらない、どういうあれだか知らないけれども、いままで政府がそういう答弁をしたことがありませんか。そうなりますと、これは先ほど森中委員の御指摘がありましたけれども、環境基準をゆるめてでも、公害を出してでもこのエネルギー危機は救わなければならない、こんな発想なんというものはもうまさに問題にならないわけでありまして、やはり原子力の開発にいたつて、事わが国に關する限りは代替エネルギーとしての見通しと

いうのは私は決して明るくない。これはもうやってもならなければならない、やってもならなければならない、困りますけれども、明るくないと思ひます。そうなりますと大臣が樂觀されるほど、私はこの石油価格の問題にしても中東戦争が終わつた以降も鎮靜するとは思ひません。

八〇年、バーレル五ドルの換算で使い切れないドルが中東産油国に一千億ドルも余つて余つてしようがないという、いまの価格で見通しで計算をしても、三分の一、四分の一に産油量を中東産油国が利益のために削減をしても、ドルがじやんじやん入つてきて使い切れないということになるわけでありまして、したがつてます量の問題と原油価格の問題の両面から日本のエネルギー政策というものは見直さざるを得なくなつてきておると思ひますが、これは予算委員会のごとき、田中総理の昭和六十年七億五千万キロリッターというのは論外にいたしまして、通産大臣の五億

キロリッター、経企庁長官はもう少し低目な閣内不統一の御答弁がございましたけれども、たまたま中東戦争によつて重大危機を迎えておりますが、中東戦争が終わつても石油危機というものはそういう量あるいは価格の面でたいへんに憂うべき状態にあることは間違いないと思ひますが、そういう点の現時点で見直しということをお考えになつておるのかどうか、お伺いをしたいと思ひます。

○國務大臣(中曾根康弘君) 見直しは当然しなければならぬと思ひますし、しばしば申し上げましたように、日本の産業構造をエネルギー多消費型の石油を偏食した肥満児体質から、ぜい肉を取つてもつと筋肉のきりつとしたような経済体質に変えていく必要があると思ひます。

しかし十七ドル云々というような値は私はばか値だらうと思ひます。これで世界経済が少しづつ正常化してまいりますと、産油国にいたしましても輸入する品物がまた高くなるわけですね。鋼管にしても鉄鋼にしても肥料にしてもその他に産油国側はそういう物資は絶無の国でありまして、みんな日本や西歐からいくわけですから、全部もろに輸入にかかつておるわけでありまして、そういう面から見ると、結局、原油の値を高ければ製品の値段が高くなるという悪循環が出てくるということが次第に認識され始めております。それから特に東南アジアやアフリカにおける発展途上国が肥料やその他の値が高くなつて非常に困つておるわけでありまして、南北問題がこれにからんでまいります。そういうような情勢から必ず世界的なジャストメントが行なわれると思ひますので、動乱勃発前よりはむしろ高くなると思ひますけれども、十七ドル云々というような高値が続くとは思ひません。

○中村利次君 それは私も十七ドル三十セント、四十セントというば高値が定着するなんていうことは、これはとてもないと思ひます。しかし大体世界の専門家が一九八〇年ごろに五ドル原油になると想定したのがいますので五ドル

原油になつておるわけでありまして、したがつて現在十七ドル以上のばか高値というものは論外にいたしまして、しかし一九八〇年ごろ六ドルや七ドル、八ドルで買えるなんてことは、これはまあ見通しですからともかくとして、つてもこれは問題にならないという想定はつくわけですよ。否定されますか、そういうことは。否定の根拠をそれじゃ伺ひましよう。

○國務大臣(中曾根康弘君) 否定はしません、わかりませんということではありません。

○中村利次君 どうもこれは通産大臣、あなたもたいへんに期待を持たれた田中内閣の経済閣僚で、わかりませんと、そういうことが今日の異常事態を招いているんですよ、やっぱり。招いているにもかかわらず、さつきも申し上げましたけれども、アメリカは原油の需要に対する輸入比率はたつた一〇%、それがわれわれ考えたら異常なまでに騒ぎ回つて規制をやつておる。これが正常なのか、たいへんに将来甘い見通しを持って国政を担当していくのが正常なのかわかりませんけれども、私はちょっとこれは困ると思ひます。五年、十年たつて、あのときの見通しは誤つていました、想定は誤つていました、とんでもないことになりました。ではまことに困るわけでありまして、これはひとつの確かな見通しを私はお立ていただきたい。御答弁がなければ、それでもけっこうですけれども。

次に進みますが、先ほどの大臣の御答弁で石油は二〇%以上、電力も二〇%——私は二〇%以上になるんではないかと思ひますが、削減をしなければならぬという御答弁でございました。そうなりますと、たとえば石油は家庭用の灯油あるいはLPGとかガソリンとかいろいろの問題提起をされておりますけれども、その他産業用燃料あるいは原材料、そういうあらゆるところに石油を離れても国民生活もあり得ないし、産業活動もあり得ないというぐらになつておるんですよ。そういうのが二〇%あるいはそれ以上削減をされる、原材料不足はもう免れることはできません。

そこでまた電力が二〇%あるいは二〇%以上削減をされる。そうなりますと、たとえば中小企業なんかこれはダブルパンチです。

電力は現在在通産省の行政指導、業者への協力要請によって大体十月使用量の一〇%を十一月は節電をしてほしいという要請をかけずり回ってやって歩いた。この間の予算委員会では、わが党の向井議員がこれは深追いしませんでしたけれど、効果はあがりました、冗談じゃない、全国三〇%くらいしか——まさにほとんど無視されている。一〇%削減ですら中小企業はささえ切れないというぐらいたいへんにショックなんです。これが二〇%になりますと、まさに倒産が出てくるという事になってくる、なってます。片方では原材料がきわめて不足をして、何とかしてやっとうもないう、こういうダブルパンチの状態が出てくる可能性があると思うんです。こういうものに対する対策はいかがでしょう。

○国務大臣(中曾根康弘君) 私が申し上げました二〇%というのは、中小企業その他一律にやるという意味ではございませんで、この法案にも書いてあります優先順位——中小企業、農漁業あるいは郵政関係あるいは医療関係、教育関係あるいは言論出版、そういうような公益的性格を持つておるものについては、もちろん優先的に手心を加えるものと申しますか、やることになっておるわけですから、それで二〇%と申したのは、いままでは三千キロ以上の大企業をやっております。それがランクはもう少し水準が下げられる、そういう意味で申し上げたので、大体平均して二〇%限度というようにして、その優先順位については、電気事業法に基づきまして、いま通産当局において策定している最中でございます。

○中村利次君 これはおっしゃるとおり法案にも確かに、何といいますが、その手心を加える対象というものはあります。しかし、私は、この石油というものをバラスンのとれた使用をやりませんと、これを誤りますと、たとえば中小企業に優遇

措置を講じた、ところが大企業なんかどうかでもいんだというわけにはいきません。原材料は中小企業も使う、たとえば金属工場なんかで使う原材料は大企業でつくっているということになれば、原材料で締めつけられちゃうんですからね。ですから中小企業は優遇してまずよといったって、実はバラスンがとれないと、これはどっからかひねられちゃう。ということは何もこれは大企業、中小企業だけじゃなく、そういう生産過程だけじゃなく、国民生活に決定的な影響があるんです。不況下の物不足の物価高になりましてね、政府が幾ら国民向けにかつこうのいい、納得のできるようなことをおっしゃっても、バラスンのとれた配分が正しく行なわれない限り、私はとてもないことになると思うんです。

そういう点についてあんまり、非常に失礼ですけどもね、選挙用の——これは各党まあ来年の参議院選挙を控えて腐心するところでしょうけれども、そうじゃなくって、ほんとに最終的には国民生活、国民の必需品というものが、いろんな経済のメカニズムなんというのはそうなっているんですから、そういうバラスンのとれた石油の割り当てというのか石油の使用というものをどういうぐあいにお考えになつておるか。たまたま中小企業の問題でそういうものが出ましたから、私はこれはぜひお伺いしておきたいと思ひます。

○国務大臣(中曾根康弘君) その点は全く同感でございます。この法案の中にも衆議院段階でいろいろ修正が加えられましたが、その中にいろいろ事業の名前があげられまして「教育事業、医療事業、社会福祉事業、言論及び出版に關連する事業」その次に「その他の国民生活の円滑な運営に重大な影響を及ぼす事業及び活動に對して」と、こう書いてあるわけです。

これが入っている意味は、やはり中小企業を運営していくためにはセメントが要る、丸棒が要るというふうなわけで、セメントや丸棒はどっからくるかという、大企業からくるわけでありま

す。したがって中小企業とかその他ばかりいって

おつても、原材料の手当てができるような経済運営をしてやらなければだめだと、そういう意識を持ちまして、いまのような文章に変わつてい

○中村利次君 これは大いにみんなが困つて、国民生活もほんとにやりようによつては恐慌状態が続いていくということになりますと、いろんな議論が百出することが想定されますけれども、少なくともやはり国民生活を守るといふ原点上に立つた、バラスンのとれた行政をやつてもいい

それから、先ほど電力の二〇%減あるいはそれ以上というのは、三千キロワット契約以上のところから五百キロワットぐらいに——五百キロワットという、これは中小企業です。ちよつとした企業、生産工場は五百キロ以上の契約電力になつています。いまはもうたいへんです、一〇%削減のお願いでもうてんやわんやです。これを二

その場合、この二十七条の発動について、大企業たと中小企業たとを問はず、罰則はたった罰金十万円ですからね。もう企業活動なんというものは私どもが想定する以上にきわめてきびしいもんだそうでありまして、体刑でやつても、企業のために刑務所に行く、それをかぶつていくという、そういうことすらあるそうでありますけれども、十万円ぐらゐの罰金なら払つて電気はとに

かく使う、罰則を適用されて電気は使う、こういうものに対する対策はありましようか。

○政府委員(岸田文武君) ただいま一月以降の規制の進め方についてお尋ねでございましたが、私も従来三千キロワット以上の特別の大口を対象として行政指導を進めておりましたのを、一月の油の状況いかによつては、やはりもう少し対象を拡大せざるを得ないのではないかと考えております。その際、一つの目安として五百キロワットというふうなことに検討いたしておりますが、この五百キロワット以上の需用家は、大体、私どもの心づもりでは、全国で約一万二千ないし三千需用家ではないかと思つております。これは全電気需用家四千万以上でございます中の大口を対象とするという考え方でございます。これらの事業者によりまして全電力使用量の五七%ぐらゐを占めておる、こういった関係になつております。なるべく重点的に規制を考えていくという考え方でございますので、御了承をいただきたいと思ひます。

なお、罰則の点についてお尋ねがございました。罰則自体はいわば電気事業法の体系の中でのいろいろのバラスンを見ながら設定をされておるわけでございます。ただ罰則だけではなくて、やはりそれを補うものとして生産に使用する電力量の削減というふうな措置もあわせて考えていくということも内々では検討いたしております。

○中村利次君 電力量の削減、アワの削減というの、どういふぐあいにしておやりになるのか。

とにかく二十七条の発動ということ、二〇%なら二〇%をキロワットあるいはキロワットアワ、どつちでもいいます、それで削減を法的に公権力を用いてやるというわけでしょう、そうですね。その場合、これは倒産しちゃ、つぶれたんじやかなわなからいって従わないと、罰則を適用しなきゃならないということになつた場合、まあ極端に言いますと、これは特高需用家の場合はやりやうがあると思ひますが、基線からブ

ランチしているそういう大口需用家をどうして規制できますか。それで規制できるものだととしてやったその結果がどうなるかを私はやっぱり考えざるを得ないと思うんですよ。電圧が低下する、サイクルが下がる、いつも言うように電車はのろのろ運転になる、あるいは病院で手術中の患者はそのために死にかけたという社会問題が起きる可能性があるから、可能性じゃなくてそうなりますから、したがって二十七条の発動をすればそれでいいんだという、そういう発想が問題だと言っているんですよ、どうですか。

○政府委員(岸田文武君) 私どもといたしましては、電力量が限られておる、この限られておる電力量をいかに効率的に使っていくか、それによって……

○中村利次君 ちょっと待ってください。質問と答弁が全然食い違っているでしょう。限られておることはここであなた満場確認しているんですよ、それをどう使うかということで質問しているんですよ。

二十七条の発動で大口の規制をやるということをお前提として需給のバランスをとっていくこと、そういう計画を立てる。ところが従わない場合、従わせる方法はないんですよ、罰金を十万円取る以外には、従わない場合に結果としてどうなるか。燃料がなくて、とにかく発電所は二〇%削減した運転しかできない、やってない。そうなりますと、言うことを聞いてくれない、罰金を払ったって電気使わないだということになると、電圧は低下しサイクルは下がって大きな社会混乱の原因をつくると言っているんですよ。原因をつくらないのかどうか、あるいはその場合の対策はあるのかどうか、これを聞いています。

○政府委員(岸田文武君) 罰金の適用につきましては、私どもはやはり一種の反社会的な行為というところで刑事上の責任を問われるということは非常に大きなことではないかと考えております。

なお、これを補う措置として、割り当て量の削減ということを申しましたが、これは違反の程度

に応じて、もしかりに規制をする場合には次期の割り当てを削減するということのような措置を頭に置いておるわけでございます。

私どもといたしましては、やはり各需用家において極力これを守るといふような形で進めていたいただきますことを期待いたしておるわけでございます。

○中村利次君 私はそういう願望を聞いてないんですよ。まあこれはしかしどうしようもないことではしょう。法律違反をやつて十万円の罰金刑に処せられた、これはたいへんなことですよとおっしゃるけれども、道交法違反なんかじゃ最近なんかは何かスピード違反が相当大幅にあると四万、五万という罰金を取られて払っているんですよ。それで違反が絶えますか。十万円ばつちの罰金じゃ、企業の存立とどっちをとるかという場合にはやっちゃうつて。やっちゃう可能性が多分にあるというんだ、私は。その場合に、もとの発電量がきまつている電気が国民に対して迷惑を与えないかどうか、与える可能性がある。しかしこれはまあ水かけ論です。水かけ論ではなくて、答えになりません。これは大臣ひとつぜひ深刻な御検討をお願いしたいと思うんです。まあ一般家庭用も削減することがあり得るという御検討のようでありますけれども、これはどうでしょう。

○国務大臣(中曾根康弘君) 配線の都合でなかなかむずかしい要素がございます、交通信号とか病院の保育器であるとかエレベーターであるとかスプリングラであるとか、そういういろいろの分離できないものがあるわけですよ。そこで、いまだういうふうにして分離できるかと、そういうようなことで検討をされておまして、できるならば、まことにやむを得ないことであるけれども、家庭用のものも情勢によつては削減しなくちゃならない、そういう考えで進んでおります。

○中村利次君 これは分離できません。戦後の一時期、占領中みたいなあのときと全く変わっていますから、あれは基線そのものが一級線、二級線、三級線というぐあいになんと分類をされて

おりまして、一級線を確保するためには三級を切るというきわめて直截な手法がとれましたけれども、いま大臣がおっしゃったように、基線で需要ごとの切り分けをやるということとは不可能ですから、ただ家庭用のあれで、テレビの放映時間をどうするかという点について御検討中だということでありますけれども、これはきわめて可能で、どういう御検討をなさつていらっしゃるんですよ。

○国務大臣(中曾根康弘君) 家庭電力の消費の比率を見ますと、テレビというものが異常に高い数量を持っております。そこでテレビのほうも節電願わなさいいけない、そういうことで郵政大臣のほうに私のほうからお願ひしてありまして、郵政省でせつかくいま検討中でありまして、近く成案を得るのではないかと考えております。

○中村利次君 具体的にはまだお考えになつていませんか、構想だけでもけっこうですが。

○国務大臣(中曾根康弘君) 通産省としての要望は言つてあります。しかし実際これを監督し、実施なさるのは郵政省でございますから、郵政省がテレビ関係の皆さんとお話しなすつて、どの程度、どういうぐあいにやつたら一番うまくいくか、そういうことを相談しているか、これからしようとしている段階であると思ひまして、これは郵政省のほうへお聞きいただいたほうが適當であると思ひます。

○中村利次君 これは大体何か深夜放送を一定時間カットしたらどうだろうということをお考えになつておるような気配ですが、私はテレビの放映時間を削減することについても大いに議論があると思う。しかしながら技術的方法としてはこれは可能で、そしてまたこれは電力、石油の節約になります。ただ深夜放送の場合は、これはキロワットにして大体六十キロワットアワーぐらいなものじゃないですか。昼間の場合はその大体七倍ぐらいの四百四十キロワットアワー。ですから家庭用電気をこういう異常事態下に削減をしようとするのを考えますと、技術的に可能な方法

はそれ以外にはないと思ひますが、大いに議論がある。

こういう方法をどういうぐあいに——これは通産大臣、郵政省にあなただまかせじゃだめですよ。二十七条まで発動しようという異常事態ですから、やはりこれは電力、エネルギーの元締めに通産省がばちつとしたものを持つて、国民のために何をなすかという姿勢を固めて郵政省と協議してもらわなければ話にならないと思うんですよ。どうですか。

○国務大臣(中曾根康弘君) そこまでおっしゃいますならば、通産省としましては、深夜放送はもちろんですよめいたきたい。それから夜はやはり家庭が楽しみにして待つておられますから、これは切らぬほうよろしい。しかし昼間、で得べくんば最低二時間程度は切つていただいたらどうか、午後のよろめきドラマなんかは見ないでがまんできるんじゃないか、そういう考えを持つております。

○中村利次君 構想を聞かしていただいて過分に存じます。これはたとえばNHKの場合はともかくとして、民放の場合には、やはり放映時間を短くされることによつてスポンサーのコマーシャル料の関係がありますから、そういう点はどうかというところは郵政省におまかせになればいいと思うんですよ。しかし異常状態の中で国民生活がどうなるのか、たいへん救ひがたい社会問題が起こる可能性があるというこの認識に立つて、通産大臣としてどうされるか、先ほどのあれを聞いて、私は、やはり役割りをお果たしになつておると思ひますが、なお一段とひとつ前向きにバランスのとれた規制配分ということについての御努力をお願いしたいと思ひます。

そこで次に移りますけれども、こういう異常状態、この間の予算委員会でも、科学技術庁の長官は、原子力委員長としてたいへん威勢よく原子力の開発について相当オクターブを上げた御答弁があったのでありますけれども、これは私は原子力の開発につながるものでもないし、電源立地

の解決にもつながるものじゃないと思うのです。なぜかならば、安全は政府が保障しますと言ったって、そんなことを国民が、あさきうでございませうか、それじゃ立地問題は協力しなうなんて言うとお考えになりますか、科学的な根拠をお持ちなさいよ。どこに遠慮されているのか、どうなっているのかわかりませんがね、私はこれは前田科学技術庁長官にずいぶん食いがたけれども、ほんとうのことは言わないで、適当な国会答弁から出ないのですよ。どうですか、科学技術庁長官、ひとつこの間の威勢のいいところ……。

○国務大臣(森山欽司君) 原子力発電、当面の問題について御質疑がございました。先生御案内のとおり、石油資源というものは有限でございますから、長期を考えると、それにかわるべき資源を多角的に検討していかなければならない。その中で原子力発電がきわめて重要であることはいまさら申すまでもございませぬ。当面の事態から考えてみましても、石油の不足ということでいま真剣な御議論が展開されておるわけでございませうが、しかしアラブの紛争がいつ解決するかというところにきましてもいろいろな見方がございませうし、またかりに解決いたしましたとしても、昔のように安い石油が好きなだけ入るといふようなことに再び相なるかどうかはなほ疑問でございませう。そういう観点から原子力発電というものは見直していかなければならないことは当然でございませう。

さらにまた最近のいろいろな状況を見ておりますと、最近と申しましては二、三年來の状況でございますが、一昨年の昭和四十六年の電力設備の予定と実績というものは……。

○中村利次君 すみません、大臣、時間がなくなりましたから、科技特でまた伺います。まだ質問が残っておりますから。

○国務大臣(森山欽司君) そうですか、それでは安全性の問題もよろしゅうございませうか。

○中村利次君 これは科学技術特別委員会です……。

○国務大臣(森山欽司君) それじゃ安全性の問題を一言だけひとつ。

原子力発電はあぶないあぶないと、こういうことが宣伝されておりますけれども、これはもう私は全く心配はない、そういうふうな考えております。

これは原子爆弾をつくった軍事利用の初期はいざ知らず、平和利用になりまして、今日わが国でもすでに五基動いておる百八十万キロワット、世界的には百三十二基四千万キロワット、これが動いておる、平和利用でもついでいまだ一般大衆に事故を起こしたことは一回もないのであります。まあそれは機械ですから故障は起きるかも知れませんが、十重二十重にそういう場合について防御装置があつておりますから、一般大衆に危険を与えるというふうにはなつていない。十分な審査も検査もいたしておる。ですから、いままでも心配はないと思ひますし、これから心配はありません。

しかしながら、わが国におきましては、広島とか長崎とかいうことで原子力について特に神経質になつておりますから、そういう御心配もあつてございませうから、念のために安全に力を入れておる。総理も安全の問題については政府が責任を持つて事に当たるということになつておるわけでございますから、その点については従来政府が国民の疑惑を持たれるような態度であつたといふことは一切ないと思ひますが、まあ御質疑がございませうれば、いずれ科学技術特別委員会十分ひとつそれらのことについて御説明を申し上げたいと思ひます。

○中村利次君 もう時間がばちばち来始めていますから、まだ一ぱい残り過ぎちゃつて困つております。

本法案が成立をして、政府が行政府の責任において標準価格あるいは特定標準価格を設定しよう、こういうことになるわけでありませうけれども、この法案を見ますと第四条の三項でこの標準価格をきめようという。三項にはいろいろ書いて

ありますけれども「標準的な生産費、輸入価格又は仕入価格に標準的な販売費用及び利潤を加えて得た額、取引の態様及び地域の事情」云々、これを「勘案して定める」と。で、こういうことをやつてもだめな場合には、今度は特定物資として指定して特定標準価格をきめようということになつておるのです。衆議院修正の第九条で。その第三項には「適正な利潤を加えて得た額を基準とし」というふうな「取引の態様及び地域の事情」を除いて、この「基準」といふものをいれてあるのです。経済企画庁長官、これはどう違うのですか。

○国務大臣(内田常雄君) たいへん詳しく研究をしていただいております。

いまの除いたのは、特定標準価格につきましては、むしろ中にござやござやと入れますよりも、第二項のほうに持つてまいりまして「特定標準価格は、全国を通じて、又は主務大臣が定める地域ごとに定めるものとし、取引の態様その他の事情に応じ」と、こういうことで、特にこつちに引き出しましてその点を特に大きく取り上げておる、こういうことに御理解をいただきたうございませう。

○中村利次君 そうしますと第四条によつて指定物資を設定して標準価格をきめる。それできめたけれどもだめな場合には、第九条によつて特定物資として特定標準価格をきめる。これは四条できないことが、この「基準」といふそれから「取引の態様及び地域の事情」とを入れかえたことによつて、第二項に大臣のおっしゃるようなことがあるにしても、これはきめ手があるんだといふことになりまして、「取引の態様及び地域の事情」については、これは経企庁が、政府が業者のために鉛筆をなめるというふうな印象を与えやしないかと思ふのですが、それをなくするためにも、大臣、ここへこう書いてあるこれを政府は責任を持つて算定されるんですから、国民が納得するやうにこれを公表されたらどうですか。

○国務大臣(内田常雄君) 特定標準価格をつくり出す場合には、一般の標準価格よりもさらに進んだ、利潤の計算などにつきましても「標準的な」といふことばに「適正な」といふことばを書き加えておりますことは御指摘のとおりでございまして、この特定標準価格というものはもちろん公示をいたし、販売業者の店先に掲げさせる、こういうことに相なります。

○中村利次君 もう時間がなくなりましたが、どうもやっぱり食い違つておるのです、質問と答弁が。

標準価格を公示させるんじやなくつて、ここに書いてあるでしよう「生産費、輸入価格又は仕入価格に標準的な販売費用及び利潤を加えて得た額」政府がこれをはき出して、これはもう政府が責任を持つてこういうものを現認して標準価格をきめた、あるいは特定標準価格をきめた、それでしたならね、中身はこうだと公表する——いわゆるきまつた価格を公示するだけではないでね。通常状態の場合は、自由主義経済体制のもとではこれは企業秘密であるといふことで公表すべきではないと、こういうことだつたんです。しかし少なくとも自由主義経済下で統制価格をとらなければならぬという名目になつておるやうな目になり特定標準価格という名目になつておるやうな目になり、とにもかくにもこの異常事態を乗り切るにはやはり統制価格を導入せざるを得ないという異常事態です。そういうときに秘密がどうのこうのといふ国民の疑惑を招くようなことは政府としても得策ではなからう。

ですから責任を持つてはきき出されたものを、これはこうなんだよという、そういう政治的配慮があつてこそ私は国民も安心をして先行きに対して政府を信頼して買ひだめしなうでしやうし、いまなんか政治不信が高じているから、ふだん使わないう練炭や豆炭を一年分買ひ込んで、余つて安かつた練炭が急騰をしたり品不足でにつちもさつちもいかなう。これはやはり私はそういう政治に対する信頼があるかどうかきめ手だと思ふ。そ

ういう意味でやっぱり国民が納得できるような方法をお考えになるべきだと思ふんですが、いかがでしょうか。

○政府委員(小島英敏君) 大臣からお答えあったかと思ひますけれども、最初の段階の標準価格は、法文上のたてまえは非常に厳密なこういうことになっておりますけれども、実際問題といたしましては、おそらく多くの場合、その価格のいわゆる異常な事態になる前のノーマルな状態を前提にいたしまして、その後のおまな原価の構成要素といひますか、賃金ベースが上がっているとか、あるいは海外の輸入価格が上がっているとか、あるいはあるような変動要因に着目して新しい標準価格をきめるというケースが多いと思ひます。

そのあとのマル特と申しますか、特定標準価格になりますと……

○中村利次君 ちょっと待つて。いまノーマルな経済状態の議論をしているんじゃないんですよ。石油危機という異常な事態の中でこういうことをやらなければならぬ、それが前提ですよ。間違わないでください。

○政府委員(小島英敏君) ノーマルな事態を前提にいたしまして、その後のコストの変動状況を計算に入れて、こういう異常事態下の標準価格をきめる、そういう意味でございます。

それから、先生おっしゃいますように、確かにそういう内容を一般の消費者にも理解してもらうということが非常に重要でございますので、今度審議会等も設けることになりましたので、個々の企業の原価を公表しますことは、これはやはり国際競争力その他の関係から問題があると思ひますので、平均的なものにつきましては、なるべく審議会等で、事後的になりますけれども、お話をいたしたいと思つております。

○中村利次君 残念ながら時間も来ましたので、これで……

○委員長(小笠公昭君) 宮崎君。

○宮崎正義君 私は、漁船用の燃油あるいはフリート上の小麦とか飼料関係それから石炭問題、

これらにつきまして質問をいたしたいと思ひます。

最初に、先ほど大臣から御答弁がございました中に、遠洋漁業に対する手当てというものはどの方面にどういうふうにしてどのような形をつくつてある、さらには洋上の補給等もやっております、こういうふうな御答弁がございました。

そこで御尋ねをいたしたいんですが、御承知のように、わが国の漁船数は三十九万、総トン数が二百六十万トン、そのうち動力船が大体七六％で二百六十万トン、これらがほとんど日本の漁業を占めているわけでありまして、そこでこの燃油が円滑にいくかいかいによって勝敗が決する、われわれのたん白資源の食生活というものが守れるか守れないかということが決定してくると思ふんです。

そういう意味合ひで、四十七年度における漁業用の石油の消費量は約五百三十万キロリットルでございますが、このほか海外補給等が約百万キロリットルで、合計六百三十万キロリットル程度であります。この国内補給のうちA重油が約四百八十万キロリットルを大体占めているということになるわけですが、漁業用石油は国内の総消費量に比べてみると非常に少ないものであります。わずかなものであります。その占める率は二％か三％にしかすぎません。この供給が大体全漁連が二八％、日本鯉鮒漁連が大体六％、いわゆる系統が三四％を占めているといわれておりますが、そのほか六六％の一般石油販売業者で漁家は今日までの漁業をやってきたわけでありまして、十一月の十六日に閣議決定をされましたが、そしてその漁業用石油の削減は対象からはずされてい

るというふう聞いています。わけなんです。が、実際は、いま言いました一般石油販売業者はすでに一〇％から三〇％のカットをしているわけなんです。こういう点、御承知でしょうか。

○国務大臣(倉石忠雄君) いまお話のございました石油緊急対策要綱を閣議できめましたことにも、農林漁業用石油を優先するということにより

たしてあるわけでありまして、通産当局においてもそれと同じ御判断でやっていたらいたしておるわけでありまして、いまお話のございましたように、漁業用の燃料油は国内で六百三十万トン、海外で補給を要するものが大体六十万トン、約六百九十万トン、こういうことでございます。

海外補給を要します漁船は、御存じのようにマダガスカルそれから底びき等でございまして、いまおまな海外補給地域といたしましては、アフリカそれから中南米、オーストラリア、北米等でございまして、先ほどの御尋ねにもちよつとお答えいたしましたように、マダガスカルに対しては緊急洋上補給計画を進めておまして、一番船がたぐさん集まつておつて給油のわりあいにむずかしいと思われております。ケープタウン沖漁場、こういうものに対しては六千五百キロリットルを補給いたして、それからハワイ沖漁場にも補給をいたしております。ただいまのところ私どものほうで調査船を派遣いたして調査をいたしておりますが、漁業も含めて農林漁業一緒にいたしまして優先的に取り扱うということは決定いたしておる次第であります。

○宮崎正義君 すでに系統組織外のところで、一〇％が削減されているわけですが、ひどいところは三〇％以上も削減されているんです。そういうことを御存じですかとさつき聞いたんですがね。

○政府委員(荒勝肇君) お答えいたします。この十一月、突然、石油のこういう切りかえの問題がございましたので、場所によりましては一時的に停泊する場所もございましたが、その後、全漁連を中心といたしまして、特に全漁連ではモスクワあるいはヨーロッパまで石油の手当てをしに及川君も出かけたらしめて、相当手早く石油の手当てをいたしておまして、その後、各方面の県連から要望があるものにつぎましては早急に逐次手当てを進めておる次第でございます。

○宮崎正義君 どうも答弁が現実を踏まえておられないので、実際は、もうすでに漁業に出られない者がいるわけなんです。そういうことを御存じですかというところをお聞きしたわけなんです。端的に言えばそういうことなんです。

いまお話をいたしましたように、全漁連が非常に手配よくやっていると云つておられますけれども、私もこれ持っておりますがね、全漁連で外積み、私の主要補給基地、この問題でいま大臣から答弁がございましたけれども、ケープタウンでは六千五百キロですか、それを補給するようになってい

る。あとホルルのことは何とおもひますか、ハワイのほうには補給基地をつくつていこうというふうなことも出ておりますけれども、現在、太平洋あるいはインド洋あるいは南アフリカ共和国、あつちのほうの石油を供給できない、供給をしていないというところを御存じですか、どこどここの港か。

○政府委員(荒勝肇君) 海外におきまして漁船の石油の補給につきましては、この一カ月ほどの間にめまぐるしく個所等も毎日のように変更もございまして、場所によりましては逐次安定化してきておりますが、ただいまどうしても油の供給が實際的にできないといわれるのが南アのケープタウンを中心といたします地区でございまして、南アフリカ共和国の周辺の港はほとんど油の供給が受けられないというところでございまして、それからさらにニュージーランド周辺もただいま政府間で外交チャンネルを通じて交渉をいたしておりますが、これもなかなか受けられない。それからインド洋方面でも実際問題として石油の供給が受けられないという問題もございまして、さらに私たちも非常に努力しておるんですが、ハワイ方面がなかなか受けられないというふうなこともございます。

現在、先ほど御指摘がございましたが、ハワイ方面につきましては、マダガスカル系統でございまして、ポート・ニジール号というフランスの船をチャーターいたしまして、この十二月の二十四日に横浜を出港いたしました。約五十隻のマダガスカル

に対して約五千キロリットルの油を洋上で補給しようという事で、ただいますでに用意を終わっております。

それからケープタウン方面につきましては、これはセコンダーという英国籍の船でございますが、この船をチャーターいたしましたして、これは十二月十九日にシンガポールで、たまたま英国の船がございましたので、それをチャーターいたしましたしてシンガポールを出港いたしましたして、一月の十日ごろにはケープタウンに到着しまして、陸揚げタンクに約六千キロリットルの油を、約六十隻のマグロ船に対して供給するという事に、ただいまの段階でなっております。

それからさらに、ただいま問題になっておりますニュージールランド周辺の油でございますが、これがちょうど百五十九隻のイカつり船を、私のほうで、この秋口に承認したあとでニュージールランドで石油問題が出ましたので、これがすでに四、五十隻、ただいまニュージールランド方面へ出港いたしましたしておりますが、この油につきましても、全漁連を中心といたしまして、約一万五千キロリットルの油を手当ていたしまして、そして、ニュージールランドの港に、ウェリントン、あるいはそのほかの港でタンクを借りたいという事で、日本から油を持っていくけれどもタンクを借りたいということ、ただいまニュージールランド政府と政府チャネルを通じて交渉いたしておりますが、これにつきましても、近日中にめどがつくように努力いたしたいと、こういうふうに考えておる次第でございます。

○宮崎正義君 いまお話がありましたけれども、ニューヨークもこれは供給不可能、ニューヨークもだめだ。それからアメリカの西海岸、これもだめだ。お話がありましたのは、コロンボ、これもだめだ。シンガポールもだめだ、豪州のほうでも、メジャーの本社から照会をしない合わせがあり、その許可がなければ出せないというふうな状態だ。いまお話がありましたように、ケープタウンではチャーターやった、ホルルルではやったと

言いますけれども、ほとんどの大西洋沿岸、インド洋等は、まだ何も手が打たれていない。これから手を打つとおっしゃってられますが、これもいつときも早く補給基地にタンクを備えるなり、タンカーなりを急遽持つていくような形になつていかなければならないと思うんです。いまお話がございましたけれども、ニュージールランドの四十隻から五十隻のイカつり船が出ておるとおっしゃっておりますが、全漁連では百五十九隻が、海外の燃料補給がないために、いま出漁を見合わせているという状態になっている。だいたい違ふんですが、先ほどの御答弁と。この点どうなんですか。

○政府委員(荒勝巖君) ただいま御説明申し上げましたように、百五十九隻の承認をいたしておりますが、ただいままでに出漁いたしておりますのが四、五十隻でございますが、これは向こうに行くまでの油は、日本で、全漁連を中心といたしまして、これも約一万五千キロリットル程度でございますが、これを各船に配分いたしまして、出港は大体できるという事で出かけております。ただ今度、向こうで操業する部分、あるいは帰ってくる油というもののについて、見通しがいままでの段階では暗いという事で、いろいろ問題があつたんでございますが、全漁連を中心といたしまして、ニュージールランドに石油タンクをチャーターして、その石油タンクにこちらから一万五千キロリットルの油を補給船で持つていくという見通しが明確になれば、向こうで十分操業してまた帰ってくることもできるという事で、これは近日中に百隻をこえる船が出漁することになるんではなからうかと、こういうふうに私のほうは考えておる次第でございます。

○宮崎正義君 とにかく百五十九隻という船が、まだ見通しがつかないために待っているという事実だけは、これははっきりしていると思うんです。で、これは当然、政府がこの補給に対する燃油というものは確保してやらなきゃならない、これは遠洋漁業ばかりじゃございませぬ、一番最初

に申し上げました沿岸の漁業の人たち、近海漁業の人たち、これの使う率というのが六六%だ、系統が三四%だ——大手の五社はどれぐらいのシェアを占めているのか、この点ひとつ説明願いたいと思います。大手の五社がやっておりますね。

○政府委員(荒勝巖君) 先ほど大臣からも御説明がありましたが、海外で四十八年の見通しで約六十万キロリットルの油を消費するという事で、従来この六十万キロリットルの油の系統につきましては、国内で持ち出して洋上で補給したり、現地で補給するという形ではなくて、外国の油供給会社から買い取るという形で、現地で補給しておつたようでございますが、これが国内での石油供給の一種のワケ外というふうになっております。この問題について、通産省といたしましては努力いたしておりますが、御存じのように、マダガスカルのように、一年間も大西洋方面で操業に従事しているという油を全量日本を出港するときに持つていくという事は、おおよそ実際問題として不可能なので、やはり今後とも何らかの形で、海外の現地で石油を手当てするという指導なり、そういう実質的なことを考えなければならぬいんではなからうかと、こういうふうに私たちが考えておる次第でございます。

それから、さらに第二点の大手シェアはどのぐらいかという御質問でございますが、大手水産会社が大体四十七年度の実績で五十万キロリットル、全体で水産の総ワケの八・八%ぐらいというふうにいれわれ調べる次第でございます。

○宮崎正義君 これは過日の十八日に、「燃料切れ漁船が漂流 ハワイ給油、手配つかず」という朝日新聞の記事を見て、これで急遽ハワイ方面にチャーターを補給するためにやつたということにも思えるわけですが、こういうことが二度と起きないようにするためには、太平洋のマグロ、イカの漁につきましても、手早くやていかなければならないというふうに思ふわけですか。

内需のカットの量をきめて発表しているわけですが、四十八年度の下期の修正内需量の比較表が出ておりますが、この点、御存じですか、水産庁。○政府委員(荒勝巖君) その新聞については、私まだ読んでおりませんので、少しもわかりませんが、通産省と私たちのほうで、毎日のように接触をいたしておりますので、この油の四十八年度の今後一三ヶ月分の確保については、今後とも強力に通産省と交渉して、また通産省と私のほうと、それから油の供給側と、それから漁船側との間で近く——本日もその連絡協議会を持ったわけでございますが、今後とも油の確保については全力をあげてまいりたいと、こういうふうに考えておる次第でございます。

○宮崎正義君 そうしますと、A重油だけ御存じないようですから、これ通産省から説明してもらつてもいいんですが、A重油だけを取り上げてみますと、下半期は三四・二%の削減をされるという事になってるんですが、この内容はどんなふうなんでしょうか。どんなところを削減しようとしているんですかね。

○政府委員(山形栄治君) その新聞の記事は、私存じあげておりませんし、現在通産省で下期のA重油のカット率等の作業をいたしております。御存じのとおり、非常に石油の入着状況というのが国別にも非常に流動的でございますして、われわれのほうでは、現在十二月の各油種別の生産計画をつくつて、これはできておるわけでございますが、A重油について言いますと、上期に得率が六・五%ぐらいございましたのを、漁船用等の緊急性にかんがみまして、これを七・五四に引き上げまして、十二月のA重油は百六十五万二千キロリットルということを一応きめておるわけでございます。一三ヶ月につきましては、まだそういう意味での計画を持っておりませんわけでございます。

修正内需見通しをまとめた。」というんじゃないわけですね、いまの御答弁ですと。

○政府委員(山形栄治君) そういう作業はいたしておりません。まだございません。

○宮崎正義君 それでは、いま御答弁がありまして、削減はなされて、むしろふやしているというところで承知しておきたいと思ひます。

それから農林省と通産省で話し合ひをされて、漁業用の燃料の確保というものが何よりも一番大事な要点になってくるわけですが、この点はもう一回ちゃんと念を押しておきたいと思ひます。水産庁の言うものは、通産省は承知をしたわけですか。

○政府委員(荒勝肇君) 私のほうといたしまして、ことしの秋十一月以降、閣議決定あるいはその後ありました両府省の覚書にもよりまして、漁業用の石油のワタつきましては十分に通産省に申し入れし、また通産省のほうでも、その点につきましては御了解願ひまして、十二月分についても、おおむね確保できるではなからうかと。一一三月份につきましては、先ほどエネルギー庁長官からお話がありましたように、今後の輸入の見通し等をもとに、もう少し正確な需給見通しを立てたいというふうに私たちが聞かされている次第でございます。

○宮崎正義君 そこで伺ひをいたしますが、次は飼料関係の問題であります、外航船舶の運航に支障が来たと、これはえらい問題になってくると思ひます。麦、大豆、トウモロコシ、コウリヤン、あるいはこれらは国内の需要の大体一〇〇%ぐらいを占めているわけですが、外国から依存しているわけでありまして、農林省で石油対策委員会の輸入部会というものを設けてこれに当たろうとしているわけですが、アメリカの東海岸から運んでくるトウモロコシとかコウリヤンとか、これらの飼料は一月到着分ぐらいまでは大体見通しがついているけれども、その後の分はどのように考えておられるのか。石油不足がこれからだんだんだんだん深刻になってくると、は

たしてその見込みどおりいくのかいかないのか、こういう点も非常に心配するわけなんです。ね、この点はどうなんですか。

○政府委員(大河原太一郎君) お答え申し上げます。

飼料穀物につきましては、お話のとおり、アメリカのガルフからの輸入が大宗を占めておりますが、これにつきまます現在の飼料穀物の輸送船の手配状況を申し上げますと、三月までの積み込み量四百四十八万トンの約九割については配船済みでございます。したがって、使用分といたしましては五月份の製品使用量までの見合った配船が終つておるわけでございます。

○宮崎正義君 実際問題として、間違ひなく運航されるかどうかということなんです、実は大体飼料原料が毎月百万トンぐらい、アメリカから大体六〇%ぐらいが輸入されている。ニューオーリンズの港で積み込みをやつてパナマ運河を経由して、ところが実際にはパナマ運河では外国船の燃料供給というものはもうすでに五割ぐらいの削減をやつていっていることをいわれているわけなんです。この状態がずっと続いているわけ、より多くの削減がもたらされるんじゃないかということになってくると、アメリカ自体もこの問題で悩んでいるわけなんです。ですから三月以降五月まではだいたいようぶだというふうなお話ですけれども、そう簡単にはいかないんじゃないかと思ひますが、同時にもう一つ伺ひたいのは、政府が麦なり小麦なり買ひ付けをします、そうして商社に入札見積もりをさせて運ばせます。その場合に、準外国船あるいは外国船、日本船これらで運んでいこうと思ひますが、こういう関係の油関係なんかはどんなふうにかえておられるのか、二つの点。

○政府委員(中野和仁君) 小麦の輸入をする場合の船でございますが、邦船が約一八%、それから準外国船——これは日本の船会社がやつておる外船でございます。これが七二%、純粋な意味での外

船は約一〇%ということになっておりまして、小麦の場合は大体バンクーバー、あるいはポートランドというところから積み出すわけでございます。油は大体日本から積み込んで行つて帰つてくるというふうなことでござります。

そこで小麦の成約状況でございますが、昨日まで、大体三月積みまではアメリカ、カナダともおおむね成約を得たわけでございます。船舶は確保しております。したがって、十二月、一月については、これはまだいじょうぶだと見ております。二月、三月につきましても船舶は確保しておりますので、若干あるいは船の速度を落とすというところで多少おくれるかと思ひますが、大部分入つてまいります。そうしますと、大体六月の需要まではだいたいようぶだというふうに見えておるわけでございます。

○宮崎正義君 飼料の点の御回答がなかったんですが、飼料のほうは、大体えさとして、日本船が三〇%、外国船をチャーターしたものが三五%、外国船が三五%ということ、私も聞いておりますが、現在の在庫分、これはどうなんですか。二カ月程度もないということなんです、これはどうなんですか。

○政府委員(大河原太一郎君) お答え申し上げます。

先生のお話でございますが、邦船と外船との比率は、えさにつきましては八割が邦船で二割が外船ということになっております。

それから第二点の、現在の在庫等につきましては、例年大体えさの原料在庫量は〇・八カ月から一カ月でございますが、先般、本年の中旬以降の米国の輸出規制その他の問題がございましたので、相当買ひ進んでおりまして、大体一・三カ月分以上の国内在庫がたまつておるというふうな事情でございます。

本の高値の価格とはほぼ一致しているというふうにいわれております。で、小麦の国際価格、一ブッシェル当たりが、昨年の八月が一・八ドル、ことしの八月が五ドル台に上がり、九月には六ドル台余にも上つておるといふことになっております。十二月十四日のシカゴの穀物相場では現物が五・六ドルにもなつていいます。食糧庁で小麦を買ひ入れている価格がこの八月から十月平均しすると六万四千円というふうな記憶しているんですが、小麦の国内の買ひ入れが大体二等で七万四千四百八十三円、外麦と比べると約一万円ぐらゐしか差がないということなんです。これがまた十一月以降になりまして為替レートが非常に低下してきた、十月中旬で二百六十円で、十一月中旬以降になりますと二百八十円の円安になってきているということ、これらをずっと勘案しますと、非常に麦の価格というものが、これからは高値に予想される以外にないと思ひますが、さらにこのフレイト問題で申し上げてみますと、三月で十二・五ドル、十一月で二十五ドルにもなつていいます。現在は大抵三十五ドルから四十ドルにね上がつてきているんだということですが、麦の値段も二千八百円から四千円高、これをずっと狭めて合せてみますと、一万円近くなつていっているという、先ほど申し上げたとおりなんです。この点についてどのような考え方をしているか、ひとつお聞かせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(中野和仁君) ただいまおあげになりました数字はそれとおりでございます。昨日私のはうで入札いたしました買ひました分の、カナダの小麦が六万九千円ということになっております。

今後の見通しでございますが、ことしは幸ひアメリカ、カナダも非常に豊作でございましたし、去年と違ひましてソ連も非常に豊作であつたわけでございますが、昨年来のソ連、中国等の不作による買ひ付けが非常に多くて在庫が非常に減つておるわけでございます。したがって、来年のニュークロープがアメリカが七月ごろ、カナダが

九月以降出てくるまでは、いまの高値の水準が大体変わらないのではないかというふうに見ております。

○宮崎正義君　そこで商社に入札をさせますね。

先ほど御答弁がありました日本船が一八％で、華外国船が七二％、これはチャーターですね。そして純粋の外国船が一〇％という答弁ございましたね。この油はどんなふうに確保されているのか。通産省とどのように話し合っているのか。アメリカからほとんど来るんですが、そのアメリカの石油関係は、アメリカ自身もやはり同じですから、燃料に困っているのは、ですから、そういう場合に、もし華外国船七二向の船を雇って運ばせてきているという商社、それから商社自身がやっているもの、あるいは外国船そのものがやっているものとありますでしょうかけれども、これらの燃料の確保というのは、どのようになっているのか。

○政府委員(中野和仁君)　食糧庁で掌握しておりますのは十二月から三月までの必要燃料量、小麦につきましてはA重油で一万四千四百キロリッター、それからC重油が十一万キロリッターぐらいでございます。これは先ほども申し上げましたように、邦船でも準外船でも、日本の国内で積んで往復やつておるわけでございまして、先ほど申し上げましたように、もう確実に十二月積み、一月積みは油も確保されておって順調に動くとおっしゃいますが、二月以降、若干船がおくれているというところで心配でございますので、先般通産省のほうに、小麦、大麦についてはこれだけは要ると、それからこれは畜産局のほうでございまして、えさにについてはこれだけ要するという申し入れをしまして、いま御検討もあわせていただいておりますところでございますが、われわれのほうから商社から買い上げる場合に、商社とのいろいろな話し合いでも、大体その辺の見通しはつけておるようでございます。

○宮崎正義君　通産省どうですか、いまの。

○政府委員(山形栄治君)　船の確保の問題は、特に食糧系統でございまして、これが入りませんとたいへんなことになってまいりますので、十二月六日の日に関係者が集まりまして、さしあたり十二月の配船計画、それに基づき所要の油の手配ということにつきまして相談が成り立ったわけでございまして、量だけで申し上げますと、これは上期の月別の実績よりもむしろ多いぐらいの量を手当ていたしましたわけでございまして、いま食糧庁長官からお話の前提で、ほぼ一月も最優先ということで確保をする方向でございまして、そういう点での万全の措置を講じたいと思っております。

○宮崎正義君　時間がございせんので、まことに残念なんです、飛び飛びにやる以外にないんですが、農林省のほうに、農業生産資材の不足と石油危機のこの一連の経済パニックによつて、営農の不安と乾燥に非常に農家は追い込まれていまして、農林大臣御存じだと思ひますが、肥料にしても、北海道の米作地帯はもう来年度の見通しが立たないというぐらいに切迫しているわけなんです。この入荷があまりなくて、これはもう競うようにして押しかけて求めているんですが、全農では、過燐酸石灰は四三・八％の高あるいは燐酸系肥料の平均が三二・一％と、史上最高の高値になつておるわけなんです。それからさらに、肥料の問題では、先ほど山形長官で、原料用、工業用のLPは大幅に削減するなんというのを言っておられましたが、これはほとんどないことだと思ひます。そんなことをするから肥料がこんなに高値になつてくると思うんですが、この肥料の問題もどうでございまして、鶏卵の暴騰なんというのは、要約すれば五つぐらゐの高騰している要因があるわけですね。だから農産物の生産も供給も、今度は輸送上で運賃が便乗値上げをやつたり、帰りの燃料がない、だから行かないというふうな問題、ハウスの暖房用の燃料も

来年度は五割ぐらゐしか確保ができないということもいわれておる。このハウス暖房なんかは一日も燃料をとだえさせれば全部枯れていくということとは、御存じのとおりであります。

さらには、田中総理は農地を転用しろと、三十万ヘクタールを転用していけ。また施設園芸家に言わせれば、この燃料関係をどうしてくれるんだと、また春野菜の生産なんかどうして積み出していけばいいの、どうしてつくりあげていけばいいの、いかという不安の中におるし、生産地はコスト高の採算割れをしている。消費者は異常な物資不足で高値に追い込まれてきているということが現状でありますし、これからの作付ということも大きく計画変更をしなきゃならないということも農家は心配している。いままでやってきた畜産関係でも、大規模近代化という旗を振るしでどんどん大型化して営農化を進めてきた。それらも、資材不足やそれから生産縮小を今度はどうしてやればいんだとかというように、非常に不安きわまりない。今日の農家は農民としてのあり方、日本農業のあり方自体がどうあるのかということを、まことに心配しているわけでありまして、この点について、農林大臣は、この石油危機一連の経済パニックを通した農政というものをどんなふうに考へているか、はつきり御答弁をお願いしたいと思います。

○国務大臣(倉石忠雄君)　いろいろな農産物、それぞれ事情が違ひますけれども、おしなべて申しますことは、現在の石油関係のことでありまして、たとえば鶏卵のお話でございますけれども、鶏卵につきましても、これは需要が非常に旺盛であることが原因でありますけれども、飼料が本年非常に御存じのように高くなりました。それから容器、発売いたしました容器等について、たとえば段ボールが非常に不足してきまして、それから、これは産地が集約的でありまして、消費地に向かつてトラックで輸送するといふ、そういう場合のトラックの輸送の油の関係もある。それからまた、ことしは寒波が押し寄せま

したので産卵率が例年より減つてまいったとか、いろいろな事情がございまして。そこで石油対策を中心いたしました、いまその他の、たとえばハウス園芸等のお話もございました。私もいろいろ農産物でございまして、この確保につきましては、通産省側とも非常に緊密な連絡をとりまして、先ほど来御説明申し上げておりますとおりであります。なお先ほどお話のございました両省間の取りきめに基づきまして、年内はもう御存じのとおりでございまして、さらに来年にかけまして、こういうことについて、その状況に応じて、食糧関係の油については確保していただくように全力をあげて連絡を密にしていきたいと思います。

○宮崎正義君　私が予定しておりました質問の順序の口しかできなくて、まことに残念なんですけれども、通産大臣、石炭の審議会の中間答弁がございました。この点について、専断火力等も含めて、石炭の対策をこれからどうしていくかという点と、どれだけの量をやっていかなければならないかどうか、そういう点もあわせて御答弁願いたいと思ひます。

○国務大臣(中曾根康弘君)　最近の油の動向にかんがみまして、石炭審議会で中間答弁を十二月七日にいたしました。内容は、油不足の現状等にもかんがみ日本の将来のエネルギー資源を考へて石炭政策を強化せよ、第五次答申の基礎の上に立つてさらにこれを強化推進する必要があるという内容でございます。それで、その内容の中に、特にうたわれておりますのは、石炭火力の増進と、あるいは石炭のガス化、液体化等の推進、あるいはそのほかの諸般の石炭対策がうたわれております。それで、五十二年三月の目標を二千二百五十万トン、いままでは二千二百万トンを下らざるといふこととございまして、二千二百五十万トンという目標を与えられておまして、われわれはこの中間答申を誠実に履行してまいらうと思っております。

○宮崎正義君 実際問題は、石炭鉱山の閉山をそのまま見過ごしたことが非常に多かったわけですが、これは六月の五日に、エネルギー関係で、私は大臣にいろいろ質問いたしました。それから、六月の二十八日も、省エネルギー問題と新エネルギー開発の問題等で大臣にいろいろ質問して、御答弁をいただきました。まあこれを申し上げる時間がございません。ただ私が心配するのは、これからやってくるようにするには、石炭のいまお話しした二千二百五十万トン、これを五千万トンぐらゐまで持っていくような考えをしながら、今度は、その二千二百五十万トンもいじることやございしますが、今日の鉱山の保安状態というのをどのように考えているか。非常に危ぶまれる点がないかあるわけですが、検査官が検査に行きます。検査に行く前になりますと、ほうき目を立てて、そうしてこの先へ入ってほめたというように札を立てているというふうなことも、私は一度見たことがございます。それで検査官が出て行きますと、その札なんかを取り払って、また建物の自分のからだをやつと入るところへ、下へお入りにてさく進んでいるというふうなことも、私は前に見たことがございます。

で、今日の日本の石炭の鉱山の保安対策というのは非常に劣っております。ですから二千二百五十万トンをやるといふ、やるについては保安というものの対策をしっかりと相違なくいかにしなければならぬと思うのですが、この点についてどうなんでしょう。

○国務大臣(中曾根康弘君) お示しのとおりであると思います。先般来、炭鉱の事故等もございまして、たいへん恐縮に存じ、いろいろ監督を厳重にしておるところでございますが、増産をさらにやるということになりますれば、当然監督、保安等につきましても、十分注意してまいるつもりでございます。

○崎崎正義君 質問を終わります。

〔委員長退席、商工委員長柳本亨弘君着席〕

○委員長(柳本亨弘君) 春日君。

○春日正一君 私は、主として国民生活安定法について、幾つかの問題をお聞きしたいと思うんですが、それで最初に、この法律の立法の目的と国民生活の実情に關してでありますけれども、この法案は第一条で、「この法律は、物価の高騰その他の我が国経済の異常な事態に対処するため、国民生活との関連性が高い物資及び国民経済上重要な物資の価格及び需給の調整等に関する緊急措置を定め、もつて国民生活の安定と国民経済の円滑な運営を確保することを目的とする」と、こういうふうになっております。そうして、この法律を適用する物資として、第二条で、「物価が高騰し又は高騰するおそれがある場合」、また「国民生活との関連性が高い物資又は国民経済上重要な物資」について、この二つの条件で指定するということになっております。そこでお聞きしたいんですが、政府はこの法案が成立した場合、どういう物資について指定するつもりですか。経企庁長官。

○国務大臣(内田常雄君) 春日さんがいまお読み上げになりましたように、対象の物資は二種類、国民生活に關連性が高い物資と、それから国民経済上の重要物資、この二つのカテゴリーに入るものであります。しかも、その当該物資の値上りが物価のこの一般の上昇の中でも、特に著しい上昇を示している、こういうものを逐次選びまして、対象にいたすべきものと考えます。

○春日正一君 具体的に、いままで私も新聞で見えておいて、政府のほうから明らかにされたのは、法案が通つたら石油、プロパン、トイレットペーパー、このくらいなのは適用するだろうというふうなふうに新聞なんかには出ておるんですが、けれども、そのほかのものはまだ考えていないんですか。

○国務大臣(内田常雄君) この法律全体のお世話をいたしております私の立場からいたしますならば、これはもう、これだけは国がぜひ国民に安心

をしていただけるために、物価や、またその需給について、そういうものを幾つか選びまして、それだけは何とか守り抜くという姿勢をぜひ示してまいりたいと思つております。しかし具体的に、いま春日さんがおっしゃられましたような品目あるいはそれ以外の品目につきましては、各物資の所管官庁の主務大臣と相談をいたしまして、そしてきめてまいることになります。

○春日正一君 そうすると、たとえば国民経済という立場からいへば、経済の米だといわれておる鉄鋼というふうな建設資材については指定をするつもりがございすか、ないんですか。

○国務大臣(内田常雄君) 私がこゝでございまして申し上げられない面もございまして、いずれこれは主務大臣と相談をいたさなければなりません。しかし私が自分の立場で考えますと、鉄鋼については、まさに国民生活に非常に関連が高い物資と、それから国民経済の基礎物資と、両面あると思つております。何しろいまおっしゃるような国民経済の米だ、こういうわけでありまして、しかし、それはたとえばシートバーとかいうような、そういう粗鋼の段階は、やや国民生活から遠いのではないかと、それはどういふものをきめるか知りませんが、二次製品の中には、この際きめたほうがよいというものもあるように思つております。その辺は主管の通産大臣等々と十分打ち合わせてまいりたいと思つております。

○春日正一君 まあ、これからということになると、そうすると、いままでうんと上がってきたけれども、もう上げるだけ上げちゃったから横ばいになったというふうなものは適用しないということになりますか。

○国務大臣(内田常雄君) まあ私が見るところでは、これまで上げてしまつたから、これで高値安定で、あとはもうおいておいても下がる一方だ、こういう状況のものは必ずしもないので、いまの物価の激しい状況の中におきましては、まだまだこれからもう上げておけば上がると思われれる硬質物資があると思つております。鉄鋼などについても、私

はもうこれで高値安定ではうっておいでもいと思われません。しかし鉄鋼につきましては、これは総需要の抑制、ことに財政——国の財政あるいは地方財政、建築物の設備投資規制というふうなものを思い切つてやる仕組みになつておりますので、いままでのような足取りを必ず示すかという、そうでない面も想定されるものも多いと思つております。その辺の見通しのもとに、主務大臣と相談をしてみたいと思つております。

○春日正一君 そこで建設大臣にお聞きしたいんですが、御承知のように、建設資材が非常に値上がりしている、同時に品が非常に不足する、零細の業者が品がすれというふうなことで契約もできない、あるいは契約したけれども、あとから資材の値が上つたために赤字になるというふうなことで、倒産する、特になかなか出ておらず、たとえば倒産件数でいへば、中小企業庁の調べで、四十八年十一月に八百五十七件ありますけれども、そのうち二百七十七件、三分の一を上回るものが建設業界から出ておるといふような苦境にありまして、それから契約不調のものも四月—八月では、これは建設省のほうからもらった資料ですけれども、約四百五十件、五カ月で、それから九月—十月では二カ月で五百件契約不調が出ておる、こういうふうな状況のもとで、建設省としてはどのような対策をされてきたか、またこれをどのようにして解決したいかとお考えなのか、そこを聞かせていただきたいんです。

○国務大臣(亀岡高夫君) お答えいたします。春日先生御承知のように、六月、十月、二回にわたりました、実は物価値上りの対策として、単価の是正並びに融資のあつせん、そういうことをやつてまいつたわけでありまして、しかも石油問題が起る前は、一応この程度で乗り切れるんじゃないかという業界との話し合いもいろいろお聞きしておつたわけでありまして、まあ十一月に石油の問題が起きましてから、この間の情勢がまことに悪化したまいりまして、御指摘のとおり

たとえば埼玉県の場合、十一月末現在で県の土木事業契約率は五〇％と、前年はこの時期に七〇％契約しているんですね。契約不成立の公共事業の中には、川口の養護学校とか保健センター、それから草加市のごみ処理場、それから精神薄弱者のための施設というようなもので、保健センターなんかは四〇％値段が開いている。それから精薄者の施設の場合には、三回目の入札でも六〇％も開いておって不調だというようなことで出ておりますし、それから東京都の場合でも、清瀬の土

うこと、またたたいま申し上げましたような契約の進捗がかなりおくれておるといふ一つの原因をなしておるということは、見のがすことができないと存ずるので、そこで自治省といたしましては、公立文教施設でございますとか、あるいは社会福祉施設のような、住民に密着をいたしておりまして、どうしても早く完成をしなければならぬかといふものにつきましては、できる限り、契約が促進できるように、われわれといたしましては協力をお願いしておるところでございます。

い。一日も早く成立をお願いしてあるゆゑ、そこにあるわけでありまして、私どもとしては、この法律によつて、今日まで高騰を続けておる事態を防止したいという気持ちでやつておるわけでございませう。

建設資材の問題につきましても、本法が成立いたしましたならば、その標準価格を設定をいたしまして、価格の暴騰を防止してまいるわけでございませう。但し、本法の第二条に基づきまして、建設資材の指定を早急にしていかなければならぬわけでございませう。

的に、一ぺんにどつと出すとか、そういうことをせずに、計画的に発注をいたしますとか、あるいは年末を控へまして、特に中小企業関係の融資という問題につきましては、大蔵のほうに對しまして、政府関係機関——商工中金という機関に對しまして三千四百二十億の年末対策の融資を行なふことになつておるわけでありますが、そういう中で、特に建設業界の実態ということも考慮いたしまして、中小企業に對しまして、うちのほうの事

務当局をして、強く折衝をさしておるということ
でござります。

それから共同購入という問題も……

○春日正一君　もうそれでいいです。

○國務大臣(龜岡高夫君) よろしゅうございます

○委員長（劔木亨弘君） 簡単をお願いします。

○春日正一君　時間が切らないですから。じゃ自治大臣のほう、その点ですね、簡単に、その法律の効果について。

○国務大臣(町村金五君) 先ほどもお答えを申し上げましたが、現在地方公共団体の事業執行上不可欠な資材が必ずしも十分に確保できないという実情にあることは、私どもも承知をいたしておるところでございます。

そこで、この二法案が成立をいたしました場合には、たゞいまも建設大臣がお答えになっておられましたけれども、あるいは必要資材の生産なり、あるいは配給なりということについて、主務大臣が特別の配慮ができるということに相なっておりますので、私どもはそれにできるだけ期待をいたしまして、通産省その他と連絡をとりまして、地方公共団体が事業を実施するのに、できるだけ支障の起らないようにしたい、かように考えておるところでございます。

○春日正一君 私が期待しておったほど、はつきりした御答弁ということではないわけですが、それでも、まあこの通常国会、まだ四月一ぱいあるわけですから、その間、いろいろな機会があるから、引き続きその点は詰めていきたいと思います。

そこで自治大臣にもう一つお伺いしますけれども、いま言ったような事情で、地方自治体の超過負担というものが非常にふえているわけですね、補助事業の単価がどんどん上がるわけですから、だから超過負担というものは非常にふえておる。そういう状況のもので、この政府の超過負担解消計画——四十八年、四十九年度で解消するというのは、いまの状態では、どうも一そう破局的な状態になって、この計画というのはくずれてしまいい

やせぬかという、実情はくずれておるといふ状態ですけれども、そういうことになっているわけですね。そこで政府は、十月一日に九つの指定都市の市長が、超過負担の抜本解消についての意見書というものを出した。これは全国の自治体から八十九件出ているようですけれども、まあそれに回答して、今後国の負担金、補助金等は、建設資材の価格、施設水準などの推移を考慮するというふうに戻答しておられるんですけれども、それでは、この状態で、来年度の予算編成にあたって、四十九年度に超過負担を解消するというために抜本的な措置がとられるのかどうか、その点をお聞きしたいんです。

○國務大臣(町村金五君) たいだいまも春日委員から御指摘がございましたように、かねてから超過負担解消の問題がきわめて重大な問題になっておりまして、四十七年度の調査に基づきまして、公立文教施設等約六施設につきまして、四十八年、四十九年の二カ年間でこれを解消するんだという方針を立てて、予算措置等を講じてきたことは、御承知のとおりでございます。

ところが、御承知のように、特に本年度に入りましてからは、諸物価の高騰が特に顕著になつてまゐる。したがつて、そういつたいわゆる超過負担解消の措置だけではとうていまかない切れないという実情に相なつた次第でございます。御承知のように、本年度の予算の実行段階におきまして単価の是正を行なう、さらに、十月に至りましてからは、再度行なうというような、従来こういうことについて、自治省としては行なつたことのないような、まあ異例の対策を講じて今日に至つたわけでございます。

しかし、なお御指摘のような事態が見受けられる次第でございますので、われわれといたしましては、少なくとも明年度の予算編成にあたりましては、十分、実情をさらに関係省庁とともに調査をいたしまして、できるだけ超過負担というものを解消するように力を注ぎたいと考えておるんですが、何ぶんにも、本年のようなやはりりでございます。

物価の高騰が続くということになりますと、なかなか事態の解消は容易でないというような点を、私どもは苦慮をいたしております。少なくとも明年度の予算については、そういった点、ひとつできるだけの配慮をいたしてまいりたいと考えておる次第でございます。

○春日正一君 超過負担の問題は、今日ではもう裁判さたにまでなっているわけですね。そして国として、これは厳密に言えば法律違反ですわ。三分の一を負担すると言いながら、実際には五分の一か六分の一に当たる金しか出していないということですから、だから、これは四十八年、九年に解消するということは、もう地方自治体が非常に期待しておったところですから、やはり全力をあげてやってもらわなきゃならぬ。特に総需要の抑制ということでは、来年度の予算が予定よりも縮小されるというか、そういう状況のもとも、地方自治体として、文教施設なり社会福祉施設なり、まさにこの時期にこそ大きくあげなきゃならぬようなものは必ずやるということできなきゃならぬと思うのです。そういう意味でも、この超過負担を解消する、そして地方自治体が、この事態のもとでも、国民にとって必要な施設はつくつていけるような予算的な措置をとると、このために自治大臣は全力をあげてほしいと思うのです。そのことを指摘して次に移ります。

次にこれは値段の問題についてですけれども、標準価格のきめ方について、この法案では、標準的な生産費、輸入価格または仕入れ価格に標準的な販売費用及び利潤を加えた額、取引の態様、地域的事情、指定物資の需給の見通し、国民生活または国民経済に及ぼす影響を総合的に勘案してきめるというようになっておるわけですから、一体これはどういうふうにして具体的ににおきめになるのか。政府の統一見解というのがここにしておられますけれども、これを見てみても、どうも、どうしてきめられるかということがはっきりしない。そこを、ひとつ国民の納得のいくように説明してほしいのですが。

○政府委員(小島英敏君) 先生おっしゃいますように、どうも非常にわかりにくい文章で恐縮でございますけれども、たてまえといたしましては、まさにこの法文に書いてございますように、「標準的な生産費」と申しますのは国内の生産物の場合、これはそのものをつくるに要するまさに標準的な生産費、個々のものはなかなかわかりにくうございますけれども、標準的なものをもとにする

そういうような事情を総合的に勘案して定めるというものが、このためまでございませうけれども、先日出した統一見解にもございませう、なかなか初めからこういうようなデータが十分そろっているわけではございせんし、実際問題といたしましては、標準価格をきめず場合に、たぶんそういうケースが多いだろうと予想されておりますのは、そのものが、いわゆる異常な事態になる前、価格が比較的安定しております時期をとりまして、そのときの価格というものを一つのメルクマールにいたしまして、そのときに比べて、現在時点で重要なコストの内容、たとえば賃金の水準が上がっているとか、あるいは海外からの輸入原料が相当大幅に上がっているとかいうような、コスト事情の大きな変化というものがあるれば、それを加味いたしまして、それで新しい標準価格というものをきめると、したがってまして、初めの段階では、たとえば法文にございませう、標準的な利潤というものが何%ときめません、要するに安定していたころの時代に比べて、その後のコスト事情というものの大きな変化というものを織り込んで、新しい現段階における標準価格をきめると、そういうような、一種便宜的なやり方でございませうけれども、そういうような計算をすることが多いんではないかというふうに思っております。

○春日正一君　そうすると、ここにも書いてありますけれども、「過去の妥当と考えられる時期の販売価格と比べ、標準価格設定時の価格のうち海外原材料の価格の大幅な変動等、必然的に生ずる部分以外の便乗値上げ等による過当な利益部分をチェックした公正価格をきめる考えである」と、こういうふうな言っております、まあ平常な時代の生産費、それから販売価格、それにその後のそういった当然経済的に妥当と考えられる要素で、最近急騰したほとんどの物価というものは、標準価格が現在の価格よりもっと低いものがきめられると、こういうふうに理解していいですか。

○政府委員(小島英敏君)　相手と申しますか、同時にそのものの現材料になっておりますようなものが低く標準価格で定められます場合には、確かにそれは計算に入りますから、それを使ってつくるようなものにつかましてカウントされると思ひます。しかしながら、そのものをつくるに要します原材料というものが、標準価格がきめられないで、ある程度の値上がりがあるものコストとして見込まざるを得ないようなものにつかましては、これはやはりコストの上昇として計算されることになりまして、私もいたしましては、最近のようにつか込みが多いと予想されますので、そういうようなものについては、確かににおっしゃる通りに、いまの水準を前提とするのではなくて、かけ込みを極力排除した水準で標準価格をきめたいというふうに考えております。

○春日正一君　この議論、ずいぶんたくさん皆さんおやりになってはつきりしないので、これは実際に見て、そこで議論するよりしようがないと思ひます。それで、もう一つ今度の修正案の中で、原案ではいわゆる元売り価格とそれから小売り価格ということだけきめておいたのを、今度の修正案を読みますと、「標準価格は、標準品目の物資の生産若しくは輸入の事業を行う者」、これだけ引っぱっておくと、これは取るわけでは、標準品目の物資の小売業を行う者又は、標準品目の物資の販売の事業を行う者」と、こういうことになりまして、販売のあらゆる段階について標準価格をきめると、こういうふうに理解していいんですか。

○政府委員(小島英敏君)　標準価格といふものは、全体を必ずしもカバーいたしません。たとえば、あるものについて、東京だけの標準価格をきめることもございまして、同じような意味で、あらゆる販売段階を全部きめるということではございませうけれども、前の原案は上の出荷価格と末端の小売り価格と二つの段階だけしか、あるいはどちらか一つしかきめられませんでしたのを、今度の改正案では、間につきましてもきめること

ができるということになったわけではございませう、必ずしも全部きめるということではございませうけれども、間もできるといふことでございませう。

○春日正一君　違ひ。この文章で言えば、販売する者全部対象になっているわけではございませう。私も鉄鋼の場合で言えば、一次の間屋、二次の間屋、どの段階できめるんだらうかというふうに思ひます。おつたのだけれども、この文章を読みますと、いま私わざと全部読んだけれども、小売りを営む者、製造して売る者及びその指定物資を販売する者と、こうなっているでございませう。だから販売する者全部にかかると、これは、そうではない。また、そうならなきやほんとうはきちんとして規定できないというのが衆議院での議論だったわけではございませう。元売りの値段きめて、小売りの値段きめたら、間のどこかの間屋がうんと取っちゃったと、たとえば石油の場合、元が十三円で出たところ、ところが小売りに来ると二十一円だと、三百八十円で十八リッター売るともうけが二円しかならぬというようなことが問題になって、だからその間を規制して小売りの適正マージンというものを保証しなけりや事が成り立たぬじゃないかというところで修正になったのでございませう。だから適当に思ひますところできめまじや済まぬ。法文にはきつと全部の段階、販売する者には全部当てはまると書いてある。そこをはつきりしておいてほしいと思ひます。

○政府委員(小島英敏君)　これは直ります前の原案が、ちょっと読んでみますと、「標準価格は、標準品目の物資の生産若しくは輸入の事業を行う者の販売価格又は標準品目の物資を使用する者に対してその標準品目の物資の販売の事業を行う者の販売価格について定めるものとする」ということではございませうが、今度の改正法案の第四條の二項でございませうが、「標準価格は、標準品目の物資の生産若しくは輸入の事業を行う者、標準品目の物資の小売業を行う者又は標準品目の物資の販売の事業を行う者の販売価格について定め

るものとする」ということでございませうので、前の文案でも上と下をどちらかきめることもでき、両方きめることもできるというわけだったのでもございまして、今度の場合でも、同様の意味から「標準品目の物資の生産若しくは輸入の事業を行う者」、それから「標準品目の物資の小売業を行う者又は」でございませうので、これはやっぱり選択の余地は残っているというところでございませう。

○春日正一君　そうすると、この「又は」というのは、標準品目の物資の販売という場合に、小売業と元売り除いて物資の販売するというのは卸以外にないじゃないですか。消費者にじかに売る小売りと、それから間屋に売る元売りと、これを除いて、または販売する者といったら中間の間屋以外にないじゃないですか。そうしたら、それに全部当てはまるんでございませう。

○政府委員(小島英敏君)　法文上は選択の余地を残しておりますけれども、そもそも修正の意図するところも、まん中のところがきまっていたところ、小売り商いじめになるんではないかというところ、一つの意図があったわけではございませうので、実際の運用といたしましては、なるべくやはりまん中のものについても定めていくほうがいいんではないかと思ひます。

○春日正一君　まん中一つならそれで簡単ですけども、私問題にしているこの鉄鋼の場合は、メーカーから第一次間屋、いわゆる商社に出る。それから第二次間屋、商社あるいは特約店、それから第三次間屋というふうなものまであるわけですね。そうすると、やはりこれ全部についてきめなければ、どうも事が成り立たぬわけではございませう。第三次だけきめられたら第二次や第一次は幾らもうけてもいいということになるし、そういうことになるでございませう。ここはどうなるのですか。

○政府委員(小島英敏君)　これは原案の段階からこういうことになっていたわけではございませう。上と下をきめますけれども、上と下がきまるとすると当然まん中で、第一次卸の段階はこのくら

いという線が類推されるわけでございます。したがって、もしも第一卸がその類推される価格よりも高く売っている場合には、これは指示の対象にはなるわけでございます。第一卸の標準価格はこうですと明示はしておりませんが、当然予想される合理的な水準に比べて高く売っている場合には、これは指示の対象としては一次卸も当然考えるということでございます。今度の改正案の場合でも一次、二次、三次と全部きめませんが、その途中の段階がかりに明示的に示されておきませんでも、どうも合理的な水準以上に高いことになりまして、これは当然そういう業者に対して主務大臣の指示がなし得ると、引き下げの指示をなし得るということでございます。

○春日正一君 私、この議論やっていると、これで終わりにするから、はつきり言っておきますけれども、そういうあいまいなことでやっていくとすれば、私さつきちよと例にあげたけれども、灯油が元売り十三円だと、そうして小売りの手に入るときには二十一円だと、十八リッターに換算してみても、政府の言う三百八十円で売れば二円しかもうからぬと、そうすれば一日百かん売ったって二千円ですわ。だからどうしたって配達料とかなんとか理屈をつけて取らなきゃならぬようになつておると、だからその中間をきちんとさせて、小売りのマージンを適正に維持させるということが野党の趣旨だったし、それがいれられて、少なくとも修正されたんだと思ったけれども、あなたのいまの解釈じゃごまかした、効果ないだろうと私は思う。この点を指摘して次に進みます。

そこで通産省にお聞きしますけれども、私、実は鉄鋼のこの一年の生産在庫、価格の動向、需給の実態がどうなっているかということを知りたいと思つて、通産省に資料を求めたわけです。そうしたら通産省のほうからこういうものが来まして、これを見ますと、需給の推移ということでは、いろいろ書いてあります。そして価格の

推移という点では、鉄鋼新聞調べと、こういうことになっていいます。通産省として、自分でこういう価格というふうなものを調べてお持ちがないんですか、と言つたら、そういうものはやらないと言ふんですね。そうすると、そういう状態で一体どうして標準価格をおきめるのか、そこからお聞きしたいんです。

○政府委員(飯塚史郎君) お答えいたします。私どもの担当課長が先生のところに資料を提示いたしましたのは、鉄鋼新聞調べの数字でございますが、鉄鋼製品につきましては一番問題なのは、いわゆる市中価格と申しまして、問屋間の、特約店の間の玉の取引に用いられる価格かと思つて、この価格につきましては、従来から業界等におきましてサンプル的な調査をやっております。これを鉄鋼新聞が長いことずつと経過をトレースいたしておるわけでございますが、したがっていまして、実勢を知るのに、この鉄鋼新聞の価格を取り上げて見るというのが、現在のところでは一番妥当ではないかと思つてございまして、なお、今後標準価格の設定等の問題につきましては、私どものほう自身も問屋等の価格を直接調査をして、実態を究明する必要があるというふうに考えておるわけでございます。

○春日正一君 まあこれからということですが、でも、そういうことをつかんでいないで、それでまあ標準的な価格とか適正な価格と言つても、結局業界の出してくる材料をまるのみにしてしまふというよりかはしようがないじゃないですか。ちゃんとそういうものを調べて、推移を見守つて、問題点をちゃんと握つていこうというふうなものが役所の側になれば、結局業界が出してくる資料——これは今度法律ができれば、報告を出させることができるわけですから、資料を出せと言えは出しますよ。しかし出てきたものをそのままのみにするよりしようがないようなことになつてしまふ。そういうことになるおそれはないのか。

そこで値段の問題ですけれども、適正な値段とこの値段と、これは私のほうで骨折つて調べたのですけれども、ある商社の場合、この市中価格、これは鉄鋼クラブの調べで、四十七年十一月が三万七千円、それからある大手メーカーのメーカー出し値、これは三万六千円、だからこの差は千円ですね。ところが四十八年の八月、これは鉄鋼が最近になるまでの間では一番上がった時期で、この時期の市中価格が九万九千円、大手メーカーの出し値が四万七千円、そうするとこの差は引きは四万二千円。これだけもうかるということになる。違いが出てくる。それで十二月は九万四千円ないし九万五千円が市中価格、それからある大手のメーカーですけれども、この出し値が七万一千円。そうしますと、結局二万三千から二万四千という一トンについての差が出てくる。それで業界筋の話を私、聞いてみると、四十七年十一月当時、大体鉄鋼の利益というものはトン一といわれておつた。トン千円と。ところが十二月現在ではトン二十三ということになつていられるわけですね。そうすると、こういうふうな値上がりが出てきた場合、一体政府は、標準価格と言ふし、標準的な利潤と言ふけれども、これはトンを標準と見るのか、トン二十三を標準と見るのか、その点はつきりしてほしいです。

○政府委員(飯塚史郎君) 鉄鋼製品につきましては、標準価格を設定するかどうかは、実は私どものほうとしてまだ決定いたしておらないわけでございますが、御質問のように、かりに標準価格をきめるとした場合に、幾らのマージンを適正と見るかという問題でございますが、これは、現在の市中価格が決して私ども適正とは考えておりませんけれども、マージンを幾らと見るべきかは、詳細に実態を究明いたしまして、調査の上に立つて適正なマージンというものを決定したいと考えておるわけでございます。

○春日正一君 調査の上と言ふけれども、私が聞いているのは、トン千円という時期があつて、これでももうけておると、会社は。そうすると、い

まはトン二十三というふうになつていいます。会社のもうけというものがどのくらい大きいのかという、鉄鋼大手六社の経常利益は、四十八年三ヶ月で新鉄四百九十一億。前年の九ヶ月、これと比べて不況な時期で、四十八年九ヶ月の決算七百八十一億、だから三ヶ月の四百九十一億に対して五八%ですか、約そのくらいふえていいます。いまもつとふえていまして、おそろく、日本鋼管、それから住金、一々読みませんが、神戸製鋼、こういうことになつていまして、そうしてある資料によれば経常利益千四百七十七億円のうち、これは大手四社で、税、配当、賞与等社外流出分の比率は三ヶ月四三・四%からさらに低下し三三・三%となつたと、その結果、内部留保は特別償却準備金、公害防止準備金、配当準備金、合計七百五十八億円のほか相当の積み増しが可能となつた。こういう報告を出しておる会社があるわけですね。

そうすると、べらぼうにもうけていられるわけですね、これは。そういうものに対してこれから研究いたしまして、どうしようなことで、急場早く通して、これと言つていられるんですよ、この法律を。すぐやらなきゃならぬから、あすにでも通して、これと言つていられるんですよ。それをこれから研究いたしまして、どうしようなことで、間に合ふのか、トン二十三の間で、一体どの辺を押えているのか、あなたの方、適正と見ているのか、適正な利潤といえ、ずつといままでの経過の中で、大体原価に対して何%とかという、これは常識があるはずだと思ふ。それがこういふふうにとふえていられるというふうなときに、この国会の場で、これからゆつくり計算いたしまして、どうしようなことで間に合ふのかどうか。私はもうそれ以上弁解聞きません。とにかく大臣、よくこの点は通産大臣も聞いておいてほしいと思ふです。それだけもうけておるものを、どのくらいに押えるかこれから研究しまして、どうしようなことで世間が通るかというのです。

言ひ、そして「実施、運営に当たっては通産省の指導、介入があるとしても業界の主張は十分取り入れられるであろうという判断がある。」というように形で、つまり業界がちょうどいまの電気の関係で何とかの特約店みたいな形で、こう末端まで指定価格でやらせているような形で問屋の段階を一番大きなメーカー、それから商社というものがぐうっと支配していくという形が構想としてこの指定問屋制というようにのができておるし、そしていま言ったように指定価格を守らせるために業界の協力を得て、もし守らない者には出荷もしないというふうなことになる、必ずこれに行きつかざるを得ないということになるおそれは十分あるわけですね。その点で企画庁なり通産省なりはこういうものに対してどうなるのか、こういうふうにしなくてやる方法というのはあるのか、そこらの点をはっきりひとつ聞かしておいてほしいと思ふんです。

○国務大臣(内田常雄君) 春日さんの御心配になる点は、私の考えでは二つの点で違ふ現象になると思ひます。一つは、ずうっとメーカーから小売りに至るまで、それは中の卸をも含んで縦の段階のいわば一種の再販価格維持制度のようなものになりまして、二つの点で違ふと申しますのは、再販価格維持契約というものは、これより安く売ったら承知しない、もう出荷停止するというのですが、今度の場合は、これより高く売ったら出荷停止するという仕組みでございますことは覚え書きにございます。それが一つでございますし、それから再販価格維持契約は当事者同士の私的契約が独禁法上の特例として認められているわけですが、今度の場合は私的契約ではないに、政府が干渉して、そして政府の指示、監督という形で荷動き等、あるいは価格の順守等をやらせるという二つの点が春日さんが御指摘になった点と違ふので、御心配のような結果を来たことがないようすることを留意しながら、覚え書きの運用をいたす所存でございます。

○春日正一君 最後に締めくくりだけ言いますけれども……

○委員長(鈴木幸弘君) 春日君、ちょっと簡単に願ひます。

○春日正一君 いまお聞きしてみますと、そうなんても安く売ったのを押えるのが再販だから、高く売ったのを押えるのだからいいというけれども、安く売ろうと高く売ろうと業者を上のはうから統制するというか、支配するという意味では明らかに独占禁止法でいっていることと同じ理屈です、支配するといふ点では、高く売っちゃいかぬといふものを高く売ったといふのと、安く売っちゃいかぬといふものを安く売ったといふ差があるだけのことなんだから、そうでしょう。

それから、もう一つの点でも、政府が介入するというけれども、その点先ほど私確かめたでしよう。小売段階については公取の覚え書きがあるけれども、公取委員会として、あらゆるそういう段階で政府が介入して、そういうカルテル的な行為をやらせる、あるいは再販的な行為をやらせるということをお認めになっておるのかどうか。公取委員長、この点ははっきり聞かしておいてほしいと思ひます。

○政府委員(高橋俊英君) 公正取引委員会といたしましては、いかなる意味においてもカルテルを、つまり横のカルテルと、こう考えていただきたい、横の関係のカルテル行為を、共同行為を、まあ違法な共同行為を認める気持ちは毛頭ございません。

また、ただいまのお話の中で一点抜けているのが、標準価格など、特定標準価格、これは政府が定めるわけでございますね。民間がかつてに私的契約で幾らの価格にすると、これは現在も例外的に認められている再販価格維持契約というものですが、今度の私どもが言っておりますのは、政府がきめた価格を守るようにということなんでございますね。ですから、私的契約のと、政府がきめたこれは守らなければならない、守らなければならないものを守らない者、つまり守らな

いという意味は、いま内田長官がおっしゃいましたように、それはむしろ高値売りをするのが守らないとなります。安売りしたらこれは別に問題はないと思ひますが、標準価格以下で売るのですから、高く売った者に対しては、制裁的な手段を出荷停止というふうなことでやってもいいというところでございます。

ただ、むずかしい問題は、私は当初、末端価格についてのみそういうことをメーカーがとると、元売りがとるといふことを申しました。ところが、法律改正になりました、その中間の卸の段階まで標準価格が定められることがあるわけですね、すべての業種についてできると思ひます。非常に複雑怪奇な流通経路のものについては定めにくいものもあると思ひます。そこで原則的には元売りから下の段階に、まあ、大体経路がわかるものについてだけできるわけでございます。

その点は経路の全く不明な、どこでどうなつてしまったかわからぬものについてはなかなか制裁手段を講じられないだらう。ですから覚え書きにあることがすべての場合に行なわれるとは思ひませんが、しかし、でき得る範囲では行なう。ですから、場合によっては私ども標準価格の定めのある卸の問題については、その卸の段階についても、卸が小売段階に対して出荷停止をするということも、これも差しつかえないと。元売りに対しては、第三次なら第三次の卸がやるということも、標準価格が定められているわけですから……

○春日正一君 全部の各段階でできるということですか。

○政府委員(高橋俊英君) ええ、それも違法性はないと思ひます。価格を守らせるために出荷停止等の措置をとるのは原則としてはほんとうは違法な行為なんです、出荷停止も。しかし、この場合は違法性がないというふうに解しております。

○春日正一君 私、まだたくさんありますけれども、時間がだいぶ延長してしまいましたから、これで終わります。

○委員長(鈴木幸弘君) 加瀬完君。

○加瀬完君 素朴な質問をいたしますが、午前中に重ねましてお答えをいただきますが、いま春日委員のいろいろの御指摘を伺っておりますが、国民生活安定緊急措置法では現状のインフレ状態を値下げするわけにはいかない、こう認めざるを得ませんが、よろしくうかがいますか。

○国務大臣(内田常雄君) この第二条に書いてございまして、当該物資の価格が「著しく上昇し又は上昇するおそれがあるときは、これをとめると、こういうことが書いてありますので、けさほど申し上げましたその点はそれとおりでございまして。ただし標準価格なり特定標準価格をつくりましたときに、それをこえて値上げをして売つてのものに対しては下げるという指示もしますし、場合によつて課徴金も取ると、こういうことでございます。

○加瀬完君 この十二月初旬の各紙で、「日用品、値上げ集中」、「先月から二〇〇品目」、「高値で凍結の思惑か」、「上げ幅20〜50%の大幅」、こういうものも伝えられておりますね。このように特定の品目は別として、国民生活に一番関係のある日用品等は確実に標準価格が設けられて値下げの方向に向かわせると、そういう対策はこの法律案の中では立ってきませんね、現実にはこういうふうになつてゐるのですから、これを下げさせるという効果は一つもないでしょう。

○国務大臣(内田常雄君) たいへん理屈を申し上げるようで恐縮でございますが、あの標準価格なり特定標準価格をつくり出す際には、その標準的な生産費とか標準的な利潤というふうなもの、それにいろいろの需給の状況とか取引の態様とかいうことが書いてございまして、そういう納得のできる姿で価格をつくるわけでございますから、加瀬さんのおおげになりましたような異常な価格が存在していた場合には、その異常部分は削り取つて標準価格をつくるのがよからうと私は考えます。

○加瀬完君 しかし、いま指摘をしましたような点の品目については値下げをするという、これは十一月と十二月の比較で二〇%—三〇%じゃないですね、五〇%から八〇%ぐらい上がっているものもある。これをこれから、この法律が施行されてもとの十一月現在の引きおろすという効果は、何もこの法律ではできないでしょう。

○国務大臣(内田常雄君) 仰せのようなお考えに立ちますと、まあそういうことになろうかと思ひます。

○加瀬完君 ですから、いろいろ太鼓入りで宣伝をしましても、国民の要望しているような現状のインフレ状態を引き下げる、たとえば消費者物価指数を何%まで下げる、こういったような目的、目標というのははっきりしておりませんか。これはどうですか。

○国務大臣(内田常雄君) これもたびたび申し上げておりますが、この法律案は個別の物資対策措置である。総需要の抑制ということが、これはすでに政府が始めておことは御承知のとおりであります。これをさらにきつちり締め強化していくということ、それと、この個別対策とを合わせて、そうして物価を引き下げるような事態がくることを、私もできる限り所期したいと思ひます。

○加瀬完君 それは、総需要を押えるということインフレ状態を失速させるということとは考えられませんか。しかし、この法案は、国民生活安定緊急措置法というものです。国民生活が一番いま不安定になっておるのは、このインフレ状態です。現状のインフレ状態は何らとめる力がないということであれば、この法律の目的そのものはおかしいということになります。たとえば、私がさっき言ったように、だから非常に不当な値上がりをしたものについては、命令をしてとめさせる機関というものを設けなければおかしい。そうでなかったら、一カ月に八〇%も上がったものともめられない、こういう状態ではどうにもならないじゃないか。政府がお考えになったそういう

趣旨にも沿わないではないかという指摘は、そこなんです。具体的に申しますと、巷間、池田内閣以前はゼロ円、円単位で物が上がった、池田内閣の倍増後は十円単位で上がった、佐藤さんのときは百円、今度は千円単位で物が上がっている、この言われておる。そして国民は、どれぐらいの状況におおしてもらいたいと考えているか。千円の上まで、これ以上上がらなければいいという考えではありません。せめて三年、四年前ぐらいにまで物価指数をおろしてもらわなければいかないかというものが、国民の要望でしょう。しかし、それには何もこれは具体的に対策を立ててはいません。そうではございませんか。

○国務大臣(内田常雄君) 加瀬さんと議論になることは恐縮に存じております。

いまおことばの中で、国民が待望しているものはインフレの激化をためる、こういう意味のおことばがございましたが、私もインフレということばは使いたしませんけれども、物価がとめどなく上がっていくという状態が、これまで通例言われるインフレの状態とも言えると思ひますので、この法律は物価がとめどなく上がっていくというものをとめてまいると、こういうことを述べておるわけでありまして、その他加瀬さんがお述べになっておきたこととは、私はそれなりにすなおに承っております。

○加瀬完君 たとえば標準価格とか、特定価格とか、いろいろの各種価格の内容というものは、これはだ不明瞭ですね、ここは。たとえば高騰とか、著しい高騰というようなことがございますが、一体現状は著しい高騰とは見ないのか。

○国務大臣(内田常雄君) これは一つの経済用語と法制局用語とがまじった文章になっておりますが、この法律の一条等で、あるいはその他の場所でもごらんくださる物価の高騰とかいうことばは、物価というのは個別の一つ一つの物の価格と、いうことではなしに、卸売り物価とか消費者物価とかいうような意味の、総体としての物の値段が

上がっている、そういう状態があつて、そのために異常な経済の事態が生じておるといふ前提のもとに、今度は個別の一つ一つのこういうもの、こういうものの価格が著しく上がる、そういう場合の著しく上がる状態、上がるおそれのあるものを押えよう、こういうことで、物価と価格ということばを使い分けて書いてございます。

○加瀬完君 ですから、現状のインフレ状態というのはそのまま、これをどうしようという考え方はなくして、これをおくのです。この上に異常な高騰をした場合は諸種の価格決定をする、こういう考え方でしよう。しかし、私も、現在が異常ではないか、だから、生活安定というのを政府が考えるなら、現在のこの異常をどうしてとめるかということをお考えなさるか、おかしいんじゃないかと、こういう論点の違いがあるわけなんです。と言いますのは、午前中も話しになりましたが、インフレと言わなければ、非常に物価高騰のこの状態を、消費者物価指数にすればどうするんだと言いましたら、それは他の経済政策とあわせて行なうんだと、こういうことですね。しかし、この法律を適用するその前提としては、消費者物価水準を、あるいは物価指数をどの程度に置くということを前提にするのかということと、国民としての聞きたい。この法律関係ではなく、全体のいまの政府の経済政策として、消費者物価指数と、その前提の基礎をどう押えているのか。

○国務大臣(内田常雄君) 全般的に申し上げますと、異常な状態がこれ以上進行するのをとめたい、こういうことから出発をいたしまして、したがって、物価指数などで申します場合には、最近の卸売り物価でも、あるいはまた前年同期に比し、それが前句に比し、あるいはまた前年同期に比し、いままでわれわれが経験をしてきたよりも、かなり大幅な動きをいたしておりますので、そういう状態を一日も早くとめたいと、こういう意味でございします。

○加瀬完君 だから、それには具体的に何カ月計画というのには無理でも、何年計画で消費者物価指数をどれくらいに押える、卸売り物価をどう押える、こういう方策があつて、そのために総需要の抑制をこうする、あるいは税をこうする、民間投資をこうする、国民の消費の幅をこれくらいにしよう、それで、その上にこの法律を適用するんだということになればうなすける。その関係がごちゃごちゃです。これは意見になりますから、それ以上申しません。

そこで、具体的に伺いますが、各段階の価格を決定するときには業界と相談をするということになっていきます。そうでしょう。これ、法律の中で、業界と協力して価格を決定するということがなっているんでしよう。

○政府委員(小島英敏君) 業界と協力して価格を決定するというのはなつておりませんが、価格をきめますのは政府自身の責任においてきめるわけでございます。公取との覚書きにおいて協力行為を認めておりますのは、その政府のきめた価格をそれのために業界が協力をする、そういうたてまえでございます。

○加瀬完君 それなら、業界と協議をしてきめたいというところならば、業界の秘密にしております原価計算、こういうものは政府が確実に把握できると、こういう前提と考えてよろしゅうございしますか。

○政府委員(小島英敏君) 初めの標準価格の段階はなかなか厳密に申せませんが、その次の段階の特定標準価格になりますと、これはやはりかなり厳密な生産費等を元にして計算いたすことになりまして、政府といたしましては、やはり極力そういうもののデータの収集につとめることが必要であると思ひます。

○加瀬完君 標準価格だつて、原価計算というものがつかめなければ標準価格は出てこないでしょう。だから、さつき春日さんが指摘したように、結局業者の陳情なり説明なり、それに基づいて価格が決定されるという因果関係をたどらざるを得

ない、こういうことを心配するわけでは

で、重ねて聞きますが、この法律によりま
と、審議会ができませんね。その審議会はそうい
た企業の秘密を確実に掌握する権限をもっていま
すか。またその方法がございしますか。

○政府委員(小島英敏君) やはり個々の企業の原
価等に関しましては、政府としては、極力把握しな
ければいけないと思ひますけれども、審議会等に
対しましては、まさに業界としての平均的な、あ
るいは標準的な生産費、つまり標準価格なり特定
標準価格なりをきめました場合に、計算の基礎に
なっております全体としての数字はもちろんお話
するということになると思ひますけれども、個
個の企業のデータにつきましては出す予定はない
わけでございます。

○加瀬完君 御説明を伺っております、結局円
滑な供給が阻害された場合は生産とか輸入、保
管、売り渡し、輸送などを企業に促進する指示が
できるわけですね。しかし、そういう指示をする
ときには物はすでに上がっているんじゃないです
か、後手ということになりませんか。

○国務大臣(内田常雄君) 物価が上昇を現実にし
ているばかりでなしに、上昇するきざしがあると
いいますか、おそれがある場合には生産の指示と
か、あるいは出荷の指示とかいうことをすること
ができるたてまえになっているわけでございます。

○加瀬完君 だから、その状況がわかって指示す
るときには、物の値段が上がっているということ
になりませんか。ですから、政府なり審議会なり
の指示なり指導なりというのは後手ということに
なるでしょう。

○政府委員(青木慎三君) 生産に関する指示の条
文で御説明いたしますと、「物価が高騰し又は高
騰するおそれがある場合において」というのは
同じでございますが、「生活関連物資等の供給が
不足することにより国民生活の安定又は国民経済
の円滑な運営が著しく阻害され又は阻害されるお
それがあるとき」ということになっております。

で、必ずしも物価が上がってからのことでは
なくて、物資の需給が将来きびしくなるというこ
とによりまして国民生活の安定または国民経済の
円滑な運営が著しく阻害されるおそれがあるとき
でも発動できるようになっているわけでございます。

○加瀬完君 おそれがあるとき、値段はもうす
でに上がるのですよ。いまのような法律ができる
いうときでさえ、一カ月にこれだけ値段が上がる
わけですから、これから相当物が足りない時代に
なるなという予測されているときは、物は上が
ていますよ。なぜその前に、事前に立ち入り調査
なり倉庫検査なり、こういう権能を持たせるよう
に法律の中で仕組みなかつたのか、どうしたつて
後手になります。政府が不審だと思つたら、
いつでも立ち入り調査ができる、倉庫検査ができ
る、こういうことになれば、在庫なり隠匿なり、
あるいは買いだめなり売り惜しみなりというのが
一目瞭然となるわけでしょう。そういう方法をど
うしてとらなかつたのかということなんです。

○政府委員(青木慎三君) 先生御指摘のような場
合につきましては、売り惜しみ・買い占めの法律
のほうで立ち入り検査もできますようになってお
ります。売り惜しみ・買い占めがあるというよう
うなことであれば、そちらのほうの法律の運用で
十分事前にチェックできるといふふうに考えてお
ります。

○加瀬完君 それは私もわかっていますよ。しか
し、その法律が効果がありませんか、いままで。
その法律がほんとうに効果があれば、いまさらこ
ういう国民生活安定緊急措置法なんというものを
出さなくて済んだはずだ。だから、いままで出し
た法律そのものがまだ未熟なところがあるとする
なら、新しい法律はそれを当然カバーするような
内容というものがなければおかしいでしょう。あ
なたは一体いまある法律で物価上昇のきざしを一
切押えらるだけの効力を発揮していると御認定
ですか。

○政府委員(小島英敏君) 買い占め法が確かにこ
ざいまして、立ち入り検査等ができるようになって
おるわけでございしますけれども、あの当時にあ
る法律をつくりましたときには、非常にもとの段
階で大商社等が買い占めをしたということに対処
いたしましてあつた法律をつくりまして、その
後、大豆にしろ木材にしろおさまつていたわけ
でございます。最近非常に値上がりしております
は、どうもやはり実態をいたしまして、もう少し
メーカとか大商社というよりも、一步先の段階
で買い急ぎがあるやに私ども判断いたしておるわ
けでございます。その意味で、今回の事態に必
ずしも前の法律が十分に活用されていないとい
う点は事実でございます。

それから、もう一つ私も反省いたしております
のは、どうも本省だけで価格調査官をやってお
りましたために、三百六人という数はかなりの数
字でございますけれども、これがみんな業務で、
非常にそういう、物が上がったときには本来の仕
事がたいへん忙しくなつてしまつて、どうも
立ち入り検査等が十分にできなかったということ
がございします。それで、今度のこの法律の附則で
買い占め法の改正をいたしまして、都道府県に対
しまして大幅な権限委譲をして、中央と地方と今
後は一致して、そういう不届きな動きがあれば、
直ちに立ち入り検査もできるようにいたしたいと
いふふうに考えておるわけでございます。

○加瀬完君 ですから、効果をあげておらなかつ
たです。いままで、効果をあげておれば一次
問屋段階で隠匿されているとか、商社の買い占
め、売り惜しみというものが相当あるというよう
な報道は出てこないわけだ。
そこでいま問題は、国の機関だけではどうにも
ならないというお話がありまして、調査機関とい
うものも相当広げなやらないという意味のお
話があつたわけですが、今度はこの法律の
運用では、自治体委任という面が相当考えられて
おります。その自治体委任ということについて
は、この法律の趣旨に即した条例、規則というも

のをつくつて具体的にこの内容を地方自治体が活
動を成果をあげるということまで認めておる
かどうか。

○国務大臣(内田常雄君) これはあるいは自治大
臣のほうからお答えを申し上げるべきかもしれ
ませんが、この委任の規定は、地方公共団体の長
に委任するたてまえをとつております。すなわ
ち、法律的にいう機関委任と、こういうわけで
す。私どもが承知をいたしておりますところ
は、機関委任の場合には、当該公共団体の固有の
事務ではないから条例をつくるということには
なつておらないで、むしろ委任の内容を中央の大
臣通牒というか、次官通牒などで詳しく申し入れ
をする、こういうことにならうと思ひます。

○加瀬完君 ですから、長に委任されたいく
すから、議会がその長の委任事務を遂行、より効
率的にあげるためにそういう内容の条例をつくる
ことは認めるのか認めないのかと、こういうこと
です。

○国務大臣(町村金五君) まだ、御承知のと
おり、この生活安定法案の権限がどの程度地方公共
団体の長に委任されることになるかどうかという
ことは、明確にされておられません。したがつて、
委任される場合には、私どもの考えでは、おそら
く政令で具体的な事務の範囲等が規定されるとい
うことになるのであらう。ことに、今日の地方団
体に非常に複雑な裁量処分的なこともでも委任を
するといふことは非常に問題が起きるのではない
か。やはりきわめて軽易と申しましようか、わり
あい機械的にやれるというふうな仕事を委任され
るということになるのではないかと。そうだといた
しますれば、はたして条例でもつていろいろなこ
とをきめる必要があるかどうかといふことは、私
は、もう少しどういふ権限が委任されるかとい
う内容を見せんと明らかに申し上げかねるんでは
ないかと思ひます。

○加瀬完君 結局、物価Gメンみたいなものは、
それぞれの地域で活動しなけりや効果があらな
いと思ひます。先ほどの御説明にもあつたよ

うに、いま何人がそういう役割で動いたけれども、それは義務や何かでもって効果をあげない、それで、ごくその法律の中の一章部分だけを地方の市町村長なり知事なりに委任をしたところ、これで効果があがるかといったら、条例をつくっちゃだめだ、規則をつくっちゃだめだ、独自の動いちゃだめだといったら、これは効果は何もないでしょう。公善立法のときには、それは法律のワケをはみ出して法律の趣旨に沿うような条例はけっこうだという、そういうお立場をおとりになった、時の内閣は。今度はそうじゃないですね。こまかいことはみんな国でできまますから、地方は政令で細目が出ますからそれによっておやりなさい、政令はどうですかと言ったら、まだつくってありません、それでこういう国民生活安定なんていう大きなことができませんか、一体進められますか。おかしいですよ。こういう質問がもし出たら、それは政令でこういう骨格で指示をいたします、地方に権限を委譲しますということぐらゐ発表されなければ、国でいままでもやられたけれども効果があがりません、地方にそれじゃやらしたらどうですか、地方にはまだ何をやらせるか見当つきませんと、おかしいじゃないですか。

○国務大臣(内田常雄君) そういう意味ではございませぬ。この法律はいろいろの価格のきめ方にいたしまして、あるいは生産の指示、輸入の指示、出荷の指示等、いろいろの手段を用意いたしております、最後のききめがない場合には、配給や何かの制度につきましても市場制限までも規定をするというふうな、そういう段階が深い場合をも想定をいたしておりますので、初めからこの法律が全部発動されるということにはなるまいと思ひます。しかし、最初の段階は要するに価格をきめることからおそく始めまてございまして、それから、その価格についての公示とかあるいは指示とか取り締まりとか立ち入り検査とかというところは、少なくとも最初からきめてまいるつもりでございまして、またきめ方につきましても、機関委任の場合には、この辺は実は学問がないわけ

でありまされども、条例というふうなたてまえにならないだろうと申し上げましたのは、自治大臣のお話を承っておりまますと、条例をつくり得る場合もあるようでございますから、条例をつくらたほうがいい場合があるようでございますしたら、この問題を含めまして自治大臣とよく相談をいたしまして、地方で働かすようにいたすべきだと考えまます。

○加瀬完君 これは法律に直接関係のない問題ですけれども、政府は、この国民生活の安定を期するために、たとえば低所得層に対する手当というものも一応発表されましたね。当然このことは地方においても行なわれるわけですよ。あるいはまた公共料金をストップするという方針をお立てになった。地方でも公共料金に類するものは、これはストップするという方向は当然考えられますね。経済企画庁としては、これは地方も国も総体的にそういう低所得層などに對しては生活の安定をさらににはかるように積極的な施策を施してよろしいと、こういう前提だと了解してよろしゅうございませぬか。

○国務大臣(内田常雄君) いろいろ具体的な手段や政策がございませうから一がいには申せませぬが、要するに、経済企画庁というところはいろいろの仕事がございませうけれども、今日においては国民生活の安定とか物価の抑制ということが一番大切なことでございませうので、そういうことに関連することにつきましては、これは中央、地方を問わず、おっしゃるような政策についていろいろ検討を進めてまいりたいと思ひます。

○加瀬完君 飛び飛びで恐縮ですが、もう一つ、国では公共事業の圧縮という一つの方針を出しましたね。そこで、それに関連して伺ひますが、それは公共事業の圧縮とともに民間投資はこれからどうやっていくのか。それから、公共事業の圧縮というならば、一番公共事業で金を使っているのは道路なんです。道路というのはほとんどこれは自動車のためでしょうね。自動車事情というのがこう変化をしてまいりましたら、いままでの国

の道路計画というのは相当これは修正変更されてしかるべきではないか、この点をまずお答えいただきまます。

○国務大臣(内田常雄君) 明年度予算編成の一つの大きな眼目が、公共投資の抑制ということに私も関係の間でもより相談をいたしてございませうので、そういう公共投資の抑制、また、民間の設備投資につきましても、すでに通産省が行政指導としておやりになつてございませう、これは閣議決定に基づきまして。しかし、この法律の中にも、それを根拠づけるような規定が置かれてございませうし、私はこの際、先の政策も大切でございませうけれども、それはやはり、国民が安心して目先の生活ができるようなことにすべての施策や資材を集中することは大切だと思ひますので、設備投資などにつきましても、さらにこれは資材的にもあるいは資金的にも、この法律ができましたならば、その法律の力をかりまして各省大臣、これは経済企画庁長官としてやるわけじやございませぬが、その事業の主務大臣にお願いをしたり、督促をしてまいるつもりでございませぬ。

○加瀬完君 結局、国も地方も同じような方針で進むとしても、人口急増地域に対する文教施設とか、あるいは福祉施設というふうなものまで事業圧縮するわけには、現状としてはいかないと思ひます。ところが、先ほど春日さんも御指摘になりましたけれども、こういうものもやるとすると、今度は財政の問題で現状に超過負担が非常に多い。千葉県の市長会が調べたところによりまますと、これは補正率とかあるいは単価率とかいろいろありますが、五・四・九%が、これが超過負担率です。ですから、補助金をもらつてゐる率は四・五・一%しかないというものであります。四十六年の決算によると、鉄筋校舎は一平米三万二千九百円というものですね。これが四・一・九%にしか実質は当たつていないでしよう。今度は五万三千円に補正で直す、五万三千円に直したつてこれはどうにもならない。こういう地方についての財源負担というものを国が考えませんでは、この法律と

らはらをなす、表裏をなす低所得層の救済、あるいは福祉行政の推進ということには予算が伴つていかないということになります。これは自治大臣、超過負担率が非常に多い。特に保育所なんかは六〇%という負担率になりますよ。こういうものは当然修正されるものだと考えてよろしゅうございませぬか。

○国務大臣(町村金五君) 先ほどもお答えをいたしましたが、昨今の急激な物価の高騰によりまして、そうでなくともかなりの超過負担が地方にいられてゐるというふうな実情でございませうものが、さらにこれに輪をかけてというふうな実情になつておることは、私も私も率直に認めてゐるところでございませう。したがって、これらの財源措置につきましても、明年度の地方財政計画の中で、十分こういう点を配慮いたしたいと考えておるが、ただ、先ほど申し上げましたとおり、明年度におきましても依然として物価の高騰が続くというふうな情勢に相なりまると、なかなかこの超過負担の解消ということに非常になかなか問題に當面せざるを得ない。苦慮いたしておるところでございませうけれども、明年度の地方財政計画を立ててまいります場合には、そういう点を十分念頭に置きながら、こういった点を配慮してまいりたいと思ひます。

○加瀬完君 以上です。

○委員長(鈴木幸弘君) 山田君。

○山田君 ます、通産大臣にお尋ねいたしますが、質疑の前に、七十一国会の四月十一日の予算委員会が私各品目を表示したもので、通産大臣に買ひ控える物、これから下がっていく物、値が上がつていく物、前農林大臣とともに答弁をいただいたんですが、ここに議事録がありますが、これはもうすべて当たつておりませぬ。大臣の言われたことはすべて当たつておりませぬ。それについて、わずか六カ月という異常な社会情勢の中で物価の上がつたことについて、大臣の御所見を伺ひたいと思ひます。

○國務大臣(中曾根康弘君) 山田議員にお尋ねをいただきました。いろいろな物資、たとえば花嫁衣装というような問題もありました。その後、非常に大きな経済の激変がありました。ともかく食糧そのほか国際資源、国際物価の高騰ということが入ってまいりまして、ああいうことがなければ次第に鎮静に向かうと思っておったのでございませうけれども、食糧を端緒にする国際資源の暴騰、それから今回の石油の削減、そういうような思わぬ海外要因における変化がございまして、御期待どおりいかなかったのは残念でございます。

○山田勇君 通産大臣にお尋ねしますが、きのう民社党の粟林委員に言われた日曜日マイカーの高速道路の乗り入れ禁止という点について、思いつきでおっしゃったのではないと思ひますので、これについて、もう少し具体的なことがあれば聞かしていただきたいのですが。

○國務大臣(中曾根康弘君) 世界的な石油削減を受けておられるわけですが、それでも友好国扱いをされておられるイギリスあるいはフランス等においては非常に厳格なマイカーの日曜禁止——全面的禁止が行なわれ、励行されております。特にオランダあたりにおきましては、相当な罰金及び体制の罰則をもって厳格にこれは励行されております。一番石油に依存して石油の削減を受けて苦しんでおられるのは日本が、外国に比べて日曜日にするとマイカーがあふれ出すというところは、国際的にも産油国に対する影響等を考えてみますというところ、いかがと思ひます。必要やむを得ざるマイカーはこれはやむを得ませんし、商売用のマイカーというものはやむを得ないかもしれませんが、レジャー的なマイカーというものはこの際やむを得ず、もし自衛がどうしてもだめだという場合には、国家としても制限せざるを得ないと思ひます。

先般来の情勢を見ますと、自衛をお願いいたしました何回かそういうお願いのアピールも出しましたけれども、依然として情勢は芳しくない、こ

ういう情勢でありますから、この法律が通りましたら、この法律を発動いたしまして、建設大臣にお願いいたしておりますのは、高速道路の乗り入れを制限願おう、それで、土曜、日曜、祭日はマイカーは高速道路の乗り入れを禁止してくだすった方がいいか、どうかと建設大臣にお願いしているところなんです。これについては、取り扱いに非常に慎重を要するところありますし、マイカーとは何ぞやという問題があります。もちろんトラックとかライトバンとか、そういう営業用のものは当然認むべきであり、いろいろなそういう系統によって分ける必要があると思ひますが、少なくともレジャー的なものは禁止してしるべきである。

特に、なぜ高速道路をそうするかと言いますと、一般道路は四十キロとか五十キロで走りまして、交差点もあるし、人も来ますし、わりあいガソリンの消費量が少ないわけなんです。ところが、高速道路になると、おそくとも八十キロ以上、大体百十キロぐらい飛ばしてあります。だから、ガソリンの消費というものは実に多いわけでありまして、これも、必要なものに消費されるならいいんですけれども、レジャー的なものに、百二十キロもぶつ飛ばされてガソリンがどんどん消耗されるといふことは穩当ではないと、そういうふうな考えから、いまのようなお願いを建設大臣にしているわけでありまして。

○山田勇君 これはたいへん思い切った大臣の高速道路乗り入れ禁止という一つの訴え方なんです。私は、これは問題があろうと思ひます。いろいろ規制上、一々高速道路で、君はマイカーでない、君はマイカーだというふうな規制するのにも、それを発表するについては、やはり関係各省のいろいろな横の連絡等も必要だと思ひます。また、高速道路を使わないと行けないような場合もありまして、それだけ、いま大臣おっしゃったとおり一般道路へ流れれば、それだけ交通も渋滞します。交通渋滞をすれば、やはりそれだけガソリンの消費量も要ります。

じゃ、それにかわる大量輸送手段というものが、私鉄なりバスなりに行きます。そういうものがたいてい増便ができるかということになります。いまの現状からいくと、そういう点では増便ができません。まあ、バスなどは特に増便ができません。いろいろなこれに關しては弊害があるかと思ひますが、私も原則的にはこういう思い切った施策というものは賛成なんです。私の住んでおります宿舎でも、もう二十四時間高速道路から、七階です。それから、わりかた音が入ってきます。なぜこんな夜中に車が走るんだらうとふしぎに思つて寝つけないときもあるんです。ですから、そういう点では原則的には賛成なんです。これをやるに ついては、相当いろいろな問題があると思ひますので、十分それは大臣御配慮いたして、一方面的なことと締め出しというのではなく、やっていた きたいと思ひます。

そこで、最近の物価の異常な値上がりというのは、大臣もよく御承知のとおりだと思ひます。時 間がございませんで、私もちょっと簡潔にあれ しますが、ちょっと待つて下さい。——どうも 失礼しました。これはおとつ、十八日の日に、 私が住んでおります千里ニュータウンのスーパー で八十二円で買ったんです。これ、値札ついてい ます。八十二円で買って、きのう買いに行きます と、九十二円になっているんです。これはクリー ムスープの素なんです。そうしますと、一日に一 割という小さいもので上がつていく。これは大 きいものになれば、どうしようもない値上がつた ものを主婦が買つていかなければならないと思ひ ます。こういう状況について、大臣どう思ひます か。スーパーへ最近になって視察に行かれたこと があるとか、また、全然行っていないとか、どうで すか、大臣。

○國務大臣(中曾根康弘君) この間の神戸の市長 選挙のときには、スーパーへはよく入りました。 大体、演説するためにはスーパーの前でやります から、中をずっと回つてみて、値段の状況とか、 主婦連にどういう状況ですかとお聞きしたりし

て、意見も伺つてきました。いまの八十二円が九 十二円になったというのはどういう理由か知りま せんが、もしそれが便乗値上げであるとすれば、 そういうものは嚴重にわれわれは指導しなけ ればならぬと思ひます。

○山田勇君 若者のアイドルみたいになっており ますあのカップヌードルというのがあります。そ れも、自動販売機で百円、それがいま百五十円。 きょうもスーパー、それから一般の市場へ行つて きました。まず、しょうゆ、ソース、砂糖、小 麦粉それから食用油、これは全くありません。た になりにありません。そういうふうな状態で、まあ店 に安い品物が入ってくるのを、もう主婦がうろう ろと待っているという状況なんです。私の近所 に、いつも来る焼きイモ屋さんのおじさんがおり ます。きのうも、おじさんどうですかと言つと、 まあ大阪弁で言いますと、全然あきません、もう かりません、そんなことないでしよう、売れる でしようと言つと、あきませんと言つたんです。こ れは、おじさんに聞いてみると、無理もないんで す。昼間主婦たちは、いつ安いものが入ってくる か、少しでも安いものを求めようとして家庭に じつと落ちついていないんです。だから焼きイ モも売れないんです。これはおもしろい現象です よ。——いや、大臣首ひねつておられるが、そうす ば。大臣ね、六カ月で大きく、まあそれは経済情 勢が変つたといえど、大臣ほどの政治感覚を 持っている方の感覚は、もう根底的にくつがえさ れる時代なんです。だから、焼きイモ屋がほんとう に売れないというのは、主婦がそうして昼間安い ものを買いあさるためにスーパーへ行つてしまつ て、留守になつておられるという状態で売れない。 ですから、そういうふうなことで、私は、大臣 にここで申し上げたいのは、そういうふうな状況 の中で、ことしの四月、商社の買い占めや石油不 足を理由にあらゆる物価の大幅な値上がり、これ に対してささやかな抵抗と言つたらあれでしょう が、安いものを求めて主婦があらわのスーパー、 こちらの市場とさきまよい歩いているような状況の

中で、先ほど加瀬委員のほうからも少し申し上げておりましたが、いわゆる投機防止法が七月の六日に公布され、施行されておりますが、それについて、どのような効果があったかというのを加瀬委員が聞いておりました。私もそこで聞いておりましたが、私もそれをお尋ねしようと思つたんですが、効果はなかったというんですが、なぜこれは効果はなかったんですか。

○政府委員(小島英敏君) 全然効果がなかったというふうには考えておらないわけでございます。まして、たとえば大豆がことしの一月にああいうふうな暴騰いたしました、その後法律ができたわけでございます。大豆が一月に暴騰したときの需給状況は、実はそれほど深刻な状態ではなかったわけでございますけれども、非常に思惑的な仮需要が発生してああいうことになったわけですから、いまだか、アメリカが大豆の輸出規制をするというふうな動きがありまして、農林省の話によりますと、一月当時よりも実はあの段階のほうがはるかに実体的には深刻であつたというのです。しかしながら六月、七月の場合には、大豆について一月におけるような動きがございまして、これは一月の経験ということもあると思つて、私も、やはり法律というものがあつて、非常にそれが無言の圧力を加えたということが私はきいておると思つた。そういう意味では決して効果がなかったというふうには考えていないわけでございます。

先ほど申しましたように、その後最近起こりました仮需要というのは、あの法律が予想しておりましたような大商社とか非常に大きなところが買い占めたり売り惜しみをすることによる価格の暴騰ではなくて、もう少し流通段階の先のほうで仮需要が発生して、あるいは消費者の買い急ぎがあつて、価格が暴騰するということですが、今回の場合はおもしろ現象だつたと思うわけでございます。そういう意味で、今回の場合はどうも買い占め・売り惜しみの発動にはあまり適しない形

になつていたと思ひます。

そういうこともございまして、まあ先ほど申しましたように、それでも中央官庁その他に立ち入り検査等の能力が十分ありますれば、これは中間段階の、たとえば卸の段階などにつきましても、もつと立ち入り検査ができたと思ひまして、その点はやはりわれわれの行政能力が不十分だつたと思ひます。決してあの法律が有名無実で何も役に立たなかつたというふうには私どもは考えていないわけでございます。それから、立ち入り検査はいたしませんですけれども、三条に基づき任意調査というものは相当厳密に各通産省、農林省やつておりました、その意味でも、何も法律がなくて行政指導上の調査をやりますよりも、あの法律をもとにして需給その他の調査についてかなり従来よりも進んでいるということは言えるわけでございます。この意味でも法律が十分役に立っているということができると思ひます。

○山田勇君 最後に、通産大臣に申し上げますが、通産大臣ね、非常にわれわれの友人関係の中でも、ほんとに、おせじやなく評判がいいんです。私も個人的には実際、まあ思想的にはどうあるかと、政治感覚的にはやっぱりだと思ひます。しかし、このごろはその人気がた落ちなんですよ。もう、言うこと言うことが毎度違う。やはり、党を支持なさつてゐる方、個人的に崇拝される石油業界の皆さんとも毎度私は会います。しかし、三百八十円というような高値をつけられて困つた、あの人は何を思つてそういうことを言つてゐるんだらうとか、きょう言つたこととあつたこととが違ふとか、絶対にそういうことはまあ認められないでしようが、もう総理と一緒にです。もうインフレだと言つても絶対認めない。これは日本の政治の一番悪いところですね。悪けりや悪いんだと、もうこういふ状態になつたんだからしかたないと、しかし、政府はこれこれこれをやるんだと率直に国民に訴えるほうが——私は大臣にこれは訴えたいんです。——やるほうが

ずっと効果ありますし、国民はついてきますよ。

きょうのあれでは、もうごらんになつたと思ひますが、政治不信、政治家不信、生活不安定の要素、もうそういうふうなパーセンテージ出ていますかね。そういうんじゃないかね——私はわかりません。私もそういうわけじゃないことはよくわかつて、正直言つて、わからぬですがね、お役人のつくつたものだから、これは何が何でも通さないとけないというところは、絶対大臣だめですよ。きょう野党間の国対で修正案をやつているんですが、これはだれが見ても修正案のほうによりいいんですよ。じゃ、なぜいいものをとらないんですか。何でそんな官僚がつくつた、官僚機構の中でこり固まつて絶対にそのワタからはみ出ないということをやっているんですか。そのほうが国民の支持をどんどん落とすといふんです。大臣。私は大臣は将来の日本をやつたり引つぱつていく偉大な政治家だと思ひます。それだけに、もう悪いのは悪いんだと、役人がこうしてつくつたんだと、これは至らないところあつたんだと、それは野党の間でもやっぱ法制局を呼んで、これはだめです、これはいいですとつくつたら、これは明らかに国民の前へA案、B案と出せば、大臣、野党修正のB案のほうがほんとうによりよい効果が出るんですよ。私は、一度ぐらい民主主義のこの政治の中でそういうことがあつてもいいから、だと思ひます。それはいろいろ財界、業界、いゝんなつながら、関連性はあろうと思ひますがね、大臣。しかし、このマイカーのこういう思い切つたことがやれるんでしたらもつと私はできると思ひます。

まあ、ひとつ大臣、ほんとうに煮え湯に困つてゐる主婦もいます。もう身障施設にほんとうにオイルがないって私のところに電話かかつて、私が石油会社へ行つて頼んで、私はこうしてリッターかんを下げて幼稚園へ持つて行つてゐるんですよ。そういう困窮者がいるということを忘れないで、一たんつくつた、一たん政府がつくり上げたというものを、それはなかなかつぶせないはず

す。しかし、大臣ならできるんですよ。一度ぐらゐそういうことをやつてほしいということを強く私はお願ひをして、次の質問に移らしていただきます。

もう時間ですか。——まあ、もう一問だけお願ひします。

運輸大臣にお尋ねします。騒音防止と空の過密による危険の防止という面から東京—大阪間の定期便が非常に減便されたことは私も認めますが、東京—大阪間、もういつそ全便こういう際ですから廃止する考えはございませんか。

○国務大臣(徳永正利君) 石油事情はこういう非常にきびしい段階にまいりましたけれども、いまやはり航空機がなくなつておる輸送の力というものは、先生御指摘のように、いま直ちに大阪—東京間を全便廃止というところに踏み切るほどの状況にはないわけでございます。いろいろの油の事情によりまして今後対策は立ててまいらなげやならぬと思ひますけれども、いまここで全便廃止に踏み切るという考えは持つておりません。

○山田勇君 そうしますとね大臣、午前二便、午後二便というふうな、その辺まででも減便でございせんか。もちろん大臣、あれでしょう、わが日本が誇る新幹線があるということを考慮されて御答弁いただいてゐると思ひますがね。絶対に燃えない新幹線なんて——燃えたんですがね、この間。燃えてしまつたんですが、そういうことを考慮に入れてもう一度お願いいたします。午前二便、午後二便でございせんか。

○政府委員(寺井久美君) ただいまの午前二便、午後二便の減便を考慮されなかつたという御質問でございますが、現在、大体月平均にいたしまして毎日七千二百人程度のお客さまが東京—大阪を飛んでおられるという状況でございます。先ほど大臣が申し上げましたように、直ちにこれを全便廃止というふうなことはいまの段階では考えられませんが、部分的な減便が可能であるかどうかという点につきましては、今後の燃料状況その他も勘案して当

然考慮しなければならぬ問題でございますが、当面この年末年始を控えて、たとえ二便といえども減便をするというのは実態に合わないというふうに考えております。

○山田勇君 いま年末のお話が出ましたが、この年末を控えて年に一度正月帰省して過ごすという労働者が多いわけですが、帰省バスが例年より運行されないとか、バス会社が重油不足で減便するとか、せっかく一年に一回来しいお正月を郷里でという労働者の夢の実現が危ぶまれていると思うんですが、そういう点で、運輸省としてそういう帰省客に対する帰省バスなり臨時列車なりの何かそういうお手配をされておりますでしょうか。

○政府委員(中村大造君) 帰省バスにつきましては、昨年約二千六百台程度のバスで帰省をいたしましたわけですが、ことしは昨年と同数の車両を確保いたしまして、油も確保して、バスによる帰省客の確保はいたしたいと、こういうふうに考えております。

○山田勇君 最後に運輸大臣にお聞きするのですが、政府は、さきに国鉄運賃の値上げ、消費者米価の値上げをそれぞれ一応十月まで延期するということをきめたようですが、これについて延期でなく撤廃を希望するものですが、これとは別に私鉄運賃についてお伺いしますが、石油危機以来、高速大量輸送機関としての私鉄を見直そうという空気も大きくなってきております。それにつけても、運輸審議会が年内にでも値上げの答申を出そうとしているようですが、物価抑制の面から公共料金は、これはもう極力押えていただきたいし、事は緊要なことではありますが、ここで大臣に、私鉄運賃については値上げをいまのところは認めないということをごめをこの場で明言していただけますか。

○国務大臣(徳永正利君) 御承知のように、私鉄運賃はいま運輸審議会でいろいろ経営の内容とか、どういう根拠においてその私鉄運賃の申請を出したのか、実は昨年の五月にこの申請がなされ

ておるわけですが、その後資料を整え、運輸審議会にかけてそういう面についていただい慎重な御審議をいただいております。その結果がどういふものが出るか、その答申の内容等も拝見しなければなりませんし、その答申の審議の経過等を十分検討いたしまして、いままの言いかたで、それが値上げをしませんと言っているが、そういう問題は答申を待ちまして、ここのうきぶしい情勢下でございますから、しかるべき関係協議会もございまして、そういうところにおはかりいたしまして最後の決断を下したいと思っております。

○山田勇君 厚生大臣にお尋ねいたします。時間がありませんので……局長でけっこうなんです。

簡単に申し上げますが、ことしは福祉政策というところで予算が組まれたんですが、この年の瀬を控え、これだけ高騰する物価の中で年を越す生活保護者、それに身寄りのない老人、母子家庭、さらには身障者など、社会の谷間で細々と暮らしている恵まれない人がたくさんいるわけですが、そういう人々に、一応生活保護世帯に千四百円から二千円という、本年度に限りということで特例として支給するという程度でお茶を濁しておりますが、私はこういう施策、微々たる金額では福祉国家の名に恥じると思うんですが、いかがでしょう。

○政府委員(高木玄君) 生活保護世帯につきましては、本年当初予算に対前年一四〇％の生活扶助給付の引き上げを行ないましたが、その後におきまする物価の上昇の動向等を勘案いたしまして、本年の十月一日からさらに五％生活扶助基準を引き上げまして、前年に比べて十月一日から一九％引き上げたところでございます。これと同じように、年末のいわば生活保護世帯に対する越年資金といまして、期末一時扶助という制度がございまして、これが東京のような大都会で一人当たり昨年三千四百二十円でございますが、こ

れも一九％上げまして、本年は一人当たり四千七十円支給したところでございます。さらに、たまたま先生おっしゃられましたように、この年末を迎えまして、現下の諸般の情勢にかんがみまして、さらに、たとえば東京を例にとりまして、被保護者一人当たり二千円を特別一時金として支給すると、こういうふうなことをいたしたわけでございます。これらのものを積み重ねますと、東京都におきまして標準四人世帯の十二月の生計費といまして七万七千円を確保したところでございまして、これによって最低生活は一応確保されているものというふうに私どもは考えております。

○山田勇君 最後に、経済企画庁長官にお尋ねしますが、日本列島改造論にあおられて商社による土地の買い占めを皮切りに、投機、買い占め、物資不足、さらに石油危機を口実に実体を隠した悪質なメーカーや流通業者がたくさんいるわけですが、そこで、結果、われわれ消費者たちはスパーに走る。物価は上がる。消費者が買い急ぎ買いだめするからだとか政府も一応は警告はしてありますが、現実には物価はウナギのぼり、まああした買うよりきょう買っているほうがいいとだれもが買い急ぐのは、それは人情でございます。法律をつくってもどれもこれも一応ざる法的で、生活安定緊急措置法を業界安定法ではないかと国民に疑問を抱かせるようでは政治不信も私は極限に達したと言っても過言ではないと思っております。

そこで私は、前回の予算委員会でも櫻内農林大臣にもお話を申し上げましたが、そういう点におきまして、今度は長官にお尋ねしますが、テレビなどで相当思い切った消費者擁護を優先するというふうなことをしばしば発言なさっておりますが、最後に長官のこういう消費者擁護を優先するということについて、具体的にこうこうするんだということをお聞かせ願えれば私はたいへんしあわせだと思っております。

そこで、ほんとうに心のこもった、できないこととはできないと、先ほど申したとおり、これだけは絶対にやるんだということだけのひとつ御答弁

をいただきます。私の質疑を終わらせていただきます。

○国務大臣(内田常雄君) 山田さんが言われましたような考えが国民の間にこれ以上びまんすること、私は非常に憂うものでございまして。何といたしてもそういう国民の心配をためてまいりたいということが今度の法律の趣旨でもございまして、また、経済企画庁におります私の考え方、姿勢でもございまして。山田さんも御承知のように、経済企画庁は何をするところかというところ、これはいろいろむずかしい長期経済計画でございまして、あるいは総合国力の分析測定とかあります。が、それももちろん大切なことでありますけれども、しかし、いまだに国民生活安定の旗を振るか、音頭をとるかといいますが、各省むろんやっつけてございまして、その経済企画庁に持つておられますそういう物価、生活安定面についての総合施策、各省のお仕事の調整ということをやっております。私どもの仕事はほんとうに重大であると考えますので、微力でございますけれども、皆さま方の御支援のもとにその考え方を現実に移すべく、大いに努力をいたしてまいりたいと思っております。

○委員長(鈴木幸弘君) 以上で予定の質疑は全部終了いたしました。本連合審査会はこれにて終了することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(鈴木幸弘君) 御異議ないと認めます。よって、連合審査会は終了することに決定いたしました。

これにて散会いたします。

午後七時四十三分散会